

も此例を以て籍束せざれども、苟も士族たる者は、皆此法に違はしめ、且私塾等に學ぶを禁ぜり。而して十五歳以下は、専ら文學に従事し、兼て武術の初歩を修め、十六歳以上は、心を武事に專にして、文學の如きは、必ずしも督責して之を修めしめず、其文學に志ある者の爲に、毎月六箇日、學館に講義の會を開きて、其席に列せしむ。此學館は、古註を以て主とし、釋奠に吉備公、菅公を以て孔子に配し、文武の教員五十八人、事務員二十六人ありて、天保の末には、尙増員あり。生徒の謝儀は、其祿の多寡に従ひて、一箇年に一貫文より二百文までにて、之を其教員に贈る。而して特に武を尙ひければ、武術一流の皆傳の者には、藩主より紋模様（紋）の麻上下一具を賜ひ、終身之を用ふるを許せり。

此餘、伊賀國上野に、崇廣堂あり。亦高兌（兌）の設くる所の學校に

して、藩士を教授する所なり。

福井藩明道館は、安政二年、藩主松平慶永の開く所にして、明治二年に、明新館と改む。初め治好の時、文政二年を以て正義堂を創し、藩士及領内僧侶、庶人を論ぜず、有志の輩の入學を許し、之に句讀を授け、聽講に預らしめしが、中間廢絶したるを以て、此舉あり。當時此館にて定むる所の科目は、經書科、兵書、武技科、史科、歴史諸子科、典令科、咏歌詩文科、習書、算術、曆學科、蘭學科なりしが、後に、武術は自宅、或は稽古所にて講習せしめたり。文學は、素讀を初め、此館にて教へしが、後に、素讀及淺近の文義は、外塾にて學び、高等の科のみ、館にて修業せしむ。外塾は、藩より少分の役扶持を給する者なり。又此館にては、士卒を擇ばず、教授する事にて、生徒の最も盛なりし時は、千三百人あり。其内寄宿生五六十人にして、一年に米六俵づ

つ納れしめて、以て其費に供し、格別成業の見込ある者には、藩より費用を給せり。

醫學所は、文政二年、藩の侍醫の共立に係り、濟世館と稱し、其費用は醫員一同に課し、藩費を以て補ひ、安政二年に至り、除痘館を以て之に合併せり。除痘館は、嘉永三年に置く所にして、初め慶永、牛痘の鴻益あるを聞知し、和蘭人より其苗を得て、終に之が爲に館を建つるに至りしなり。安政四年には、濟世館の教則を改正し、江戸より坪井信良を聘して、教師と爲し、藩醫の子弟に教へしめ、明治二年、明道館の管轄と爲る。

岡山藩立學校は、寛文九年、藩主池田光政の創立する所なり。是より先き、光政は、寛永十八年を以て、教場を設け、寛文六年を以て、假學館を設けしが、其規模の未だ弘からざるに由り、更に此舉ありしなり。然れども、藩士たる者の、必ずしも此に

岡山

學ばんことを要せず、父兄の志向に任せ、私塾に學ばんも妨なく、他方遊學の如きも、志願に應じて之を許し、特別の人に、藩費を與ふることあり。凡て藩士の宗子は、八歳より入學することを聽し、之に素讀、習字等を教へ、十一歳に至れば、必ず就學せしめ、十六歳より十九歳までは、講習に従事せしむ。通學者は、常時は、巳刻に上り、未刻に下り、暑月は、辰半刻に上り、午刻に下り、入寮者は、勤學の期を三年とす。又平民の子弟の爲に、學校中に、一塾を設け、諸生部屋と稱して、寄寓せしめ、講義の席には、元服以前の生徒を除くの外、家老より平民に至るまで、皆之に預ることを得るなり。此學校には、音樂の科あり。初め光政、伶人を京都より聘して、國中の神職に音樂を教へしめ、後に神職の内を擇び、樂人と爲し、音樂を練習せしめ、又醫者をして之を學ばしめたり。又小笠原流の禮式あ

り射御、槍劍、水練、砲術、軍馬等の武藝あり。文藝の試験は、其等級に従ひて、歳終に之を行ふ。即ち句讀生は、小學の内にて、自ら其人の得意なる處を抽きて、講説せしめ、小學生は、講官より小學の内を抽きて、講説せしめ、論孟生は、論語、孟子、子書生は、孟子、大學、中庸を試みる事、小學生の法の如くし、五經生は、講官より詩、書、易の中を抽きて、筆解せしむ。其獎勵法に於けるや、歳終に生徒の勤惰を検し、勉學者に賞を與へ、或は一年の間、闕席なき者に書籍を給し、或は平民の子弟の篤志の者には、帶刀及名字を稱ふることを許し、等の事あり。其武技に於ては、一科より三科以上の免許を受けし者に、特に袴地等を賜ふ事あり。此學校は、初は高二千石の地を以て、學費としたりしが、後に變更を経て、定めて千石とす。

光政は、寛文七年に、領内各郡に、手習所百二十有餘を置き、之

に費用を給し、村民の子弟たる者をして、讀書、習字を學ばしめしが、延寶三年に至り、之を閑谷學校に併せたり。

閑谷學校は、備前國和氣郡閑谷村に在り。舊は亦一箇の手習所にして、寛文八年の創立に係り、之に學田を給し、其地の民戸七十有餘家を以て、専ら學事にのみ給し、他の課役に預らしめず。此學校には、近村より入塾、通學するのみにあらず、他領よりも入塾する者あり。其習字は、墨に代ふるに水を以てし、其用ふる所は、机、木硯、筆、刷毛、水入、及、玉盤と稱する。澀塗紙にして、之を學校より給するなり。

德島藩長久館は、寛政三年、藩主蜂須賀治昭の創立する所に淵源し、初め寺島學問所と稱せしが、明治二年、茂韶の時に至り、其規模を廓大にし、始めて長久館と稱せり。是より先き、安政三年、齊裕、文武學校を江戸八町堀の邸に造り、漢學、蘭學、算術

量地及槍劍弓馬洋砲を教授し之を長久館と號せしが長久館の名は實に此に本づく而して寺島學問所は漢學のみを教授せしが長久館と稱するに至り漸次に洋學醫學國學劍術算術を加へたり從來此藩の士卒の子弟は多く藩學に學ぶと雖も之が制限を立つるにあらず各人の意向に従ひ家塾及寺子屋に學ぶ者も亦少からず又平民の入學を禁ぜざりしが後に至りては儒者の門人醫師の門人の外は藩學に入らざる事と爲り此習慣は明治二年まで繼續せり又文化中には舟手船頭役が讀書を好みて藩主より譴罰せられし事ありしかど後に至りては又此の如き事なし

此藩には又寺島洋學校あり慶應元年齊裕の創立にして蘭學を教へしが明治二年長久館内に移せり

又淡路國洲本學問所あり寛政十年治昭の創立にして士卒

をして共に漢學を修めしめしが明治元年に文武學校と稱し始めて文武を兼修せしむ

又淡路國由良浦進修館あり元治元年齊裕の立つる所にし

て海防の爲に土着する士卒の子弟を教ふ

又淡路國岩屋浦講習館あり文久年間砲臺を本浦の正北隅なる松帆に築き江戸徳島洲本に居住する藩士を此地に移せるを以て慶應元年此館を設けて文教を興せり

醫師學問所は寛政七年藩主治昭藩内醫術の拙劣を憂へ本藩の醫生をして専ら醫術を磨勵せしめんが爲に設立する所なり而して天保の末齊昌の時を以て漢方醫學極盛の時とす安政四年齊裕の時に至り本校醫生をして旁ら蘭書を講じ廣く醫學を研究せしめ其翌年校内別に洋方醫學教授の一局を設け主として洋方を講習せしむ

高知

高知藩教授館は、寶曆十年、藩主山内豊敷の創立する所なり。此藩にては、文武師範たる者數名を立て、其文事の師範中に於て、復數名を選び、教授役と爲し、毎日、館に入り、生徒を導かしむ。而して藩士たる者は、必ずしも館に入りて、業を受くるにあらず、文學の師範及其餘の儒者、即ち平儒者と稱する者の家に就きて之を學ぶも、藩にては之を禁ぜざるなり。習字師も亦同じ、武技に至りては、之を館中に設けず、偏に各師家に就きて學ばしむ。此學館の學習期限は、八九歳より十四歳に至るまで、習字師に就きて、筆道及素讀を學び、十五歳より四十歳に至るまで、教授役及各師家に就きて文武の業を修む。四書の素讀、既に訖れば、毎日、通學せんことを要せず、師家の會日に學館に造りて、其業を研磨す。又此藩の制たる、士族は、十七歳に及べば、兵籍に編入し、武技を以て先とするが故

に、此年齢に至れば、責むるに文學を以てせずして、其志向に任するなり。其試験法は、文學は、試業と稱し、定期を立てず、儒家の子弟及其門人等の中に就て、學業上進の者を指名し、之を本館に召し、經史の素讀及講義を爲さしめ、武技は、式日と稱し、一年に一回、別に場を設け、其優劣を試みる。又五年の間、毎年、勉勵すること、文武百日以上に及ぶときは、並に褒詞を加へ、更に此の如くにして、五年、十年を経れば、並に賞金を賜ひ、更に五年を経るまで、勉勵すること、故の如くなれば、藩主親ら之を賞する等の法ありて、之を奨勵し、三年、勉強すれども、進まざる者は、強ひて文學に従事せしめざるなり。此學校は、篤く程朱の説を守り、深く仁齋、徂徠の説を斥け、夏、冬の兩季には、生徒より、私に應分の謝表を師家に贈るなり。致道館は、文久二年、山内豊範が、教授館を廢して、之に代ふる

所にして、文武の諸師家を廢し、其業は皆此館にて授く。其科目には、經學、史學、國學、句讀、槍術、劍術、弓術、砲術、士官學、生兵學、練兵、馬術、要馬、居合、體術、貝太鼓ありて、文武を兼修せしむれども、其材力に應じ、時としては、其一を偏修せしむる事あり。而して、武藝の内にては、必ず槍劍を學ばしめ、其餘は、本人の意に従ひて、之を修めしむ。

高知藩醫學校は、天保十四年に立つる所にして、天保三年に教授館に醫科を設けしに根基せり。

開成館は、高知藩の郷校にして、土佐國土佐郡九反田に在り。慶應二年に立つる所にして、局を分ちて、貨殖、勸業、礦山、捕鯨、海軍等とし、旁に譯局ありて、西洋各國の學術を教へ、海軍局にては、航海の術を教へ、又醫局ありて、洋方を教へ、業を此に修むる者は、致道館の課程を免ぜらる。

會津

此餘、此藩にては、安政元年、各郡に郡府を設置せしむ、所在に郷校を設けたり。

會津藩日新館は、寛文の初年、藩祖松平正之が、稽古堂を建てしに起因し、天明八年、容頌が、大に土木の功を起し、養舍を改造せしに至りて、始て日新を以て館に名づけたり。初め正之は、山崎闇齋、吉川惟足を聘し、神道及朱學を尊信しければ、一藩之を守りて、終始變ぜず、歌は、二條家の法に遵ひ、神道には、口訣傳授等の事あり。又洋學、醫學、算術、筆道、體式、兵學、弓術、馬術、槍術、劍術、砲術、柔術、游泳、居合、薙刀の類ありて、凡て士族たる者は、十歳に至れば、必ず此に就きて、文武の業を兼習せしむ。其文學の等級には、生徒を四等に分ちて、初て學に就く者を四等生とし、孝經、小學、四書、五經の素讀を試みて、三等とし、之に少しく講義を加へて、二等とす。三等を三百石以下の格

とし、二等を三百石以上の格とし、並に其祿を有する者の、必ず修むべきの課とせり。更に唐本にて素讀を試み、且講義を雜へて一等とし、始て至善堂に入ることを得。至善堂は、大學と稱し、又講釋所と稱し、其生徒を大學生と稱す。其生徒の此に入るは、通例十六歳なれども、若し其業既に此度に進める時は、年齢未だ合格せずと雖も、亦此に入ることを得るなり。此堂に上る者は、聽講、輪講、賦詩、作文に従事し、弓馬、槍刀の内にて、必ず其二種を學ばしめ、其餘の武藝は、一に各人の志向に任す。而して郊野にて隊を結び、槍刀を角して、衆人をして縦覽せしめ、以て其業を奨励する事あり。さて其退學の期は、長子は、二十五歳とし、二三男は、二十一歳としたれど、若し文武の藝未だ合格に至らざれば、退學を許さず。又其年齢未だ定格に満たざるも、藝業既に達せる者は、自由に退學するこ

とを得るなり。此藩にては、數年間、學校闕席なき者を賞賜し、其文武の業の家督を相續すべき度に至らざる者に、小普請入を命じ、之に祿税を課し、或は祿秩を減ず。而して文學の大學生に昇りたる者は、武術は、未だ合格に至らずとも、此事なく、武術の數種の免許を得たる者も、文學合格せずとも、亦此事なし。又平民の子弟は、藩立校に入ることを禁じたれども、學業進歩の者には、試験の上に、賞與する事あり。

此藩には、此學校の外に、藩地に南學館ありて、友善社と稱し、北學館ありて、青藍社と稱す。俱に獨禮以下の子弟を教ふる所なり。

久留米

久留米藩學館は、其創立の時代を詳にせず。初め講談所と稱せしが、寛政八年に、明善堂と稱し、萬延年間、改めて此稱を立てたり。文政年間、藩主有馬頼永に至り、大に儒學を尊び、自ら

侍臣等と日夕講究し、藩士を奨励せしかば、學事大に進歩せり。其學科は、和學、漢學、珠算、習禮等なりしが、萬延元年、文武を合して一統轄とし、明治に至り、更に英學科を加ふ。此藩にては、藩臣の子弟は、子卒を論ぜず、八歳より十五歳までの者は、必ず藩學に入らしめ、十六歳以上の者は、教授の見込を以て、入塾を許せり。

秋田

秋田藩明德館は、寛政元年の設立に係り、初め明道館と云ひしが、文化八年に至り、今の名に改む。其教ふる所は、専ら倫理を明にし、廉恥を勵ますを以て目的とし、春秋に釋奠あり、隔年に養老の典を舉行し、領内の老人に賞賜す。漢學は、諸家折衷學にして、四書、孝經等を以て課業とし、博く十三經に涉らんことを要せり。而して學校内に於て、讀書の室を分ちて、東西二學とし、東學にては、十五六歳以下の者を教へ、西學にて

は、十六七歳以上の者を教ふ。又西學を分ちて七局とし、局ごとに専門一家の經書を研究せしむ。乃ち詩經、書經、禮記、易、儀禮、春秋周禮の七家なり。凡て士籍に在る者、十六歳に至り、出仕を乞ふ時は、先づ學、庸、論語の素讀を試みるなり。學館内には、演武場あり、醫學館あり、和學科、算法局、禮式科あり。演武場を武藝所と稱し、本館敷地内に、一大土場を設けて、刀槍、居合、柔術、弓術、軍學等を演習す。醫學館を養壽局と云ひ、内外科を始め、産婆、鍼灸の諸術を教ふ。而して醫家の子弟は、出席して、其業を修むることを得れども、士族の二三男、或は農商家の子弟は、已むを得ざる事故あるか、又は癡疾に罹れる者等の外は、入學するを聽さず。凡て藩内の醫は、卒業試験を経て後、兩三年の間、實地修業に従事し、施術の功驗ある者に限り、師家の證書を徵し、之に符驗を付して後に、施治を許す。而して

郡村市街の醫は、特に脇指一刀を佩び、羽織を着せしむるなり。此藩には、又各士族の居住せる地に、藩主より各一校を設立し、其地の士族を教授せる者、凡て十箇所なり。又江戸の邸内にも、學校あり。

盛岡

盛岡藩立學校は、寛永十三年、藩主南部重直が、文武場を設けしに起り、天保十三年、利濟の時に、明義堂と名づけ、慶應二年、利剛の時に、作人館と改名し、始て學田を附し、寄宿寮を建設し、水戸藩の學風に依り、文武一致の令を布き、和漢洋學、及諸武術、漢蘭醫學の諸學科を置き、文學局を修文所と云ひ、武學局を昭武所と云ひ、醫學局を醫學所と云ひ、神廟に建御雷神と孔子とを合祀す。其生徒は、束脩、謝儀なく、概數七百名なり。其内、寄宿生二百名にして、藩費、自費、各其半に居る。毎月一六の日には、藩主臨校して、生徒と共に講義を聽き、春秋兩度の

米澤

大試験にも、藩主臨席せり。

米澤藩興讓館は、藩主上杉綱憲が、元祿十年を以て、徳川幕府の學校に倣ひ、聖堂及學校を設けしに起る。上杉氏は、謙信の後にして、其初は、専ら武を尙びしを以て、世子の師をして、儒醫を兼ねしむるが如きありと雖も、學校の設は、未だあらざりしに、是に於て始て興學の舉あり。治憲に至り、篤く儒教を信じ、細井平洲に師事し、禮遇すること極めて厚く、心を牧民に用ひ、時に稱して諸藩中、屈指の良主とす。乃ち安永五年を以て、學校を興復し、始て其館を名けて興讓と云ふ。是に於て一藩の人心、都て文學に向ひ、士族たる者、學校に通學せざるはなし。卒は、薄祿にして、資力に乏しきを以て、學業に従事する者は、百中の一に過ぎずと雖も、絶えて通學する者なきにあらず。亦農、商、僧侶の通學するをも禁ぜざるなり。其制たる、

時に沿革ありと雖も、今其概略を擧ぐれば、藩士俊秀の者二十名を選抜し、之に飲食、炭、油を給し、三年の間、常に學校に留宿して、勤學せしめ、是を諸生と稱す、多くは二十歳以上、三十歳以下なり、又自費にて入學する者あり、之を寄塾生と云ふ、又賄寄塾と稱する者あり、亦之に飲食、炭、油を給す、又通學生は、十歳前後にて、始て入學し、孝經、四書、五經の素讀を受け、十二三歳より、十六七歳に至る際、師授に由らずして、自ら左傳、史記等の書を読み、十七八歳より、左傳等の書を講義し、二十四五歳にして退學せり、然れども定規あるにあらず、而して毎年一回試業ありて、講義、素讀を試みる、其内、御前試業と稱して、藩主の之に臨む事あり、又秀逸試業と稱し、秀逸、進業、出精、孝悌、篤志等の者を選抜して、試業するあり、其詩文に於ける、乞ふ者あれば、亦之を試験す、而して俊秀の者を選び、之に

學費を給して、江戸に遊學せしむる事あり、要するに此學校は、儒學の外に、少しく禮式を教へ、儒學は、初め古學、及徂徠學を主とせしが、中比より變じて、朱子學と爲れり、

好生堂は、醫學校なり、寛政四年、藩主治憲、平賀鳩溪を聘し、醫生をして、本草學を講習せしめ、新に堂を立て、藥圃を開き、藥草を種ゑ、生徒を置き、栽培及製造の法を習はしめ、且醫生をして肄業せしめたり、是れ此堂の起源なり、其後、屢變遷を歴て、文政十二年に至り、之を興讓館の内に移して、醫生を教授し、領内の醫を以て業とする者は、必ず此堂の集會に列せしめ、且盛に蘭學を教へければ、他藩の醫生も、亦來學するに至れり、

演武校は、兵學校なり、兵學、弓馬、槍劍、砲術、柔術を教ふる所に於て、此等の技は、徒士、歩卒に至るまで、一般に之を學ばざる

桑名

者なし。

桑名藩立教館は、家康の同母弟なる松平定綱の、伊勢桑名に設立するに起る。寛保元年、定賢の時に至り、封を奥州白河に移し、が、寛政三年、定信、學校を白河に設くるに至り、始めて立教館と稱し、文政六年、定永、封を桑名に移さるゝに至り、舊領主松平下總守の舊貫に仍り、復學校を此に設く。此學校は、士分以上を教育する所にして、士分たる者は、必ず此に學ばざるを得ず。而して生徒を三分して、素讀生、對讀生、講義生とし、素讀生には、四書、五經の素讀を教へ、對讀生には、左氏傳、史記、漢書、綱鑑補を授け、漸次に獨看して、略、文義を了するに至らしめ、講義生は、博く經史、諸子、及論策等を讀ましめ、對讀生以上は、講義を聽くに預り、講義生は、輪講、文會、詩會に預る。又毎年冬季に、試験を行ひ、素讀生をして、假名にて筆記せしめ、字

福山

音を誤りたる者を一失とし、字訓を誤りたる者を半失とし、一失に満たざる者を甲科とし、二失に満たざる者を乙科とし、並に差を立て、之に賞を與へ、講義、詩文、論策は、教員にて投票を以て優劣を定め、甲乙二科に賞與す。此餘、尙定例、特別の賞典ありて、之を策勵せり。而して堅く程朱の說を守らしめ、支那の風を慕ひて、當今の制度を誘るを禁じ、文武に、偏倚すること勿らしむ。又此學校は、大神宮の祓札を安じ、別に釋奠を行はず。此餘、江戸の藩邸、及越後柏崎にも學校あり。

福山藩立誠之館は、安政元年、藩主阿部正弘の創立する所なり。初め正倫、銳意力を教育に盡し、天明六年、弘道館を建てしと雖も、其規模未だ完からざりしかば、正弘に至り、文學所、武術稽古場、兵學、洋學、禮法、算習所等を合せて、誠之館を創立す。正弘夙に父祖の意を繼ぎ、教育を振興するの志あり。力めて

自奉の資を節し、學校の永續を圖れり。身老中の劇職に居りしと雖も、常に侍讀を置き、經史を講し、時勢を察して西洋銃陣を講究し、近臣を以て隊伍を編成し、自ら之を指揮して、其操法を試みる。是に於て一藩の子弟闔然として學に嚮ひ、士風一新せり。誠之館に於ては、八歳以上四十歳以下、年齢に依り、嚴に之が法を立て、諸士以下卒に至るまで入學せしめ、農工商も武術の外は、館に入りて修業するを得しむ。但し出家山伏等の入學を許さず。學科は皇學、漢學、兵學、洋學、醫學の五科にして、兵學は甲州流を用ひしが、正弘の時、洋式の操法を江川太郎左衛門より傳へて、藩士の子弟をして練習せしむ。醫學は漢法を以てせしも、正弘の時より漸く蘭法を用ふ。正弘洋學を擴張するの意あり。蘭法醫をして家塾に於て蘭學を教授せしめしが、誠之館造營の後、館中に洋學所を設け、

又藩士をして、長崎及開成所に遊學せしめし事あり。此藩の教育の法は、漢學は子弟一般に修業せしめ、武術は幼時は數技を兼修せしむと雖も、成童の後、弓、槍、劍の内、其一を擇びて、修熟せしめ、他の藝術は、餘力を以て兼修せしむ。文學、武術の等位を各三等に分ち、以て仕途の法を定め、其格に入らざる者は、戸主と雖も、職に就くことを得ざらしめ、以て學業を獎勵せり。此藩には、江戸の邸にも學校あり。

佐倉藩立成徳書院は、寛政四年、藩主堀田正順が専ら昌平校の制に倣ひて、創置する所なり。館中温故堂、六藝所、演武場、醫學所を設け、文武を修めしむ。創設の際、令して藩士子弟の學校に登るには、殿中に在るが如くすべしと云ひ、以て教學を慎重にするの意を明にす。是より先き、釋奠釋菜の禮は、久しく行はれて、聖廟の設は、學校の前に在り。是諸藩に於て稀に

見る所なりと云ふ。試業法は毎月各學科順を以て施し、八月には、蘭學の素讀講釋一度あり。天保年中、藩主正睦の時、蘭法醫學を採用して、佐藤泰然を招聘し、漢蘭兩醫並び行はれた。而して醫學所の制、奇日は漢法、偶日は蘭法を講ず。尋て頻りに蘭學者を招致し、洋學大に發達せり。此學校は、僧侶巫祝の其門に入るを禁じて、生徒をして意を儒業に專にせしめ、其書を學ぶには、力めて市街の師に就かざらしめて、市井の風に浸漸する漸を杜けり。此藩には、江戸の邸にも學校あり、亦成徳書院と云ふ。

私塾にも、盛なる者多かりしが、備前福山の藩士菅茶山の塾の如きは、生徒の多きを以て、藩にて費用を給し、升せて郷學と爲したり。伊藤氏の堀川學校は、仁齋より以來、子孫相承け、五世の間、教諭を以て任とせしに由り、天保年間に、幕府より、

私塾
福山藩學
制五

四二 十三朝紀

(三) 漢學學校
京都藩學制

戸役を除き、毎年、銀を賜ひて之を表章せり。又其比、豊後の廣瀬淡窓の塾は、生徒毎年新に入る者百人内外にして、階級を立て、點數を以て躡陟し、塾規頗る備れりと云ふ。其他、手習師匠と稱する者、専ら習字を教へ、傍ら素讀、算術を教ふる者多し。概ね通學なり。農、工、商の兒童は、皆此手習師匠の薰陶を受くるを以て常とす。而して其齡六七歳より始て入學し、其退學は、概ね十二三歳の比に在り。其業に就くや、辰刻に始め、未刻に訖り、極暑の比は、卯刻に始め、午刻に訖り、休暇は、毎月一次、及五節供等なり。其淨書して正を師に乞ふや、月に六次にして、其間、大凌、席書、書初等の事ありて、以て其業を勵ました。是れ江戸に就て、其梗概を言へる者なれば、地方に由りては、差異なきこと能はず。

書籍館は、徳川氏一代之を設けて、縦覽の用に供せし事なし。

書籍館

(四) 武江年表
明曆元年
(五) 武江年表
寛文十年

(六) 深山文集
林崎文庫

漢文
(七) 漢書文集
先哲叢書一
(八) 野史
先哲叢書

明曆の初年、醫師板坂卜齋、江戸淺草に書庫を立て、和漢の書を收め、寛文の比、僧了翁、江戸不忍辨天の祠畔に小堂を建て、儒佛等の書を貯へ、並に衆人をして披覽せしめしかど、今其方法を詳にするに由なし。又伊勢神宮に、林崎文庫あり、其創立、何の年に在るを知らず。權禰宜荒木田尙賢、舊に仍り之を修し、天下の奇書を募購せり。其募購の爲に法を設くるや、凡て異典を以て來る者、其藏を觀んと欲すれば、之を許し、就きて學ばんと欲する者は、館にて待遇し、一たび崎册、零本を齎して來る者は、子孫に至るまで、之を待つこと一日の如くならんと。然れども、皆書籍館と爲すに足らざるなり。

漢文は、徳川の初は、既に四六の陋習を脱して、韓歐を以て法と爲したり。然れども、未だ格に入るに能はず。林羅山は、其集百五十卷あり。朝鮮人、其文を見て、日本第一と爲したれど、

(九) 拙堂文話
集古學先生行狀

(一〇) 野史
類漢文集

(一一) 待園

後人猶以て未だ精暢ならずとす。伊藤仁齋は、文を作るに、専ら唐宋八家を以て本とし、詩は、専ら杜詩を祖とし、其文は、辭理平穩にして、務めて曉り易からんことを欲し、繁文綺言を事とせず、時に推して宗匠とす。又譯文會を創し、支那の古文を變じて、漢字交り文とし、學者に與へ、之を舊の漢文に復せしめ、其添減順逆の別を校して、以て文法を諳んせしめ、甚だ初學の弘益を爲せり。皆川淇園の習文錄は、實に此法に依る。仁齋の子東涯、亦文を善くし、用字格を著し、字句の順逆を詳にし、名物六帖を著して、支那の熟字に對照するに、我邦の語を以てせり。是より後に、名物六帖の類には、柴野栗山の雜字類編、山本北山の文藻行潦、詩藻行潦、僧大典の學語編の類頗る多し。皆初學の輩に於て、便益を與ふること少からず。然れども、仁齋の文の如きは、和訓和句、和習の相雜れるありて、未

(一三) 野史

(一四) 近世叢書
(一五) 徂徠集
(一七) 答風景山書

(一六) 拙堂文話

(一七) 徂徠集

(一八) 拙堂文話、山陽書院讀
二林集

だ格に入ること能はず。获生徂徠は、詩文共に明の李攀龍、王世貞等に依りて、専ら文章を以て、學問の主眼として、古文辭を修め、多く經史の成語を用ひて、文を成し、自ら摸擬を以て、文を學ぶの法と爲せり。其艱澀にして讀み難きこと、仁齋の文に反對せり。而して學殖富贍、才力超逸にして、其文、俗習を一洗せしかば、海内翕然として之に従へり。後人、其文を評して、詭僻と爲せども、實に漢文の格に入りしは此に始まる。徂徠は、又譯文筌蹄を著し、我國の訓に依り、支那の虚字を類集し、當今の語を用ひて、之を譯し、其義の同異を詳にし、以て文を學び書を讀む者に便せり。是より後、淇園の虚字解、助字解、實字解、大典の文語解、詩語解等の書は、皆之を祖述したる者にて、大に初學の徒に功あり。徂徠より後、寛政の比に、栗山、精里、二洲の三鉅儒出でて、大に文法を精しくし、其文益、文格に

(一九) 近世先哲叢書

(二〇) 鳩巢文編、六卷三宅

(二一) 鳩巢文編、菅原

(二二) 精里文集、近世先哲叢書

合し、直ちに支那人に逼りしかば、文章是に於て大に整へり。是より後、唐宋に依るあり、明清に依るあり、雄渾なるあり、巧麗なるありて、其技益、進み、作者常に絶えざりしが、文政の比、頼山陽出でて、専ら唐宋八家に依り、著述する所多く、詩文英造にして、文法に精しく、謝選拾遺、古文典刑等の撰ありて、以て文を學ぶ者の典模と爲したり。是より今に至るまで、山陽の文を學ぶ者多し。徂徠の同時なる鳩巢も、亦能文の名あり、曾て文稿を以て深見玄岱に示せり。玄岱は唐音を識れる者なれば、唐音を以て之を讀みて云く、文辭善なりと雖も、閑字を欠けりと。鳩巢深く以て然りとす。又雨森芳洲は、我邦の人の朝鮮人の文を識るを見て、大に以て非とし、支那人に在りては則ち可なるも、我に在りては、彼國の文を識すべからずと云へり。故に或は邦人の文は、意を達するに止まりて、支那

(二三) 御堂文

の名文に匹すべからずと云ふ者あり。然れども吾邦の文章は、日に隆にして、元祿は、元和に勝り、享保は、元祿に勝り、天明寛政は、享保に勝り、終に少年生の作を以て、往時の大家に抗すべきに至れり。文政、天保は、更に其盛なることを致し、今に於て駸々として、其止まる所を知らざるなり。蓋徳川氏の一代は、絶えて支那と往來せざりしが、其進めること、此の如くなるは、實に時、太平に遇ひて餘暇多きと、支那人の文集、文法等の書を容易に得て、其法を精しくしたる等の事に由れるならん。詩も亦此の如し。

詩は、石川丈山、僧元政、徳川の初に鳴りしより、萩生徂徠、服部南郭、祇園南海、秋山玉山、新井白石の徒踵ぎて出で、其本づく所は同じからざれども、世、其人に乏しからずして、元祿の比には、専ら作詩を以て教授する者あり。安永の比、幼學詩韻

詩

(二四) 先哲叢書
漢書、三島山芝、
軒輊、同小笠原
雲溪傳

(二五) 武家重
實記、助、文集
屋中十用
(二六) 漢書詩

詩語、碎金等の書出で、より、幼童も、亦詩を賦することを得たり。蓋是より前は、師鍊の聚分韻略を増補して音訓を附し、三重韻と題したる書、及伊呂波韻の類を用ひしなり。而して徂徠が、盛唐及明の七子の體を摸擬してより、其題は、多く漢宮詞、長安道、塞下曲、采蓮曲の類を用ひ、其書は、盛に攀龍の撰と稱する唐詩選を用ひたり。其後、大窪詩佛、菊池五山の輩、出づるに及び、争ひて詠物の詩を作り、纖巧を極めしが、當時、山陽は、史學に富めるを以て、喜びて詠史の詩を作り、其作には、長篇の古詩多し。而して古詩は、從來換韻の法を誤れる者多かりしが、武元質が支那人朱綠池の口授を承け、其説に従ひて、古詩韻範を作りてより、騷人多く其法に依れり。此時には、又市河寬齋、菅茶山、廣瀬淡窓、僧六如の如き、大に前人に超絶せる者輩出して、詩の盛なるや、専ら詩を以て其門戸を張る

韻學

(二七) 韻鏡附

(二八) 韻鏡

(二九) 韻鏡
約序 向一八
(三〇) 韻鏡
約序 向一八
(三一) 韻鏡
約序 向一八
(三二) 韻鏡
約序 向一八

者益多し。

音韻の學に就ては、世に韻鏡家と稱する者多く出たり。寛永の比、僧宥朔始て韻鏡の註を作りてより、註釋する者數十家にして、吉凶禍福を論ずること益甚し。延享の比、僧文雄磨光韻鏡を著し、玉篇、廣韻、集韻に依りて、翻切を注し附するに漢吳音、唐音を以てしたれば、學者多く之を便とせり。當時、唐音を學ぶこと盛に行はれて、徂徠、春臺の如き、皆之を識れり。意に謂ふ唐音を知らざれば、漢書を讀むべからず、漢文を作るべからずと、文雄は、春臺に従ひて、文字を問ひし者なり。然れども音和、雙聲等の法に依りたれば、頗る學び難かりしを、文政の比、太田全齋、漢吳音圖を著し、我邦の古書と、支那の古書と、朝鮮の音と、印度字の音とに徴し、五十音に依りて、原音、次音、便習音等の別を立て、より、人多く此說に従へり。而し

支那俗語

(三三) 先哲叢書
名家著述目錄

(三四) 有樂院
圖書記附錄一
集九六論
新編

(三五) 南山俗語考

て全齋の學は、本居宣長に本づきし者なり。

支那俗語の學は、岡島冠山を以て最も盛なりとす。是より先き、之に従事せし者多かりしと雖も、未だ甚だ精確ならざりしに、冠山起るに及びて、能く其說を詳明にし、著述する所ありて、大に學者に便せり。徂徠の如きも、亦支那俗語の書を讀みて、覺了せざる毎に、之を冠山に問へりと云ふ。徂徠は、意を此に用ひたる者にて、曾て幕府の命を奉じて、訓點を六論衍義に施し、又明律國字解を作れり。要するに當時の此學は、皆唐音を以てしたるを、後には其語を解するに止まりて、唐音を識らざる者あり。然れども薩摩の國主島津重豪の如きは、兼て唐音を辨じて、侍臣と相談話するに、一器一物の名をも、力めて唐音を以てせしと云ふ。而して唐音と支那俗語とは、長崎通事には之を能くする者多かりしかば、長崎に赴きて

之を學ぶ者少からず。

國學は、徳川幕府の初より、家康、國史、律令等の書を求めて、其緒を啓き、徳川光圀、大日本史等の撰ありて、更に之を擴大にし、林羅山、鶴峯の父子、新井白石の輩、我邦の事に就て、各論著する所多かりしと雖も、未だ専門の人はなかりしに、僧契冲、延寶、元祿の間に在りて古學を唱へ、光圀の命を受けて、萬葉集を註し、又和字正濫鈔等の許多の書を著せり。是より先き古言を解するに就ては、久しく謬説を傳へて、之を是正することを知らざるのみならず、大家先生の説とし云へば、妄信して墨守したりしを、僧仙覺の輩、稍其非を知りて、辨正する所ありしと雖も、纒に一疵を竊ふに過ぎざりしに、是に於て大に發明する所ありて、古言を解する者の模範と爲れり。又國語は、中世より大に濫れて、おをいゝるゑゑの類多く相混じ

國學總説
(三五) 右文放
(三六) 野史
(三七) 先賢叢
(三八) 年山紀

(三九) 萬葉集

(四〇) 明阿假
(四一) 和字正
(四二) 近世小
(四三) 古學小
傳人傳三、玉、九

(四三) 荷田大
人創學校、玉、九
九世世語、玉、九

て明ならず、或は叨りに其法を立てしを、契冲、一々之を古書に徴して正しければ、學者大に嚮ふ所を知れり。荷田春滿は、藤森稻荷の祠官なり。契冲と同時に、後輩なりしが、異端を排し、古道を復するを以て任とし、國史、律令より、諸家の記傳に至るまで、該通せざるはなし。曾て歌を詠じて云く、踏み分けよ、倭にはあらぬ、漢島の跡を見るのみ、人の道かはと、其尙ぶ所を見るべし。春滿は、當世、皆洙、泗の學、瞿曇の教を尊び、吾邦の古道を知らざるのみならず、神道を談ずる者も、陰陽五行の説に依り、詠歌を講ずる者も、圓頓四教の儀を主とするを傷み、國學校を創し、書生を教育し、國史、律令、萬葉、古今等の書を研究せしめ、以て之を矯正せんと欲し、竟に幕府の許可を得て、地を京外の東山に卜するに及び、病に罹りて果さざりき。然れども吾邦に於て、國學の爲に學校を立てんとす

(四四) 古學小
傳上、近世時人
第三、五、九

るの擧は、是より前に絶えて無き所なり。賀茂眞淵は、春滿の門人にして、古學を主張し、特に心を萬葉に潛め、古言を研究して、契沖の説を補正し、其名古今を覆ひ、學者景嚮せざるはなし。眞淵は、國學を以て田安侯徳川宗建に仕へ、其門に遊べるの士、一家を成す者多し。是より先き契沖は、僧なれば、其註解する所、或は徒に無用の佛語を引きて、大に厭ふべく、春滿は、異端を排するを以て念としたれど、未だ甚だ儒教を斥けざりしに、眞淵に至りて、始て儒教を貶して云く、吾邦、儒教ありてより、古風漸く滅し、智術益盛にして、淳を離れ、樸を去り、卒に亂逆相繼ぎ、王室漸く衰ふるに至る。是れ儒學の害は、釋氏より甚しと。眞淵も、亦祠官の子なり。此餘、祠官には、荒木田久老、藤井高尚の如き、國學に長ぜる人多し。本居宣長は、眞淵の門人なり。國學を以て紀伊の國主徳川治寶に仕へたり。稀

(四五) 國學考

(四六) 古學小

(四七) 古學小
傳上、近世時人
第三、五、九

世の才を以て、博く和漢古今の書を読み、其論著する所は、皇國の古道を發揮し、益、内國を尊び、外國を卑み、佛を併し、儒を斥け、且語格を論定し、音韻を釐正せり。眞淵は、古人の意を得んには、須く古語に通ずべしと思慮し、一生の間、専ら心を萬葉に用ひ、神典に及ぶに暇なかりしに、宣長は、眞淵の意を承け、心を神典に留め、古事記傳四十八卷を著せり。此書は、畢生の力を用ひたる者にて、上古の風俗、言語より、衣服、器用の類まで、一として詳悉ならざることなければ、後人、其澤を受くること實に大なり。其餘、著す所の書數十部にして、皆先輩未發の蘊奥を發し、大に世俗の耳目を一掃して、古學の圭臬と爲せり。當時の搢紳家は、各其家説を守り、地下の人を視ること、奴隸の如くなりしに、宣長の講筵を京都に開くに及びて、搢紳家にも來りて之を聽く者多し。其盛なりしこと想ふべ

(四八) 古學小傳 玉璽十

し。宣長の門人平田篤胤は、博く儒佛の書を覽て、醫術、曆理まで、該通せざるはなく、古道を興すを以て任とし、著述頗る多く、支那の古傳を駁し、印度の舊説を破せり。今に至るまで、國學者と稱する者は、四氏より出てざるは幾ど希なり。其言ふ所は、帝室を尊ぶを以て主としたれば、其學の維新の際に功ありしこと、蓋淺少ならざりしならん。篤胤の同時に、塙保己一あり、幼くして明を失ひたる人なり。幕府の命を受け、史料及武家名目鈔を撰し、孝義錄、扶桑略記を校正し、又自ら群書類從前後集千八百冊を編し、日本後紀、令義解等の書を校刻せり。群書類從に收むる所の書は、是まで寫本にて獲難かりしを、保己一、海内を搜索して、之を集めたるに由り、學者容易に之を觀ることを得たり。盲人にして此偉功を收めしは、實に古今の人傑と謂ふべし。宣長の同時に、藤井貞幹あり、古器

(四九) 古學小傳

(五〇) 梁山文集

(五一) 古學小傳

古文書、古畫を以て徵據として、考古の資と爲したり。是より後、此種の人多く出てたり。伴信友は、宣長の門人なり。心を考據に專にし、一條件を解するごとに、廣く群書を引き、羅列して證と爲せり。小山田與清の如きも、此種の人なり。是れ皆後進に益ある者なり。此餘、各主とするありて、其人に乏しからざれども、世に汎く國學者と稱するは、古言に通じ、古書を講ずるの外に出でず。要するに、此學は、眞淵、宣長出で、より、漸く旺盛に趨きしと雖も、固より儒學に及ばざること遠し。語學の事を言へば、契沖は、假名遣を正したれど、掛結等の法に至りては、未だ其法を詳にせざりしに、本居宣長に至りて、詞玉緒を著し、悉く古書に徴して之を明にし、後人、始て取法する所を、知れり。是より先きに、富士谷成章は、足結鈔、挿頭鈔を著し、俗言を以て助詞を解し、且其連綴の法を論ぜり。此三

語學

(五二) 國語

歌

書は、語學に於て功あること少からず。宣長の子春庭出て、詞八衢を著し、我國の語に古より自然の格あることを發明し、後學の指鍼と爲せり。世に語學と稱する者は、實に此に起る。春庭自ら其著述の卓絶なるに誇りて曰く、彼日月の食の如き、天に升りて之を驗したるにあらず。既往の迹に就きて、之を測りしのみ。余の此著も、遍く古書に驗して、之を作れるにあらず。其要領を掣りて、一定の則あるを發明せしなり。と實に却後千年を經とも、其說の大體に於ては、動かすべからざるの奇書たり。而して詞八衢の足らざるを補ひ、纏れるを糾して、其光輝を増したる者は、僧義門なり。義門は、終生、力を語學に用ひて、詞玉緒繰分、山口栗、活語雜話等の許多の撰述あり。亦後學に益あること多し。

和歌、和文の事を論ぜんに、和歌は、徳川氏の初には、祕事、祕傳

和文
(五三) 右文
徳川氏
十九年
文事
秘傳

(五五) 徳川氏
今考

(五六) 泰平年
徳川氏
秘傳

(五七) 大成武
(五八) 古學小
徳川氏
秘傳

と稱する者盛に行はれて、家康も、古今集の祕説を受けたり。此祕説を傳ふるは、長く冷泉家、飛鳥井家等の専らにする所たり。凡て諸道、諸藝には、播紳、門跡に於て、專業の家ありて、之を傳授す。白川、藤波、吉田の神祇道に於ける、土御門の陰陽道に於ける、筆道の、青蓮院、持明院に於ける、蹴鞠の、飛鳥井、難波に於ける、放鷹の、西園寺に於けるが如し。家康は、帝室の制を立て、必ず和歌を學び給ふべしとしたれば、天皇を初として、播紳にも、之を善くする者多かりしかど、武家には、極めて少かりき。然れども武家にても、之を尙ひしことは、元祿二年に、徳川綱吉が、北村季吟を徵して、歌學方とし、其子孫相繼ぎて、職を世にせしにて知るべし。季吟は、松永貞徳の門人にして、貞徳の學は、細川玄旨より出づ。季吟の著は、源氏物語湖月鈔、八代集鈔等の數部ありて、皆有益の書なり。其書中に、口傳

と稱して、其説を擧げざる者あり。是れ今體歌學者の常習たり。凡て徳川氏の時には、武藝より始め、算術、遊藝に至るまで、免許、皆傳、表許、奥許と稱して、秘訣を傳へしことありて、其弊なきにあらず。當時、詠歌を尙ひしこと此の如くなれど、天皇にも、間歌を喜ばざる人あり。後、光明天皇は、和歌、及源氏等の物語を斥けて曰く、朝政の廢弛は、此に本づけりと。又古今傳授の人の子にも、之を非として、其説を受けざる者あり。近衛家熙、野宮定俊の如きは是なり。而るに、林羅山は、當時に在りて、既に柿本人麻呂の事を秘説とするを駁せしは、古體歌學の源を啓きし者の如し。契沖に至り、假名遣を正し、舊説を駁し、二條家の法に依らずして、歌を作れり。是に於て、始て古體、今體の名あり。契沖の歌學に於ける、實に上世以降一人なり。春満も、其發明する所、契沖に暗合して、衆人の視聽を改めたり。

(五九) 常山紀
本體遊藝、地
間歌、詠歌
(六〇) 國歌八

(六一) 歌林雜

(六二) 後陽成
國歌八

(六四) 古學小
傳、近世遊藝
(六五) 玉勝間、
宇家其後流奈

(六六) 加茂翁
家集

(六七) 國歌八

(六八) 鈴屋集

而るに、春満は、中世より淫靡を以て風を成せるを憤り、終身戀歌を詠ぜざりき。見る所なしと云ふべからず。眞淵は、殊に萬葉集の體に倣ひ、長短の歌を詠じ、徑ちに古人の語意を以て、己の語意とし、古人と一室に言笑するが如く、斧鑿の痕を見ざるに至れり。後人、萬葉風の歌を詠ずること、洵に此人の功なり。眞淵は、中古の體の文章にも、萬葉時代の言を問へたれば、其門に遊ぶ者、多く之に従ひて、其體、一時を風靡せり。當時、歌に堂上風、地下風の目起れり。堂上の人は、歌を以て堂上の專有物とし、地下の人の歌を見れば、一概に之を斥けて、是れ地下風なり、俳諧なり、歌にあらずと爲せり。然るに古體家は、亦堂上の歌を以て、孱弱無力として之を譏れり。宣長は、長歌は、萬葉の體に依り、短歌は、上世に依る時は、萬葉以上の體を用ひ、中世以降に依る時は、古今以下の體を用ひ、文章も、亦

(六九) 古學小

此二體を分ちて、古文の語を以て、通常の文に竄入することなし。宣長の文法、字句に於ける、編述し發揮する所少からずして、鎌倉、室町の衰を起し、萬葉、古今の盛に復し、訛謬を匡し、雅正に就く者なれば、今日に至るまで、人多く此法を用ひたり。又今體の歌人にては、天保の比、香川景樹、最も聲價ありて、海内多く其風を慕ひ、歌の風、是に於て一變せり。要するに歌には、古體、今體の二種あれども、大同小異なるに過ぎざるなり。然るに文章には、平易にして解し易き語を用ひ、漢學の力を以て之を出だすこと、白石の文の如きあり。平日の俗語を用ひ、談話を主とすること、平賀鳩溪の文の如きあり。俳人の文あり、小説家の文あり、其餘、許多の體ありて、各大に相異なれども、假名を雜ふる者は、概して和文とす。然れども一般に和文と稱する者は、中古以上の體を言へるにて、其餘の者は、

(七〇) 古學小

主として之を學ぶ者少し。此時代にも、和歌を學ぶ者は多かりしかども、和文を學ぶ者は少くして、和文には、古人の文を總集したる事、なかりしを、水戸の領主、徳川光圀に至りて、始て扶桑拾葉集を撰びて、古人の文を集めたり。又別集も少かりしを、眞淵、宣長の如き、皆文集ありて、學者をして則る所を知らしめたり。當時、心を文章に注がざること、此の如し。故に大に訛謬を生じたるを、今日新進小生の文も、疵謬の少きことを得しは、實に宣長の功なるべし。宣長の門人にては、藤井高尙は、最も能文の名あり、其著述する所、詠歌、作文の用に供せし者あり。消息文の爲には、消息文例を著し、歌の端書の爲には、佐喜艸を著し、以て後學を開誘せり。眞淵の門人なる村田春海は、法則を唐宋八家に取りて、一家の體を成せり。亦能文の人なり。

(七一) 學後集

連歌 (七二) 柳菴
(七三) 大成武
(七四) 武徳
正月 年集 天正八年

俳諧 (七五) 柳菴
(七六) 俳諧
人談

(七七) 甘雨亭
表書 俳諧

連歌は、徳川氏にては、毎年正月に、連歌師、連歌衆を城中に召して、會を開き、將軍も亦之を賦せり。而して連歌師は、連歌を以て祿を受けたり。徳川氏の、此の如く連歌を尙びしは、祖先家を興し、嘉例を逐ふと云ふ。されども俳諧起りてより、此技は大に廢せられたり。
俳諧は、連歌の變ぜる者にて、松永貞徳、此技を工にして、大に之が法を立てたり。其門人を北村季吟とし、季吟の門人を松尾桃青とす。即ち芭蕉なり。芭蕉の、此技に於ける、實に空前絶後にして、凡そ此技を學ぶ者は、此人より出でざるはなし。其門人に榎本其角、服部嵐雪あり。江戸の人は、多く此二人より出でたり。要するに、此技は、連歌に比するに、尤も常語を用ひて、殊に學び易ければ、大に海内に行はれ、長崎に來れる支那商客も、或は之に倣ふに至り、無學の人にも之を能くする者

(七八) 香齋
(七九) 藤澤笑
三ノ二十六右

禮式
(八〇) 右文放
事御代々
慶長五年
者御代々
慶長四年
(八一) 右文放
事御代々
慶長十二年
(八二) 右文放
事御代々
慶長十六年
(八三) 右文放
事御代々
慶長十六年
上、御本日記
慶長十六年
上、御本日記
慶長十六年

(八四) 新野
管、山科、白石

あり。其鄙野にして、風俗を害すと議せし者もありしかど、暗に文墨の事を助くることもなきにあらず。此俳諧より更に變じたる者に、笠附、川柳等の類頗る多けれども、竟に俳諧の盛なるに及ばざるなり。
禮式、制度の學は、徳川家康は、心を此に注ぎ、曾我尙佑、細川玄旨に、足利幕府の法式を問ひ、林羅山をして、建武式目を讀ましめて、其得失を論じ、又延喜式等の書を講究して、以て法令を頒布するの基を啓けり。又幕府にて儒生を祿するは、經典を講ぜしめん爲のみならず、亦是等の事を調査せしめん爲なれば、羅山、鶴峯の二儒は、漢學の緒餘を以て、我邦の制度を詳にし、著述する所多かりき。又伊藤東涯が、制度通等の諸書を著し、新井白石が、五事略、經邦典例等の書を著したる如き、均しく此學に功ありし者なり。中に就て、白石は、心を此に潜

洋學總説

(一〇〇) 西洋紀聞、外交志稿

(一) 采覽異言
(二) 六帖新語
(三) 皇朝志林、第五十六卷日本洋學沿革考

からず。西洋學は、徳川氏にては、耶蘇教を嚴禁するを以て、併せて横文の書を挾むことを禁じたりしに、東山天皇の寶永六年、伊太利國の羅馬傳教師、大隅に來れるを以て、徳川家宣、命じて江戸に到らしめ、之を小日向の切支丹屋敷に置き、新井白石をして其來由を究め、其地理、風俗を問はしめたり。白石は、其語に通ぜざりければ、蘭人をして通辯たらしむ。白石、因て當時の間答等を録し、西洋紀聞を著せり。正徳二年に至り、白石、和蘭の使に就き、幕府に藏する所の輿地圖に依り、各國の形勢を論じ、萬國地誌を編し、采覽異言と名づく。古來是に因て白石を以て、邦人の洋學を唱ふるの始とすれども、長崎の人西川如見が、華夷通商考等の書を著して、以て外國の情を詳にせしは、少しく此前に在れば、如見を以て嚆矢とすべし。吉

(四) 有徳院殿御實紀附録、(五) 泰平年表、外交志稿
(六) 蘭學事始
(七) 先哲叢書
(八) 外交志稿、青木文顯傳

(九) 洋方醫傳
(一〇) 瓦澤傳

宗に至りては、天文、曆算の事を好みければ、中御門天皇の享保五年、始て洋書舶載の禁を解き、教書に關らざる者は、講習を許せり。元文四年、吉宗、蘭人の天文、地理に精しきを知り、又其書籍を觀て、圖畫の細密なるに感じ、青木昆陽に命じて、其書を讀ましめ、竟に櫻町天皇の延享元年に至り、昆陽を擢て、評定所、儒者と爲し、長崎に之き、蘭人及通事に就きて、蘭書を講習せしむ。洋學の端は、既に開けたりと雖も、其文を講習するは、是を始とす。當時、昆陽が、記憶する所は、僅に五百餘言なりと云ふ。是より通事西善三郎、吉雄、幸作等、始て其文字を學ぶことを得たり。是より先きには、通事は、其言語を通ずるのみにて、洋文を讀むことを得ざりしなり。後花園天皇の明和八年、中津の藩醫、前野良澤、昆陽に就きて、蘭書を講習す。時に年四十七なり。藩主、其篤志を嘉し、醫業を廢し、力を講學に

(一) 解體新書

(二) 瓦澤傳

(三) 六物新書
(四) 雙水行狀

(五) 蘭學本始、洋學年表

肆にせしむ。尋て長崎に之き、西、吉雄等の通事に就き、蘭書を講習し、暇勉數年の後、桂川甫周、杉田玄白と相會し、蘭人の著す所の人身内景圖説を翻譯し、是を解體新書と云ふ。其翻譯に着手するや、或は一日に一語を解すること能はざるあり、或は一句の譯に數日を費すありて、稿を改むること十一度、凡て四年にして功を竣す。是を蘭書翻譯の權輿とす。瓦澤、又和蘭譯文略、蘭譯筌等の諸書を著し、譯語の階梯としたれば、學者翻譯に着手することを知れり。玄白も、常に翻譯に従事し、編著する所多くして、大に此學に功ありしかば、後人或は白石、昆陽、瓦澤、玄白を以て、蘭學の四大家と爲せり。大槻玄澤は、初め玄白に學び、後、瓦澤に従ひて、訓詁及文字の讀法を受けしが、光格天皇の天明三年、蘭學階梯を著し、蘭字の音韻及接續を論ぜり。世人是に於て始て蘭書の讀むべきを知り、志

(六) 北槎問略

(七) 蘭學本始、洋學年表、近世名醫傳

(八) 泰平年表

を起す者多し。當時、此の如く洋學中に於て、専ら蘭學のみを攻めしは、島原の役の後、更に耶蘇教を嚴禁し、外國船の入港を禁ぜしに、唯和蘭のみ、其役に戰功ありしを以て、特に其通商を許し、海外諸國の事情を報せしめしに由り、常に長崎に滯留せし故なり。寛政五年、露國の使節、我國の漂民伊勢の磯吉、幸太夫を送り、蝦夷地に來る。徳川家齊、甫周に命じて、幸太夫を召し、露國の風俗、政教を問はしめ、録して北槎問略と云ふ。露國の學、此に始まる。寛政八年、海上隨嶋、彼此對譯の書を著し、波留麻和解と名づく。是を辭書對譯の始とす。寛政十一年、宇田川玄眞は、醫範提綱を譯述せり。玄眞の養父を玄隨と云ふ。瓦澤の門人にして、譯述する所頗る多し。玄眞、其業を受け、又玄澤に學び、最も翻譯に長じ、多年講究の力に依り、翻譯の方法を定めしかば、學者益、翻譯の標準を得たり。文化四年、

(一九) 外交志

(二〇) 洋學年表

(二一) 豐水行狀

(二二) 林宗傳

(二三) 藤原傳

(二四) 泰平年表

(二五) 幸民傳

露國人蝦夷に寇し、明年英將長崎を侵し、邊警日に聞ゆ。幕府乃ち伊豆相模沿海の地を相し、砲臺を設け、長崎通事をして、露英兩國の語學を修めしむ。文化八年、幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中に置き、玄澤等をして翻譯を掌らしむ。是を幕府、洋學の爲に、局を開く始とす。文化十三年、玄澤、蘭學凡を著し、詞品、語格を論述す。是を西洋文法書の始とす。仁孝天皇の文政九年、青地林宗、氣海觀瀾を譯述し、西洋究理の源を開く。是を理學の始とす。天保十年、宇田川玄眞の養子榕庵、舍密開宗を著し、始て化學を唱ふ。當時、洋學の益、盛なること此の如し。然れども幕府にては、尙之を喜ばざる傾向あり。天保十一年に、天文方に令し、洋書に就きて翻譯せる曆書、醫書、天文書を世上に傳播せざらしめしを以て見るべし。孝明天皇の弘化四年に、川本幸民、氣海觀瀾廣義を著せり。幸民曾て宇田

(二六) 洋學年表

(二七) 東京學士會院誌第十卷之二村上英俊傳

(二八) 續泰平年表

川玄眞の門人坪井信道の門に入り、緒方洪庵等と究理、化學の二科を講究せり。因て此書及理學原始等の十餘種を著し、理化二學、此に至り益、明なり。藤井三郎は、嘉永元年に死せし人なり。夙に英學に志し、英文範を著したれど、病没に遇ひて果さざりき。英文を讀むこと、此を始とす。村上英俊は、蘭學者なりしが、嘉永元年を以て、佛蘭西學に従事し、遂に一家を成せり。邦人の、佛文を讀むこと、此に始まる。是に於て從來の蘭學の外に、露あり、佛あり、英ありて、益、盛になりしが、世上にては、舊來の風習に依り、尙之を厭忌する者多かりしかば、幕府にては、嘉永二年、其翻譯中に、政治に害する者ありと爲し、幕府にて傳播するも妨なしと認めたる外は、翻譯を禁じたりき。嘉永六年、亞墨利加使節波理、相模の浦賀に來り、互市を乞ひしが、終に其請を納れて、條約を結び尋て露、英、佛、蘭等の國

(二九) 外史

とも條約を結びしかば、人益、洋學の必要を感じ、之を學ぶ者彌多し。安政元年、幸民、和蘭人漢埜兒、蒲爾偏の說に本づき、遠西奇器述を著し、寫眞鏡、蒸氣機、蒸氣車の理を述べしかば、世人始て遠西機器の巧妙に驚きたり。

洋行 (三〇) 近世事
開成、嘉永、治明年表

是より後久しからずして、外國行の事を開けり。即ち萬延元年、新見、豊前守正興、村垣、淡路守範正を使節として、米國に遣し、軍艦奉行木村、攝津守、軍艦教授方頭、取勝、麟太郎之が監察として、共に發せり。吾邦にて支那、高麗等の國の外の外國に、政府より使者を發遣すること、此を始とす。然れども是れ條約を結ぶ爲にして、學術の爲にはあらざりしを、文久二年には、幕府より、内田、恒次郎、榎本、釜次郎、伊藤、玄伯、林、研海等を蘭國に遣して、修學せしめ、慶應元年、市川、文吉、小澤、圭次郎等を露西亞に留學せしめ、同二年には、中村、敬助、箕作、奎吾等を英

(三一) 近世事

(三二) 蘭學

(三三) 洋學年表

(三四) 洋學年表

(三五) 嘉永、明治、同十月

(三六) 近世事

(三七) 二老略

(三八) 二老略

國に留學せしめ、同三年には、德川、昭武、箕作、貞一郎を佛國に留學せしめ、且學科修業の爲に、一般の航海を許してより、藩士等にも留學する者多し。要するに、德川、幕府の時には、洋學は、蘭學に限り、其學者は、多く醫者に限りしかば、心を醫科に用ひし者多かりしなり。其末に於て、始て、英佛等の學を爲す者あり、醫者にあらずして、其學を修むる者あるに至れり。書は、德川、氏の初め、近衛、信尹、能書を以て名あり、是を三藐院流とす。時に、本阿彌、光悅、僧照、乘と共に三筆と稱せり。照乘の門人に、大橋、長左衛門と云ふ者あり、是を大橋流の祖とす。幕府に用ふる所は、多くは此流なり。又、藤木、敦直、佐々木、志頭、磨あり、持明院流なり。是等は、概して舊套を脱せざる者にて、唐様と稱する者は、元祿の比、細井、廣澤、出づるに至りて、始て盛

(四〇) 二孝明
先賢
三、續近世
四、續百

(四一) 管城二

(四二) 先賢
上、先賢
上、先賢
上、先賢
上、先賢
上、先賢
上、先賢

なりとす。廣澤の學は、北山雪山より出て、雪山は、支那人俞立德に學び、又法を歸化の支那僧即非に問へり。而して立德は、文徵明四傳の門人なりと云ふ。然るに廣澤より前は、諸體を兼ねたる者なかりしに、廣澤は、眞行草の外に、篆、隸を能くしたり。篆書は、殊に書する者なかりしに、延寶の比、支那の僧心越、歸化して其法始て明なりしと云ふ。廣澤は、善く書を讀み、劍術、柔術、天文、測量の類、通曉せざるはなかりしが、殊に意を書法に用ひ、始て正面揚の墨帖を造り、又水筆を製せり。是より先き、墨帖は、皆左版にして、筆柱には、紙を用ひしを、廣澤、支那製に倣ひ、此發明ありしより、始て我邦にて此を製するこゝとを得たり。廣澤の同時に、深見玄岱、林道榮あり、並に長崎の人にして、能書の名あり。而して玄岱の書は、直に支那の僧獨立より傳へたるなり。而れども皆廣澤の盛なるに及ばざり

(四五) 先賢
後、續八、東江
(四六) 續諸家
人物志
(四七) 菱湖

(四八) 日本樂
府評話

繪畫
(四九) 本朝正
史四、繪畫文集
附探幽

き。是より後、天明寛政の比、澤田東江あり、文政、天保の比、市川米庵あり、卷菱湖あり、皆善書を以て名ありて、或は趙子昂に法り、或は米元章に依り、専ら書を以て業とし、諸體を兼ねて、書家と稱せり。書家の名は、唐様に限れるなり。彼和様家は、多くは行書の一體に止り、手習師匠と稱する者は、皆此體を用ひ、幕府、大名の祐筆、其他農商の輩、通常の人は、多く此に依り、唐様は、多くは儒者、詩人、及浮屠の徒に屬せり。故に儒者には、唐様を善くする者ありて、荻生徂徠、頼山陽の如きは、其人なり。當時、人あり、詩を賦して云く、（五〇）舉世傳播頼家脚、都門一樣字、渾肥と、今に至るまで、唐様を學ぶ者、山陽、菱湖に依る者多し。繪畫は、寛文の比に、狩野守信あり、元信の玄孫にして、探幽齋と號す。其丹青に於ける、當世に獨歩し、別に新意を出だし、狩野氏の法を一變せり。是より狩野家は、皆此を以て法と爲せり。

(五〇) 畫家要
傳二 扶蘇畫人

(五一) 畫家要
傳四 近世畫家
人傳二 扶蘇畫家
傳三 扶蘇畫家

(五三) 浮世繪
傳三 浮世繪
名畫家傳

(五四) 浮世繪
傳考

狩野家より出て、別に一家を成す者を緒方光琳、圓山應舉とす。光琳は、正徳の比の人なり。畫く所の花鳥、人物、草木、鳥獸、悉く金銀泥を雜へて設色するに、美艶ならざるはなし。是を光琳派の祖とす。應舉は、寛政の比の人にて、寫眞を以て主とせり。曾て沈南蘋の畫を觀て、其黃鳥、樹木の、大小相稱はざるを譏る。故に其畫く所は、長短、大小、皆其眞に協へり。是を四條派の祖とす。

是より先き、寛永の比に、岩佐又兵衛あり。初め畫を土佐光信の曾孫なる光則に學びしが、後に別に一機軸を出だして、専ら當時、士庶遊樂の圖を寫す。世人因て浮世又兵衛と稱す。蓋土佐家の如きは、多くは、東帶の士、黠黛の女を寫せるに、又兵衛は、好みて當時、目撃の狀を寫し出せるを以て、大に世人の喝采を得たり。是を浮世繪の祖とす。是より浮世繪には、菱川

(五五) 浮世繪
傳二 畫家要
傳五 畫家要
傳三 浮世繪
傳三 浮世繪

(五八) 浮世繪
傳考

(五九) 浮世繪
傳考 扶蘇畫人
傳考 扶蘇畫人

(六〇) 畫家要
傳三 先哲畫家

師宣英、一蝶の如き有名なる人多く出てたり。元祿の比に、俳優を畫きて、之を梓に上する事行はれて、此種の畫は、多く印行して、兒女の遊玩に供せしが、明和の比に至りて、始て支那の法に倣ひ、着色印刷の事あり。即ち錦畫の權輿にして、其美にして巧なることは、遠く支那の上に出てたり。是より浮世繪大に盛になりて、殊に江戸を以て最とす。而して初て之を畫く者は、鈴木春信なり。是より俳優に巧なるあり、戰士に妙なるありて、歌川豊國の一世、二世、歌川國芳の如きは、特に有名なる者とす。葛飾北齋は、天保、弘化の比の人なり。浮世繪中より出て、別に一派を成し、寫眞を以て主として、設色、水墨、皆其妙を極め、蘭人も、大に之を賞し、其畫を需めしかば、連年之を其國に送りしに、幕府より輸出を禁ぜられしと云ふ。漢畫は、寛延、安永の間に、祇園南海、柳澤淇園、池野大雅の諸人、

始て南宗を唱へてより、畫風又變ず。南宗は世に文人畫と稱する者にして、唐(六三)の王維、始て渲淡を用ひ、鈎斫(六四)の法を變更するに起り、宋の董源、僧巨然、元の黃大癡、倪雲林の如き、最も其巨擘たり。是より先き、享保年間、支那の商客伊孚九、南宗の山水を工にし、二十年間、長崎に來往せしが、大雅は、其畫く所を以て模範とせしと云ふ。又其同時に來舶せし支那人沈南蘋(六五)は、花卉、鳥獸、皆設色を以て之を出だし、頗る精工を極め、神代(六六)繡江に傳ふ。是より花卉を善くする者多く出でたり。其餘、費漢源、方西園、張秋谷、費晴湖の如き畫人、多く支那より來り、又畫譜の類も、多く舶來せしかば、山水、花鳥となく、畫法益精しくして、妙手輩出せり。

西洋畫を傳へし事は、寛永年間、山田右衛門作が、之を能くせしを以て、載籍に見えたる始とす。右衛門作は、長崎の人にして、

(六三) 近世畫人
(六四) 近世畫人
(六五) 近世畫人
(六六) 近世畫人
(六七) 近世畫人
(六八) 近世畫人
(六九) 近世畫人
(七〇) 近世畫人
(七一) 近世畫人

(六七) 天野長
平信綱
行傳

て、畫を以て松倉氏に仕へしが、耶蘇の亂起りし時、原の城に在りて、捕縛せられ、松平伊豆守信綱、之を携へて江戸に還りし後、古庵と改名し、西洋畫を以て世に聞えたり。後に耶蘇教を演ずるを以て、終身を禁錮せられ、其法、終に中絶せり。蓋耶蘇傳教師より得たる者にして、支那にて西洋畫を傳へし時代と、大に相遠からず。支那にては、明の萬曆年間、伊太利人利瑪竇、支那に來り、支那の畫を觀て、陽面のみを寫し、凹凸なきを譏りしかば、是より稍、西洋法に倣ふものありしなり。是より後、徳川吉宗、曾て西洋畫の精工なるを賞し、之が爲に始て洋書を読むの禁を解きしかど、其畫を學ぶ者は、未だ是あらざりしに、寛政の初め、司馬江漢始て之を唱へたり。江漢は初め、浮世繪を鈴木春信に學び、其業を繼ぎ、鈴木春信と襲稱せしが、長崎に遊び、蘭人に就き、西洋の油畫及銅刻の術を學べ

(六八) 國朝畫

(六九) 江漢傳
類考
浮世繪

(七一) 江漢傳
六物新誌

(七二) 雲標略

(七三) 大成武

(七四) 常盤院

(七五) 枕上集

(七六) 水夫百山水歌

算術

(七七) 松屋集

(七八) 人倫訓

(七九) 古版塵

(八〇) 長時夜

り。是れ唯西洋畫の首唱者たるのみにあらず、亦西洋銅版の首唱者なり。天保の比に、渡邊華山も、亦此法を學びしと云ふ。要するに、徳川氏の中葉より、世人は大に漢畫を賞し、之を學ぶ者多かりしが、徳川幕府には、狩野住吉を以て繪師とし、之に世祿を與へ、諸藩にても、多く狩野の門生を祿せり。住吉は、土佐の支流なり。而して、浮世繪の如きは、兒女の玩娛に供するに過ぎざりき。

算術は、傳へて云ふ、文祿の比、毛利勘兵衛と云ふ者あり、豊臣秀吉の命を受けて、支那に學び、始て珠算の術を得て、歸りて後之を教授し、其門人に吉田光由ありと。光由は、塵劫記を著し、珠算の術を掲げたる者なり。或は云ふ、珠算は、長崎より傳播せりと。此説に據れば、支那商客の齎せる者の如し。然れども、日本風土記に、算盤の日本語を擧げて、そるばんとしたれ

(八〇) 點算手

(八一) 算法古

(八二) 松屋集

(八三) 佐津三

ば、既に足利氏の末に傳へたるも、亦知るべからざるなり。元祿の比、關新助孝和出で、始て點算と稱する筆算術を發明せり。是を關流の初祖とす。是より先き、元の朱世傑の算學啓蒙舶來して、始て天元術を傳へたり。點算の術は、蓋此に據りしならん。寛政の比、會田算左衛門安明、大に發明する所ありて、従前の術の疏漏迂遠なるを駁せり。是を最上流とす。此餘中西流、久留島流、至誠贊化流等の諸流あり。而して、西洋算は、西洋學と共に起りし者なるべけれど、徳川氏にて、開成所に數學局を置くに至りて、益、盛なりしならん。要するに、徳川氏の時は、算盤を以て、野鄙の具として、士人は多くは之を把ることを屑しとせざりしかば、有名の人も、多く出で、其技は支那人の右に在るが如くなれど、多くは商人の玩ぶ所と爲れり。而れども、商人には、其術に精しき者少くして、多くは金

穀の出納を計ふるに止まりしを、西洋算起るに及びて、學術上必須の具となれり。

天文 曆術 (八四) 國史 天文 春海實記 天文 現統

天文、曆學の事を言へば、靈元天皇の世に、徳川綱吉、保井春海を擧げて、天文方とし之をして曆を改めしめたり。春海は、徳川氏の基所にして、國基を以て業とせしが、山崎闇齋の門に入り、神道を學び、日神を尊信し、高天原を仰敬せしに由り、遂に思を天文學に渾くし其精蘊を窮めたり。我邦にては、清和天皇の世に、曆を改めてより、八百二十餘年の間、曾て曆法を改むることなかりしかば、其法、天に後るゝこと二日にして、曆に月食と注して、驗なきに至れり。是に於て春海、幕府の命を受け、元の郭守敬の授時曆に依りて、其則を改め、貞享元年に之を奏進し、名を貞享曆と賜ふ。是より此學術、大に世に行はれたり。其後、七十年を歴て、桃園天皇の世、徳川家重の時、寶曆

(八五) 貞享曆

(八六) 泰平年

(八七) 有德院 曆一
(八八) 泰平年 曆一
(八九) 有德院 曆一
(九〇) 泰平年 曆一
(九一) 先民傳 上 天文

四年に又改曆あり。是より先き、前將軍吉宗、意を天文、曆算に用ひ、親ら簡天儀を造り、天文臺を神田に築き、長崎人西川忠次、耶正休に命じて、貞享曆を正さしめしが、是に至りて、其法を用ひしなり。正休の父を如見と云ふ。天文に精しきを以て、吉宗に召され、其著す所の天文、地理の書を獻じたりき。長崎には、是より前にも天文に精しき者少からず。林吉左衛門と云ふ人あり、天文、地理、星宿、曆法の學に精通しけるが、當時、此學は國禁に係れるに由りて、身を容るゝ所なく、郷人の家に亡匿したり。其後、禁解けて、講授したりしが、島原役の後、耶蘇の徒たるを以て捕に就き、正保三年に死刑に處せられたり。而るに同郷の人、小林義信、小野昌碩、吉村長藏の輩、皆林吉左衛門に學びて、其術を傳へたり。是れ長崎に此種の人の多かりし所以なり。意ふに如見の學も、此人より出てしならん。吉

(九二) 有德院
殿實記附錄一
五左之曆
文鳥左之曆
大鳥左之曆
五鳥左之曆
歌、諸家人物志

(九三) 文恭公
實錄上ノ一五
泰平年表
(九四) 藤太平
年表
(九五) 藤近世
年表
文、諸家人物志

宗は、又京都銀座の役人中根玄圭が、天文に精しきを以て、之を擧用し、命じて清の梅文鼎の曆算全書を譯せしめしに、玄圭之を譯して云く、此書、別に全書ありて鈔録せし者なれば、全書を見ざれば辨じ難き者ありと。因て其全書を齎さんことを支那の商人に命ぜしに、果して其書は、西洋の書より鈔出せし者なり。玄圭因て律曆曆を作りて上る。見るべし當時の曆法は、既に西洋法を參用せしことを、是より後、光格天皇の寛政十年、及仁孝天皇の天保十一年に、復改曆ありて、徳川一代の間、曆法を革むること、凡て四回なり。而して、間長涯は、寛政曆を作るに於て、大に力あり。長涯は、大坂の商人にして、十一屋五郎兵衛と稱せり。十二歳の時、親ら竹木を採めて、渾天儀を造り、長じて後に、遍く古今の曆書を讀みて、洋曆の最も精なるを知りて、之を攻め、其後、又清の乾隆帝の曆象考成

(九六) 曆象考成後編上表
(九七) 愛日曆
(九八) 續近世曆象考成
文、諸家人物志

(九九) 續日本高僧傳

醫術總說
名醫傳上
皇國

後編を得て益發明する所ありしと云ふ。此書も、亦西洋説に本づきし者にして、日躔、月離の二表は、西洋人戴進賢、徐懋徳が總裁として、修纂する所なり。長涯の同時に、高橋東岡あり。亦西洋の曆理に精しかりしが、伊能東河之に従ひて、其學を受け、最も心を推歩、測量に用ひ、寛政十二年より、文化十四年に至るまで、十八年間、屢幕府の命を受け、北陸道、蝦夷地方を初として、畿内七道、遐陬僻壤に至るまで、跋涉せざるはなく、盡く測量して、之を圖記し、寓内輿地全圖、及度數譜、行程記を撰せり。經緯度を施せる地圖、此に始まる。又文化年間に、僧圓通あり、深く佛曆を攻め、西洋説を排撃し、爲に佛國曆象編を著せり。後世、佛曆を言ふ者、皆之を祖とす。醫術は、徳川氏の初め、曲直瀨玄朔、李朱の術を挾み、大に行はれてより、世擧りて、此法を用ひしが、元祿の比、名護屋玄醫と

(一) 皇國醫學
源流小史、皇國
醫學傳中、聖定
集覽

(二) 皇國名醫
傳中、近世醫
一傳

(三) 醫苑日涉
一八四〇右

(四) 皇國名醫
傳中、近世醫
史、皇國醫學源流小
史

云ふ者あり、直に張仲景を以て師とし、病因の陰陽虛實を問はず、唯見證に就きて治を施し、力めて輓近の方法を排せしかば、衆醫譁然として、互に相詆譏せり、醫家に古方、後世の名あること、實に此に昉る。後藤良山、繼ぎて古方を唱へ、醫道を興復するを以て意とし、學者を教育せしかば、學者之に従ふ者多し。良山は、吾邦の醫者の、剃髮して僧官を受くるを憤り、自ら奮ひて蓄髮せり。是より後、稍蓄髮する者あれど、徳川氏の世を終ふるまで、醫者は、剃髮したる者多く、幕府及諸藩の醫は、概ね圓頂なり。玄醫、良山相繼ぎて、古方を唱ふと雖も、而れども、金元の方を奉ずる者尙多かりしに、明和、安永の比、吉益東洞出づるに及びて、宋後溫補の説を一掃して、萬病一毒の説を爲して曰く、藥も亦毒なり、毒を以て毒を攻め、毒去りて、體佳なりと、峻劑を驅使して、毫も顧慮する所なし。是に於

(五) 北山醫話
下

(六) 丹波扶橋
醫話
(七) 皇國名醫
傳中、近世醫
史、皇國醫學源流小
史、續醫家
人物志三

て海内の醫、先を爭ひ其門に趨り、弟子の禮を執れり。後の古方を唱ふる者、東洞を以て法とし、醫道の面目一變せり。然れども、當時の人、巫醫の稱に泥み、醫人を貴ばず、醫も亦自ら重ぜず、東洞の如きは、本と島山氏にして、足利幕府の管領、政長の裔なれども、醫の小技にして、祖先を贖さんことを恐れ、吉益を以て、氏と爲せり。又後藤良山、香川太冲、山脇東洋の如きも、皆儒醫を以て自ら居り、以て醫名を避けたり。天明、寛政の比に、多紀安元と云ふ者あり、古方家の、武斷に失するを察し、古今を折衷し、補瀉溫涼に偏執せずして、此害を除き去らんと欲し、其子安長相繼ぎて、之を主張せしかば、醫道又變ぜり。是より先き、五行經絡の説を厭ひ、各論著する者ありしと雖も、指歸一ならずして、徒に相詆毀したるに、安長多く醫書を註し、衆説を條疏し、精義を斟酌せしかば、醫籍を講ずる者、從

醫方發明

(八) 皇國名醫
傳上、聖定、眞實

(九) 皇國醫事
沿革小史

(一〇) 皇國名
醫傳中

(一一) 皇國名
醫傳中、同下各
林、神、中、下

ふ所を知りて、武斷の風始て絶えたり。安元は、又學校を興して、後進を誘掖せしかば、諸藩も、之に倣ひ、醫學館を其領地に設け、醫事益熾なり。
當時の醫は、著述する所頗る多くして、發明する所亦少からず。香川太冲の温泉療法、古林見宜の艾灸法、奥村良筑の吐法の如き、皆世に益ありしなり。見宜は、明暦比の人なり。古來灸治家の唱ふる禁穴、忌日の説を用ひずして、曾て人に謂ひて曰く、日は元日を忌み、穴は眼睛を避くるのみ、其餘、都て禁忌なしと。太冲は、良山の門人なり。亦灸炳の治効に心を用ひ、且諸國を徧歴し、温泉の功を驗し、大に得る所ありて、泉質の良否を辨せり。又、山村通庵は、太冲同門の人なりしが、人工泉を製して、病客に便せり。良筑は、吐方に妙を得て、之を永富獨嘯庵、山脇東洋に傳へたり。我邦昔より發汗、瀉下の二方あれど、

(一二) 皇國名
醫傳下

未だ吐方はあらざりしに、此に至りて三方始て備はる。又、瀨丘長圭と云ふ人あり、功を腹診に用ひて曰く、外證は多くして、悉ひ易く、腹候は一にして、爽はず、故に腹候を先とすと。腹候の法は、其起りしこと久しけれど、長圭に至りて益、其精を致せり。蓋支那の、此術に於ける、極めて疎にして、備はらざりしに、長圭の發明に至りて、殆ど餘蘊なきが如し。以て吾邦醫術の進歩を見るに足れり。

鍼術
(一三) 皇國名
醫傳上

(一四) 皇國名
時人傳上、
標近世

醫學中に於て、専門を擧ぐれば、鍼術には、松岡意齋あり。慶長、元和の間、京都に居り、鍼を善くするを以て名あり。始て金銀の鍼を用ひ、小槌を以て、膚肉に打ち入る。是を意齋流の打鍼と云ふ。其門人に、賀茂の、福官、駿河あり。是を駿河流とす。其後に至り、杉山和一あり。和一は、杉山流の祖なり。山瀬琢一の門人にして、入江頼明に淵源せり。江島辨天の神授に出でたり。

と稱して、始て管鍼を用ひたり。和一、徳川綱吉より、宅を江戸本所一目に賜ひ、關東總錄檢校と爲り、鍼治講習所を建て、諸生をして就きて學ばしめしに、門人三島安一に至り、更に講堂を江戸の近郊、及諸國四十五箇所に増設し、益之を弘めしかば、其術終に海内に遍し、初め琢一、醫工を以て顯れ、和一、安一亦盲を以て之に繼ぎしかば、鍼術終に醫者の業と爲れり。當時替者の學は、鍼術及按摩、琵琶等、三線なり。安一の後に、垣本鍼源が、毫鍼、大鍼、韭葉鍼の三鍼を用ひ、菅沼周桂が、鐵鍼を用ひしが如きは、皆此術に於て發明せし者なり。

産科は明和の比、賀川玄悦出でて、其術大に彰る。是より先き、吉益中條の二氏ありて、穩婆は、率ね中條流と稱せしかど、其術詳ならざりしに、是に於て大に備はる。其著す所の産論に、兒の胎に在る時、其頭は下に嚮へりと云ふが如きは、前人の

〔一五〕 皇國名

産科
〔一六〕 漢國文
皇國名、漢國文、
皇國名、漢國文、
皇國名、漢國文、
皇國名、漢國文、

未だ言はざりし所なり。而して手術を以て主としたれど、師承あるにあらず、亦古人に本づきしにあらざるなり。當時西洋の醫書、未だ産科に涉る者あらざりしに、三輪順藏、蘭文を以て産論翼を譯し、之を和蘭に傳へしかば、蘭人之を得て珍として措かず、之を梓行せりと云ふ。産論翼は、玄悦の嗣子玄迪の著す所にして、家言を敷衍したる者なり。而して西洋の産術を以て一家を成し、は、天保の比、足立長雋が、和蘭の書を得て、之を研究せしに始まる。

本草の學は、曲直瀬玄朔の宜禁本草を始として、撰著せし者なきにはあらざれども、率ね陳套を襲ふに過ぎざりしに、萬治の比、向井元升、和名本草を著し、寶永の比、貝原益軒、大和本草を著して、始て彼我を對照して、物産を驗せり。然れども多く之を書冊上に得て、未だ實驗を得ざりしに、稻生若水、阿部

〔一七〕 洋方書
傳長傳傳

〔一八〕 長傳傳

本草學
〔一九〕 皇國名
皇國名、漢國文、
皇國名、漢國文、
皇國名、漢國文、
皇國名、漢國文、

(二二) 續近世
時人傳二、先賢
國名傳四、先賢
自叙、先賢傳
(二三) 先賢傳
名傳四、先賢
(二四) 先賢傳
國名傳一〇、先賢
事始、先賢傳
傳中、先賢傳

將翁出づるに及び、舊習を一洗し、耳目を更新し、本草終に一
學科と爲る。若水(三三)の學は、長崎人盧(三四)草碩より出て、庶物類纂
一千卷の著あり。將翁は、少時支那に漂到して、福建に留まる
こと十八年にして、本草學を得て歸り、屢幕府の命を奉じ、藥
を諸國に採りて、多く前人の未だ道はざりし所を得たり。平
賀鳩溪(三五)の學は、將翁より出づ。鳩溪、才名一世に高くして、衆藝
を博綜し、屢藥を上野、信濃の間に採り、始て石膏、石綿を獲て、
廣く衆説を考へ、更に西洋諸國の書に徴して、火浣布を造れ
り。其造りし所は銅錢大の香數數片なれども、我國に未だ曾
て有らざりしのみならず、長崎在留の支那人も、大に感服し
て、幕府に請ひ、數枚を得て帶ひ回れり。又電氣の學も、鳩溪に
起れり。若水の門人に、松岡恕庵(三六)あり、恕庵の門人に、小野蘭山(三七)
あり、並に此學を以て名あり。蘭山、心を考驗に用ひ、採藥の外、

(二五) 續近世
時人傳二、先賢
國名傳四、先賢
自叙、先賢傳
(二六) 先賢傳
名傳四、先賢
(二七) 先賢傳
國名傳一〇、先賢
事始、先賢傳
傳中、先賢傳

(二七) 文藝類

(二八) 探險志
表、外交志稿

西洋醫法

(二九) 洋方醫

(三〇) 先民傳
下、皇國名醫傳

未だ嘗て國門を出てず。著す所、本草啓蒙あり。柴野栗山曰く、
蘭山本草の學は、李時珍(三八)の輩に過ぐることを遠しと。伊藤圭介(三九)
は本と蘭山の門人水谷豊文(四〇)に學びしが、更に瑞典人リンナ
ス、佛蘭西人デカントルの説を主張し、一家を成せり。而して
西洋植物學の著書は、天保(四一)の比、宇田川榕庵(四二)が、植物啓源を撰
するを以て始とす。

徳川氏の中世まで、西洋醫方を修むる者は、皆外科なり。蓋徳
川氏にては、西洋の書を読むことを許さざりしかば、内治の
事に従ふこと能はず。通事(四三)の輩、僅に蘭人が、長崎に滞在して、
治を施すを傍觀し、手授口傳に得たる者なれば、外科の一法
に止まりしなり。西洋の内科は、此の如く地を掃ひたれど、其
外科は、大に世に重ぜられて、當時、外科と云へば、殆ど西洋の
方に限れる者の如し。既に寛文、延寶の比に在りては、杉本忠

下、島國醫學書
事小史

(三二) 其書
外科、醫學、洋方
書、醫學、洋方
書、醫學、洋方

惠西玄甫は西洋流の外科を以て、徳川家綱に徴されて、幕府の侍醫たり。忠惠は、所謂南蠻流なり。玄甫の父を吉兵衛と云ふ。初め南蠻通事たりし時、彼國の醫術を傳へ、南蠻交通禁止の後に、和蘭通事と爲りて、蘭人の傳を受けたり。是を西流の祖とす。玄甫は亦和蘭大通事と爲り、歸化人舊件、天連澤野忠庵に就きて、南蠻流の外科を學び、又和蘭人に從ひて、其術を受け、蘭人より外科醫免許狀を得たり。其術の關奥を極めしこと知るべし。西洋外科には、西流の外に、栗崎流、榎林流、吉雄流等の數流あり、皆長崎に在り。故に外科を學ばんとする者は、多く長崎に之きしなり。明和の比、前野良澤、杉田玄白、桂川甫周出づるに及びて、始て其書を読み、治を施せり。良澤等曾て和蘭人の人身解剖書を得て、書中に載する所の内景圖の、從來傳ふる所の者と大に異なるを見て、之を實際に試み

(三二) 先哲書
名醫傳中、漢書
文集、醫學志

(三三) 格軍書

(三四) 洋方書
傳小石元俊傳

(三五) 洋方書

んと欲し、幕府に請ひて、死囚の臟を解剖し、之を蘭人の圖に照すに、一々符合せしかば、益、其精密なるに服し、終に解體新書の翻譯あり、是より先き、漢醫山脇東洋も、亦人身を解剖して、始て従前依る所の素問、靈樞等の諸書に、五臟六腑を説ける者は、皆妄誕なるを知り、是に於て、臟志を著せり。我邦觀臟の擧ある、此を始とす。東洋、當時に在りて、國人の中世より唯魚菜を食ひて、衛生に裨益なきを知り、獸肉の効驗を辨じたり。人多く信ぜざりき。又其人身を解剖せし時も、醫は仁術たりと云ふ意に背けるを以て、之を議する者あり。而るに、解體新書出で、後、東洋再び解剖せしに、其内臟盡く蘭説と吻合せしかば、海内之を聞き、解體新書の據るべきを信ぜり。玄白の祖を甫仙と云ふ、和蘭の外科を西玄甫の子宗春に受く。玄白に至り、西玄哲に從ひ、亦和蘭の外科を學び、新術を施し、

(三六) 島國書
事考本小史

(三七) 神方書

(三八) 島國名
方書傳

(三九) 島國名
傳下

奇效ありしを以て、治を乞ふ者、常に門に盈ちたりと云ふ。玄白、晩年に、ラウレンスの外科書の譯述を企て、未だ成らずして歿せり。大槻玄澤、其志を繼ぎ、之を譯して、瘍醫新書と名づく。其出づるや、醫家争ひて之を藏せりと云ふ。甫周も、亦其術に精しかりければ、寛政五年、幕府にて新に外科を醫學館中に設けし時、甫周を以て之が教諭とせり。然れども、當時、蘭學を修むる者は、多くは外科なるを以て、甫周は、宇田川玄隨を勸めて、内科を修め、一書を翻譯せしむ。是れ則ち内科選要にして、和蘭内科譯書の始なり。甫周の門人、吉田長淑、其意を承け、始て和蘭の内科を行ふ。時に物議囂然たるを以て、甫周終に嫌を避けて、其弟子の籍を削れり。然れども、和蘭内科は、より稍行はる。當時、又専ら蘭方にのみ依らずして、外科を善くする者あり。華岡隨賢の如き是なり。隨賢は、文政比の人なり。

(四〇) 島新道

(四一) 島國書
事考本小史
方書傳
(四二) 本朝醫
考中

(四三) 外交志

(四四) 島國書
事考本小史

其説に曰く、蘭醫は、理に密にして、法に粗なり。漢醫は、法に精にして、跡に拘はれり。故に我術は、治を活物に考へ、法を窮理に出だすと。其功績奇偉にして、稱して華佗の再出とし、四方より來りて治を乞ふ者、一診を得るを以て幸とし、其塾生も十年の久しきを歴れども、未だ醫效を奉ずることを得ざる者ありしと云ふ。杉田玄白の子を錦腸と云ふ。始て西洋眼科を修し、眼科新書、眼球啓微を著せり。是より先き、眼醫は、馬島及良峯を推して勝れたりとす。馬島は、尾張國馬島の藏南坊の僧、良峯は、山城國良峯寺の僧にして、其傳詳ならず。文政の比、普魯士の醫士、シイポルト、和蘭の譯官と爲り、長崎に來る。シイポルト、醫術、物産學に長じければ、戸塚靜海、伊東玄朴の輩、皆其門に入り、醫療の法一變せり。是より和蘭醫家、陸續輩出して、江戸に坪井信道あり、伊東玄朴あり、京都に新宮涼庭

あり、大坂に緒方洪庵あり、皆内外科を兼ね、其術大に行はれ、終に漢方と相頡頏し、皇族、搢紳も、洋方醫を召すに至れり。是より先き搢紳以上、洋醫を召すことなかりしなり。是に於て漢醫は蘭醫を忌みて、其方を學び肯ぜざりしに、小石元瑞、漢蘭の方を參用して、漢蘭折衷方と稱せしかば、漢醫家者流、之に倣ふ者多し。弘化四年、洪庵、病學通論を譯述し、病因、病證を説く、是を病理學の首唱とす。嘉永二年、幕府、令を下して云く、幕府の醫は、外科、眼科は、蘭方を參用するも妨なけれども、其内科を用ふることを得ず、且醫書の出版は、皆醫學館の許可を受くべしと。蓋漢醫が、蘭方を以て夷狄の方とし、且風土宜しきを異にすれば、其身に害ありと云ふを以てなり。又從來醫家の著譯書の出版は、天文方の許可を受くべき制なりしを、漢醫の司る所の醫學館に屬したれば、蘭醫の困難を受け

(四五) 洋學年

(四六) 續泰平

(四七) 續泰平
年表弘化二年
同三年

(四八) 皇國醫
事初小史

痘痘
(四九) 皇國醫
事初小史

神道
(五〇) 皇國醫
事初小史

しこと少からず。然るに安政四年には、幕府より松本良順を長崎に遣し、和蘭海軍醫ホンベに就きて醫學を傳習せしめ、翌年に竟に伊東玄朴、竹内玄同を以て侍醫と爲せり。是を幕府にて西洋内科を用ふる始とす。是に於て従前の禁を解き、幕醫をして洋方を兼習せしめ、各藩も、皆之に倣ひしかば、洋方益熾なり。

種痘の事たる、既に文政の末に起り、和蘭人痘苗を齎し來りしかど、種痘の人なくして、中絶したるを、嘉永元年に至り、長崎人吉雄圭齋、蘭人モンニッキに就きて、其術を受け、牛痘の痂と漿とを得たるを以て、繼續して今に至る。

神道は、徳川義直、神祇寶典を著し、林羅山、神社考を著し、以て浮屠本迹の説を破し、吉田家の所傳を駁せしは、既に本居宣長の説の張本たる者の如し。而れども當時は、尙一般に吉田

(五一) 右文成
神代文事考
卷第十八

(五二) 泰平年
神代文事考
卷下

(五三) 隆神道
大業三ノ四〇

(五四) 先哲遺
神道大意

(五五) 直馬鑑

家の唯一神道、浮屠氏の兩部神道の説、盛に行はれたり。家康も曾て僧梵舜より吉田家神道の傳授を受けて、其高妙を歎ぜり。家綱に至りては、吉川惟足を召して、神道方とし、之に世祿を與へたり。惟足は、萩原兼頼の門人にして、吉田家の神道を學び、別に一説を立て、紀伊の國主徳川頼宣、會津の領主保科正之に優待せられしが、竟に幕府に徴されたるなり。山崎闇齋は、儒者なれど、惟足及出口延佳に就きて、神道を學びたり。闇齋、延佳、並に陰陽五行の理を以て、神道を説き、或は之に混ざるに、周易の説を以てし、或は之を輔くるに、朱子の學を以てし、日本紀の神代卷を以て、一箇の教訓の書と爲せり。而して闇齋は、神道を以て、大に保科正之に用ひられたり。此餘、吉田より出て、別に一家を成す者頗る多し。而るに本居宣長は、概して之を眞の神道にあらずと爲して、説を爲して云

(五六) 神代文事考
卷下
高我鹿
比叢
(五七) 高我鹿
比叢
(五八) 古事記

く、神道は、天地自然の道にあらず、亦人の造る所の道にあらず、其本は、天地を創造せし天神より出て、天照大神の伊弉諾、伊弉冉の二尊より受け、之を傳ふるに始まれり。而して其道に隨ふとは、神代の法則に従ひ、毫も私意を加へざるを謂ふ。其文は、古事記、日本紀等の書に具して、古言を尋繹すれば、灼然として、觀るべき者にして、別に祕傳、祕説あるにあらずと。一々古書に徴して、是を明せり。是れ春滿、眞淵の説に本づきしと雖も、是に於て大成せり。是より後、平田篤胤に至り、殊に意を神道に潜め、宣長の説を主張して、許多の書を著し、更に發揮する所多かりしかば、神道益、明なり。且徳川の時代には、祠官にも多く其人を得たれば、神道の振ひしこと、大に往時の匹にあらず。其間、或は神代の事は、應神天皇以後の天皇の意匠に成ると云ひ、或は天神は、神武天皇の御體の神氣に

別(五九) 後成道

名づけ、地祇は、衆人の神氣に名づくると云ひ、或は神代の事を以て、譬喩の如く説き、做す者ありしかど、人多く之を用ひざるなり。

心學(六〇) 名家略(三) 武江年表(三) 寛政三年

心學は、中澤道二より出づ。神儒佛一致の旨を述べ、市井の人の爲に、専ら修身の法を説けり。其説く所は、戲言狂語を雜へ、從横自在にして、固有の性を見得し、孝悌の道を行はしむるを主とす。道二は、七十九歳にして、享和三年に死せし人なり。道二の學は、石田梅巖より出でたり。梅巖は、神道を主とし、常に講説して、人に躬行を勧めたり。道二の門人に、手島堵庵あり。此人、家道豊裕にして、少しも束脩を受けざれば、貧困吝嗇の徒も、喜びて學に就き、因て善に趨きし者多し。曾て凶荒の歲に遇ひしに、貧民を賑濟せし人、多く此門より出でたり。以て此學の實効を收めしを見るべし。此流の人は、文學を主と

名家略(三) 武江年表(三) 寛政三年

兵學總説

(六三) 德川禁(三)

(六四) 德川禁(三) 寛政三年

せず、故に目に一丁字を識らずして、講説する者あり。此學は、初より大に盛ならざれども、近世は、大に衰へて絶えざること殆ど綫の如し。德川幕府は、將軍たる者、武士を以て自ら居り、大名、旗本、藩士の徒、皆武士たらざるは莫ければ、昇平の世に在りても、文事よりは、反て武事を重じ、家康より以下、世々の將軍、毎に令を發して、屢之を獎勵せり。其武士と稱する者に限り、常に雙刀を帯び、或は身分に因り、馬に騎り、從卒に槍、長刀を執らしめ、居常も是等の技を以て先務とせしかば、名ある者も多く出でたり。其初は、市人も刀を帯びしが、寛文年間、家綱曾て之を禁ぜしかど、其風猶收まらずして、神祇組、鶴鶴組等と稱して、旗本の士、若くは市井無頼の人、徒黨を結び、遊俠を事とし、江戸府下に横行して、睚眦の怨を報じ、政治を害する者少から

ず。是に於て、貞享年間、綱吉令して其徒を處刑せしかば、此風大に改まりき。時に大坂の役を去ること、七十年にして、人民干戈を見ざりしこと、既に久しかりしかど、亂世の風習、未だ其跡を絶たずして、武士に限らず、皆武を尙びしなり。然るに綱吉家綱相繼ぎて、篤く文事を好み、武事を後にしたるを以て、大に遊惰の風に流れたるを、吉宗に至り、身の丈九尺、多力にして、勇を好み、流鏑馬、笠懸の類を興し、或は幕臣をして在職、無職を分ち、春秋兩度若くは五年に一回、將軍の前にて射的を試みしめ、之を大的上覽と稱し、皆中の者に時服を賜ひて、之を獎勵し、定めて徳川一代の制と爲し、或は弓術に長ざる者に、宅地を貸し與へて、士氣を鼓舞し、且綱吉以來、廢する所の田獵を起し、以て武を講じければ、武術大に行はれ、一藝に工なる者も、演武場を開き、口を糊する者多きに至れり。

(六六) 三王

(六七) 有徳院
ノ三右

(六八) 有徳院
二ノ一九

(六九) 三王

(七〇) 六無書
全書 四年
三年 二年 同年
三年 二年 同年
五年 四年 同年

(七三) 武江年
(七四) 弘道
(七五) 泰平
二年 元年 同年

(七六) 嘉永六年

家重、家治の時には、人益無事に安じ、兵を言ふことを忌みしかば、林子平の如きは、海防の事を論著して、之が爲に罪を得たり。家齊の時に、的場馬場を置き、諸士に命じて演習せしめ、且魯西亞、英吉利の蝦夷、長崎を侵擾するありて、東西安からざりしかど、久しからずして、事、平和に屬せしかば、亦武事に於て大に爲す所あらざりき。終には、是まで喜びて、長き刀を帯びたるを、古刀を截りて、之を佩び、武術は、凡て觀の美なるを求めて、實用に疎なるに至り、剩へ農商の、武藝を學ぶことを申禁せり。然るに幕府の末運に、亞墨利加、露西亞の使來りて、互市を乞へり。昇平二百四十年の後に在りて、俄に此一大異事に遇ひしかば、上下、措を失し、和戰の説、互に起りて、海内の大勢、是に於て一變せり。時に孝明天皇の嘉永六年なり。此歲、徳川家慶薨じ、家定繼ぎて將軍と爲り、西洋法に依り、砲臺

八月 平年 嘉永六年 十月
 (七七) 慶應二年 九月 同六年八月
 (七八) 慶應二年 九月 同六年八月
 (七九) 大猷院 慶應三年 十月 同六年八月
 (八〇) 嘉永明 治年 慶應二年 九月 同六年八月
 (八一) 慶應二年 十一月 同六年八月
 (八二) 嘉永明 治年 慶應二年 十一月 同六年八月

を品川の内海に築き、西洋流の砲術を演習せしめたり。是より先き、幕府にては、砲術を大森村等に演ずるに、四五六七の四箇月のみに於てせしを、是より四時を論ぜざる事とせり。是に於て、武術大に盛になりて、幕府のみならず、大名、旗本も、皆争ひて講武を以て事としたり。且我邦の兵制は、嚮に既に西洋の法に傾きたりしが、是より益、其法に倣ひ、又大艦を造るの禁を解き、後には、農商の徒の之を藏することをも許したり。然るに、當時、一般人民の風習は、西洋人を夷狄として、之を賤み、我邦の槍刀のみにて、十分に事を辨ずべしとしたれば、幕府にても、訓練に洋語を用ふるを禁じ、又洋風の結束を禁じたり。以て當時の状を見るべし。幕府にては、竟に洋法の必用を感じ、安政二年に、勝麟太郎、矢田堀景藏をして、長崎に之きて、蒸氣船の運用を、蘭人に學ばしめ、同五年、家定薨じて、

(八三) 嘉永明 治年 同六年八月

家茂嗣ぐに至り、講武の事たる、益、西洋の風を逐ひしかど、尙國體を損ずると云ふ説行はれて、慶應二年に、練兵に西洋服及横笛を用ふることを禁ぜしが、幾もなくして、家茂薨じ、慶喜嗣ぐに及び、殺袖羽織、細袴を以て、海陸軍の平服とし、益、砲術を演せしめたり。

軍學者 (八四) 貞丈 記二 一九

(八五) 武義小 傳一 玉置

(八六) 武義小 傳一 右文故事 貞丈 記二 一九 北條系圖 二 島 傳一 武義小 傳一 先哲叢談

徳川氏の初より、軍學者と稱し、常に其徒を集めて、攻城野戰等の法を説ける者あり。而して小幡勸兵衛、景憲を以て稱首とす。景憲の父祖は、甲州武田氏の臣なれば、景憲、信玄の兵法を傳へ、家康より家綱に至るまでの四世の將軍に仕へ、大名より以下、其門に遊ぶ者、二千餘人の多きに至る。是を甲州流の兵法とす。北條安房守正房は、景憲の門人にして、是を北條流とす。其門人に、山鹿甚五左衛門高祐あり、是を山鹿流とす。高祐は、曾て淺野内匠頭長友に仕ふ。長友は、五萬石の大名に

後編三、明其洪
六一、明其洪

(八八) 赤穂四
十七、傳

(八九) 名家略
傳、定、存、稿、白
經、兵、要、錄、序

(九〇) 貞丈雜
記、(九一) 山井規
源、(九二) 先行書
談、(九三) 六

して高祐に祿一千石を與へたり。其仕を辭せし後も、妻妾の
奉、奴僕の數は、五六千石の者も、抗すること能はず、其門人と
稱する者、四千餘人ありて、大石良雄の如きも、亦其門人なり。
又長沼澹齋あり、世上に傳ふる所の武田氏の兵法を以て、多
くは小幡景憲等が割裂彌縫する所にして、當時の信傳にあ
らずと爲し、夏股周の三代に原づき、孫武吳起の法に參し、明
の戚繼光の紀効新書等の書に稽へて、兵要錄を著し、以て一
家の言を立てたり。是を長沼流と云ふ。此時、兵學盛に行はれ
て、越後流、楠流、義經流等の數流あり、彼由井正雪の如きは、正
成の傳を得たりと稱したる者にて、所謂楠流なり。荻生徂徠
は、少時、兵法を精習せしかば、其仕途に就くにも、必ずしも儒
を以てせずして、兵學を以てし、又孫子解、鈴錄を著して、盛に
兵を説けり。當時の尙びし所見るべし。故に當時の書には、平

(九三) 政談四

家物語、太平記等の書を註するにも、其勝敗の迹に就て、策略
の得失を論ぜざる者多し。要するに、此學は、我邦戰爭の迹を按
じ、支那の兵書に據りたる者なれど、其書にも偽書少からず、
言ふ所は、迂遠なる者多ければ、後には漸く衰へて、西洋の兵
制益々盛なり。

西洋兵制
(九四) 右文
事、御代々、文
典、(九五) 文
典、(九六) 文
典、(九七) 文
典、(九八) 文
典、(九九) 文
典、(一〇〇) 文
典、(一〇一) 文
典、(一〇二) 文
典、(一〇三) 文
典、(一〇四) 文
典、(一〇五) 文
典、(一〇六) 文
典、(一〇七) 文
典、(一〇八) 文
典、(一〇九) 文
典、(一一〇) 文
典、(一一一) 文
典、(一一二) 文
典、(一一三) 文
典、(一一四) 文
典、(一一五) 文
典、(一一六) 文
典、(一一七) 文
典、(一一八) 文
典、(一一九) 文
典、(一二〇) 文
典、(一二一) 文
典、(一二二) 文
典、(一二三) 文
典、(一二四) 文
典、(一二五) 文
典、(一二六) 文
典、(一二七) 文
典、(一二八) 文
典、(一二九) 文
典、(一三〇) 文
典、(一三一) 文
典、(一三二) 文
典、(一三三) 文
典、(一三四) 文
典、(一三五) 文
典、(一三六) 文
典、(一三七) 文
典、(一三八) 文
典、(一三九) 文
典、(一四〇) 文
典、(一四一) 文
典、(一四二) 文
典、(一四三) 文
典、(一四四) 文
典、(一四五) 文
典、(一四六) 文
典、(一四七) 文
典、(一四八) 文
典、(一四九) 文
典、(一五〇) 文
典、(一五一) 文
典、(一五二) 文
典、(一五三) 文
典、(一五四) 文
典、(一五五) 文
典、(一五六) 文
典、(一五七) 文
典、(一五八) 文
典、(一五九) 文
典、(一六〇) 文
典、(一六一) 文
典、(一六二) 文
典、(一六三) 文
典、(一六四) 文
典、(一六五) 文
典、(一六六) 文
典、(一六七) 文
典、(一六八) 文
典、(一六九) 文
典、(一七〇) 文
典、(一七一) 文
典、(一七二) 文
典、(一七三) 文
典、(一七四) 文
典、(一七五) 文
典、(一七六) 文
典、(一七七) 文
典、(一七八) 文
典、(一七九) 文
典、(一八〇) 文
典、(一八一) 文
典、(一八二) 文
典、(一八三) 文
典、(一八四) 文
典、(一八五) 文
典、(一八六) 文
典、(一八七) 文
典、(一八八) 文
典、(一八九) 文
典、(一九〇) 文
典、(一九一) 文
典、(一九二) 文
典、(一九三) 文
典、(一九四) 文
典、(一九五) 文
典、(一九六) 文
典、(一九七) 文
典、(一九八) 文
典、(一九九) 文
典、(二〇〇) 文
典、(二〇一) 文
典、(二〇二) 文
典、(二〇三) 文
典、(二〇四) 文
典、(二〇五) 文
典、(二〇六) 文
典、(二〇七) 文
典、(二〇八) 文
典、(二〇九) 文
典、(二一〇) 文
典、(二一一) 文
典、(二一二) 文
典、(二一三) 文
典、(二一四) 文
典、(二一五) 文
典、(二一六) 文
典、(二一七) 文
典、(二一八) 文
典、(二一九) 文
典、(二二〇) 文
典、(二二一) 文
典、(二二二) 文
典、(二二三) 文
典、(二二四) 文
典、(二二五) 文
典、(二二六) 文
典、(二二七) 文
典、(二二八) 文
典、(二二九) 文
典、(二三〇) 文
典、(二三一) 文
典、(二三二) 文
典、(二三三) 文
典、(二三四) 文
典、(二三五) 文
典、(二三六) 文
典、(二三七) 文
典、(二三八) 文
典、(二三九) 文
典、(二四〇) 文
典、(二四一) 文
典、(二四二) 文
典、(二四三) 文
典、(二四四) 文
典、(二四五) 文
典、(二四六) 文
典、(二四七) 文
典、(二四八) 文
典、(二四九) 文
典、(二五〇) 文
典、(二五一) 文
典、(二五二) 文
典、(二五三) 文
典、(二五四) 文
典、(二五五) 文
典、(二五六) 文
典、(二五七) 文
典、(二五八) 文
典、(二五九) 文
典、(二六〇) 文
典、(二六一) 文
典、(二六二) 文
典、(二六三) 文
典、(二六四) 文
典、(二六五) 文
典、(二六六) 文
典、(二六七) 文
典、(二六八) 文
典、(二六九) 文
典、(二七〇) 文
典、(二七一) 文
典、(二七二) 文
典、(二七三) 文
典、(二七四) 文
典、(二七五) 文
典、(二七六) 文
典、(二七七) 文
典、(二七八) 文
典、(二七九) 文
典、(二八〇) 文
典、(二八一) 文
典、(二八二) 文
典、(二八三) 文
典、(二八四) 文
典、(二八五) 文
典、(二八六) 文
典、(二八七) 文
典、(二八八) 文
典、(二八九) 文
典、(二九〇) 文
典、(二九一) 文
典、(二九二) 文
典、(二九三) 文
典、(二九四) 文
典、(二九五) 文
典、(二九六) 文
典、(二九七) 文
典、(二九八) 文
典、(二九九) 文
典、(三〇〇) 文
典、(三〇一) 文
典、(三〇二) 文
典、(三〇三) 文
典、(三〇四) 文
典、(三〇五) 文
典、(三〇六) 文
典、(三〇七) 文
典、(三〇八) 文
典、(三〇九) 文
典、(三一〇) 文
典、(三一〇) 文

(九五) 宿願存
稿、(九六) 外交志
稿、(九七) 外交志
稿、(九八) 外交志
稿、(九九) 外交志
稿、(一〇〇) 外交志
稿、(一〇一) 外交志
稿、(一〇二) 外交志
稿、(一〇三) 外交志
稿、(一〇四) 外交志
稿、(一〇五) 外交志
稿、(一〇六) 外交志
稿、(一〇七) 外交志
稿、(一〇八) 外交志
稿、(一〇九) 外交志
稿、(一一〇) 外交志
稿、(一一一) 外交志
稿、(一一二) 外交志
稿、(一一三) 外交志
稿、(一一四) 外交志
稿、(一一五) 外交志
稿、(一一六) 外交志
稿、(一一七) 外交志
稿、(一一八) 外交志
稿、(一一九) 外交志
稿、(一二〇) 外交志
稿、(一二一) 外交志
稿、(一二二) 外交志
稿、(一二三) 外交志
稿、(一二四) 外交志
稿、(一二五) 外交志
稿、(一二六) 外交志
稿、(一二七) 外交志
稿、(一二八) 外交志
稿、(一二九) 外交志
稿、(一三〇) 外交志
稿、(一三一) 外交志
稿、(一三二) 外交志
稿、(一三三) 外交志
稿、(一三四) 外交志
稿、(一三五) 外交志
稿、(一三六) 外交志
稿、(一三七) 外交志
稿、(一三八) 外交志
稿、(一三九) 外交志
稿、(一四〇) 外交志
稿、(一四一) 外交志
稿、(一四二) 外交志
稿、(一四三) 外交志
稿、(一四四) 外交志
稿、(一四五) 外交志
稿、(一四六) 外交志
稿、(一四七) 外交志
稿、(一四八) 外交志
稿、(一四九) 外交志
稿、(一五〇) 外交志
稿、(一五一) 外交志
稿、(一五二) 外交志
稿、(一五三) 外交志
稿、(一五四) 外交志
稿、(一五五) 外交志
稿、(一五六) 外交志
稿、(一五七) 外交志
稿、(一五八) 外交志
稿、(一五九) 外交志
稿、(一六〇) 外交志
稿、(一六一) 外交志
稿、(一六二) 外交志
稿、(一六三) 外交志
稿、(一六四) 外交志
稿、(一六五) 外交志
稿、(一六六) 外交志
稿、(一六七) 外交志
稿、(一六八) 外交志
稿、(一六九) 外交志
稿、(一七〇) 外交志
稿、(一七一) 外交志
稿、(一七二) 外交志
稿、(一七三) 外交志
稿、(一七四) 外交志
稿、(一七五) 外交志
稿、(一七六) 外交志
稿、(一七七) 外交志
稿、(一七八) 外交志
稿、(一七九) 外交志
稿、(一八〇) 外交志
稿、(一八一) 外交志
稿、(一八二) 外交志
稿、(一八三) 外交志
稿、(一八四) 外交志
稿、(一八五) 外交志
稿、(一八六) 外交志
稿、(一八七) 外交志
稿、(一八八) 外交志
稿、(一八九) 外交志
稿、(一九〇) 外交志
稿、(一九一) 外交志
稿、(一九二) 外交志
稿、(一九三) 外交志
稿、(一九四) 外交志
稿、(一九五) 外交志
稿、(一九六) 外交志
稿、(一九七) 外交志
稿、(一九八) 外交志
稿、(一九九) 外交志
稿、(二〇〇) 外交志
稿、(二〇一) 外交志
稿、(二〇二) 外交志
稿、(二〇三) 外交志
稿、(二〇四) 外交志
稿、(二〇五) 外交志
稿、(二〇六) 外交志
稿、(二〇七) 外交志
稿、(二〇八) 外交志
稿、(二〇九) 外交志
稿、(二一〇) 外交志
稿、(二一一) 外交志
稿、(二一二) 外交志
稿、(二一三) 外交志
稿、(二一四) 外交志
稿、(二一五) 外交志
稿、(二一六) 外交志
稿、(二一七) 外交志
稿、(二一八) 外交志
稿、(二一九) 外交志
稿、(二二〇) 外交志
稿、(二二一) 外交志
稿、(二二二) 外交志
稿、(二二三) 外交志
稿、(二二四) 外交志
稿、(二二五) 外交志
稿、(二二六) 外交志
稿、(二二七) 外交志
稿、(二二八) 外交志
稿、(二二九) 外交志
稿、(二三〇) 外交志
稿、(二三一) 外交志
稿、(二三二) 外交志
稿、(二三三) 外交志
稿、(二三四) 外交志
稿、(二三五) 外交志
稿、(二三六) 外交志
稿、(二三七) 外交志
稿、(二三八) 外交志
稿、(二三九) 外交志
稿、(二四〇) 外交志
稿、(二四一) 外交志
稿、(二四二) 外交志
稿、(二四三) 外交志
稿、(二四四) 外交志
稿、(二四五) 外交志
稿、(二四六) 外交志
稿、(二四七) 外交志
稿、(二四八) 外交志
稿、(二四九) 外交志
稿、(二五〇) 外交志
稿、(二五一) 外交志
稿、(二五二) 外交志
稿、(二五三) 外交志
稿、(二五四) 外交志
稿、(二五五) 外交志
稿、(二五六) 外交志
稿、(二五七) 外交志
稿、(二五八) 外交志
稿、(二五九) 外交志
稿、(二六〇) 外交志
稿、(二六一) 外交志
稿、(二六二) 外交志
稿、(二六三) 外交志
稿、(二六四) 外交志
稿、(二六五) 外交志
稿、(二六六) 外交志
稿、(二六七) 外交志
稿、(二六八) 外交志
稿、(二六九) 外交志
稿、(二七〇) 外交志
稿、(二七一) 外交志
稿、(二七二) 外交志
稿、(二七三) 外交志
稿、(二七四) 外交志
稿、(二七五) 外交志
稿、(二七六) 外交志
稿、(二七七) 外交志
稿、(二七八) 外交志
稿、(二七九) 外交志
稿、(二八〇) 外交志
稿、(二八一) 外交志
稿、(二八二) 外交志
稿、(二八三) 外交志
稿、(二八四) 外交志
稿、(二八五) 外交志
稿、(二八六) 外交志
稿、(二八七) 外交志
稿、(二八八) 外交志
稿、(二八九) 外交志
稿、(二九〇) 外交志
稿、(二九一) 外交志
稿、(二九二) 外交志
稿、(二九三) 外交志
稿、(二九四) 外交志
稿、(二九五) 外交志
稿、(二九六) 外交志
稿、(二九七) 外交志
稿、(二九八) 外交志
稿、(二九九) 外交志
稿、(三〇〇) 外交志
稿、(三〇一) 外交志
稿、(三〇二) 外交志
稿、(三〇三) 外交志
稿、(三〇四) 外交志
稿、(三〇五) 外交志
稿、(三〇六) 外交志
稿、(三〇七) 外交志
稿、(三〇八) 外交志
稿、(三〇九) 外交志
稿、(三一〇) 外交志
稿、(三一〇) 文

砲術

西洋の兵制は、慶安年間、北條正房、蘭人に就きて、其攻城の法
及大砲の用法を問ひ、之が爲に書を編し、木を以て其様式を
作り、之を幕府に獻ぜしを以て、始て端緒を開く者とし、後百
八十餘年を経て、天保年間、鈴木春山、三兵活法を著すを以て、
西洋兵制を論ずるの始とし、高島四郎太夫高教、江戸に召さ
れて、西洋流の銃隊を練習するを以て、洋兵操練の始とする
なり。
砲術は、徳川氏の初より、其流派多く分れて、有名の人も絶え

(九七) 武藝小傳八、右文故事、御代々、文藝表、(九八) 象山文、(九九) 承宣雜、

(一〇〇) 十二支砲記事、外文、

(一) 秋帆年譜

(二) 觀壽平年、月、天保十二年六月

ざりしが正保中井上外記正繼の如きは殊に傑出せる者にて、新に發明する所ありて、多く其器を創製せり。而して享保年間に、徳川吉宗、蘭人ベンデレキ、レイキマンに命じて、砲術を試みしめしは、實に西洋砲術の隆興する起原なり。天保年間、松代藩主眞田伊豆守幸貫、海防に注意し、大小火技を研究し、新に十二支砲を鑄造せり。時に武備に怠るを以て、世謂ひて異を好むとせしかど、幸貫自ら奮ひて率先しければ、其臣に片井京助、佐久間象山の如き者出て、大に此術に功を奏したり。當時高島高教は、西洋新式の砲術に精しくして、之を江川太郎左衛門英龍に傳へ、盛に砲術を講習しければ、大小火技是に於て大に起れり。然れども幕府にては何なる故にか、其術の廣く傳播せんことを欲せざりしかば、高教をして、唯幕府の士一人にのみ、其秘奥を洩さしめ、其餘に及ぼすこ

(三) 外史志稿、象山手稿、

(四) 觀壽平年、月、天保六年八月

(五) 觀壽平年、月、天保六年八月、(六) 觀壽平年、月、天保六年八月、

とを得ざらしめしが、尋て廣く授くることを許せり。其流は、初め西洋流と稱せしが、後に改めて高島流とせり。亦時の忌む所を避くるなり。象山は、和漢の兵學空疏にして、實用に遠きを察し、心を和蘭の兵書に潜め、西洋大小火技を講じ、業を其徒に授け、西洋眞傳と稱す。嘉永元年に、象山、其主眞田幸貫の命に依り、蘭人ベルセルの書に原づき、大砲數門を造り、之を松代城下に試みる。是を洋式の砲を造る始とす。高教は、向に外國人と私交するの嫌疑に因り、罪を得しが、亞米利加使節の來るに及び、俄に之を召し、之を英龍に隸し、其術を演習せしめてより、砲術日を逐ひて精を極めたり。砲術興りてより、弓術は、日に衰へしかど、猶世に名ある者絶えずして、流派頗る多し。而して遠矢を放つことを主としたれば、寛永年間には、既に江戸にも三十三間堂を建てたり。山

(七) 瀧州府志

(八) 有德院
御實紀
良文
下

(九) 大徳院
御實紀
山内
大徳院
大徳院
大徳院

取術
(一〇) 有徳院
御實紀
良文
下

城の三十三間堂は、此比は益盛にして夏日の間は晝夜の別なく射人常に集りて絶ゆることなかりしと云ふ。流鏑馬、圓物、草鹿の如きは久しく其傳を失ひたるを、吉宗之を古書古畫に徴して之を再興せり。吉宗又騎射の法を定めたり。騎射と云ふは原は馬に乗りて矢を放つの總稱なるを、吉宗の定めし所は流鏑馬に似たる者なり。又犬追物は薩摩の國主島津氏に之を傳へて、正保年間にも既に武州王子村にて之を演習せり。

吉宗は取術にも心を用ひて、支那の馬醫劉經先を長崎に招き、病馬を療せしめ、又蘭人ケイツルが取を善くするを聞き、馬役高橋又左衛門をして長崎に之きて、就きて學ばしめ、尋てケイツルを江戸に召し、齋藤三右衛門盛安をして從ひて學ばしめたり。此時に西洋の取術既に我國に入りしかば、

劍術
(一) 武蔵小

(二) 武蔵小
(三) 武蔵小
(四) 武蔵小
(五) 武蔵小
(六) 武蔵小
(七) 武蔵小
(八) 武蔵小
(九) 武蔵小
(一〇) 武蔵小

(一一) 武蔵小
(一二) 武蔵小
(一三) 武蔵小
(一四) 武蔵小

(一五) 武蔵小
(一六) 武蔵小

參用せしことも多かりしならん。

劍術は富田流、中條流等の如き、許多の流派あれども、柳生但馬守宗矩、宮本武藏正名より盛なるはなし。宗矩の父を但馬守宗嚴と云ふ、上泉伊勢守より刀法を受けて、織田信長に仕ふ。宗矩は家康、秀忠、家光の三世に仕へ、其子孫世々徳川幕府の擊劍の師たり。正名は善く雙刀を用ひ、十三歳より始めて生涯の間人と輪贏を決すること六十餘度なれども、一度も敗を取ることなかりしと云ふ。正名は正保二年に歿せし人にて、當時の刀術は白刃を以てすることもありしに、恒に木刀を用ひて之に敵し、人を傷殺したり。又田宮對馬守長勝は、居合の妙を得て、家康の子紀伊の國主徳川頼宣に仕へたり。其法は、林崎甚助重信より出づ。重信始て長柄刀の利を知り、之を佩びしが、當時の人争ひて之に倣へり。是を居合の祖と

槍術
長刀

す。長勝の父平兵衛重正は、即ち重信の門人なり。槍術、長刀にも、聞人多かりしが、長刀は、武士の妻女多く之を學べり。

柔術
二五〇 武勝小
二〇〇 武勝小
二〇〇 武勝小
二〇〇 武勝小
二〇〇 武勝小

柔術は、歸化の支那人陳元贊之を邦人に傳ふるに始まりて、即ち拳法なり。元贊、正保年中、江戸に於て、其徒に教へしが、其道を盡す者を、福野七郎左衛門、三浦與次右衛門、磯貝次郎左衛門とす。而して、關口柔心の如きは、新心流の法を傳へて、後に一家を成し、請身に妙を得て、古今に比なし。此術は、或は諸藝の父母とも稱して、一時大に行はれたり。是より先き、天文年間、竹田中務大輔久盛と云ふ者あり、小具足の術を善くす。是を竹田流とす。小具足とは、捕縛の法なり。

水練
二八〇 重信宮
二八〇 重信宮
二八〇 重信宮
二八〇 重信宮

水練は、家康も、曾て云へるには、將帥たる者の、熟練すべきは、騎馬と水練となり。何ぞや、人をして代らしむること能はざ

二九〇 大猷院
二九〇 大猷院
二九〇 大猷院
二九〇 大猷院

ればなりと。故に家光は、毎に江戸の城濠にて、此技を演せり。曾て角田河に遊び、徒士の、水に遊ぶを見て、其技に熟せざるを知り、宿直の外は、必ず之を習ふべしと命ぜり。因て徳川幕府は、末運に至るまで、夏月の間は、徒士の輩をして、江戸大川に泅泳せしめたり。然るに、此技も、寶永、正徳の比には、大に衰へしが、吉宗本と紀伊に在りて、毎に海上に游泳せしに由り、殊に此技に長じければ、將軍たるに及びて、首として之を獎勵したり。故に幾もなくして、幕士の内に能くする者多く出で、或は馬に駕して水を渡るあり、甲冑し刀を横へて遊ぶ者もあるに至れり。此餘武藝には、棒、鎖鎌、手裏劍等の諸法あれど、今皆録するに暇あらざるなり。

雅樂も、猿樂も、徳川幕府には、祿を其家に與へて世習せしめしかど、雅樂は、甚だ高尚に過ぎ、之を奏すること頗る希にし

猿樂
二二〇 大成武
二二〇 大成武
二二〇 大成武
二二〇 大成武

二〇〇 有徳院
二〇〇 有徳院
二〇〇 有徳院
二〇〇 有徳院

作れる者には、近松門左衛門、竹田出雲掾等の諸名家あり。清元は、富本より出て、富本は、常盤津より出て、常盤津は、儀大夫より出てたり。常盤津の祖を文字大夫と云ふ、安永比の人なり。富本の祖を豊前掾と云ふ、寛延比の人なり。清元の祖を延壽大夫と云ふ、文化比の人なり。常盤津より以下は、皆江戸淨瑠璃と稱する者なり。

小歌には、長唄、上方唄等の數調あり。長唄は、元和比の人杵屋勘五郎を祖とす。

鼓、弓は、三線と同時に琉球より傳へたる者なり。初は多く、乞丐人の所業たりしが、後には平人の弄ぶ所と爲れり。然れども三線に比すれば、彈ずる者極めて少し。

今世、箏と稱する者は、所謂筑紫箏にて、往時の箏にあらず。永祿以前、筑紫の僧、此技を傳へたるに起る。八橋檢技に至り、其

(二九) 琴曲類
三五

鼓弓
(三〇) 鼓
(三一) 弓
(三二) 箏
(三三) 琴
(三四) 尺八
(三五) 尺八

(三六) 尺八
(三七) 尺八
(三八) 尺八
(三九) 尺八
(四〇) 尺八

(四一) 尺八
(四二) 尺八
(四三) 尺八
(四四) 尺八
(四五) 尺八

(四六) 尺八
(四七) 尺八
(四八) 尺八
(四九) 尺八
(五〇) 尺八

(五一) 尺八
(五二) 尺八
(五三) 尺八
(五四) 尺八
(五五) 尺八

(五六) 尺八
(五七) 尺八
(五八) 尺八
(五九) 尺八
(六〇) 尺八

(六一) 尺八
(六二) 尺八
(六三) 尺八
(六四) 尺八
(六五) 尺八

(六六) 尺八
(六七) 尺八
(六八) 尺八
(六九) 尺八
(七〇) 尺八

(七一) 尺八
(七二) 尺八
(七三) 尺八
(七四) 尺八
(七五) 尺八

俗耳に遠きを以て、新に十餘曲を作れり。是れ八橋流の祖にして、貞享二年に死せし人なり。是より後に、生田、山田等の數派と爲り、上等女子の常に習ふ所たり。

琴は、中世既に絶えたりしが、僧心越の歸化せし時、再び之を我邦に傳へしかば、其業を承くる者今に絶えず。

月琴は、一名を阮咸と云ふ。是も古より久しく絶えたるを、支那の商客の、長崎に齎し來りしに由りて、再び世に現れたり。尺八は、中古已に其法を失ひしが、後白河天皇の世に再び之を起して又絶えたり。故に今の尺八は、舊の尺八にあらずし

て、後世禪僧の、支那より將來せし所なりと云ふ。徳川幕府の時、には、普化宗の僧常に之を弄して、常人にも其法を傳へたり。而るに後陽成天皇の比、大森宗勳、五調子の尺八を作りし

以來、尺八を言ふ者、宗勳を以て法とす。此餘、音樂には、草笛、大

(四〇) 尺八
(四一) 尺八
(四二) 尺八
(四三) 尺八
(四四) 尺八
(四五) 尺八
(四六) 尺八
(四七) 尺八
(四八) 尺八
(四九) 尺八
(五〇) 尺八
(五一) 尺八
(五二) 尺八
(五三) 尺八
(五四) 尺八
(五五) 尺八
(五六) 尺八
(五七) 尺八
(五八) 尺八
(五九) 尺八
(六〇) 尺八
(六一) 尺八
(六二) 尺八
(六三) 尺八
(六四) 尺八
(六五) 尺八
(六六) 尺八
(六七) 尺八
(六八) 尺八
(六九) 尺八
(七〇) 尺八
(七一) 尺八
(七二) 尺八
(七三) 尺八
(七四) 尺八
(七五) 尺八
(七六) 尺八
(七七) 尺八
(七八) 尺八
(七九) 尺八
(八〇) 尺八
(八一) 尺八
(八二) 尺八
(八三) 尺八
(八四) 尺八
(八五) 尺八
(八六) 尺八
(八七) 尺八
(八八) 尺八
(八九) 尺八
(九〇) 尺八
(九一) 尺八
(九二) 尺八
(九三) 尺八
(九四) 尺八
(九五) 尺八
(九六) 尺八
(九七) 尺八
(九八) 尺八
(九九) 尺八
(一〇〇) 尺八

鼓、小鼓、太鼓等の數種あれども、碎細にして録するに勝へざるなり。

茶湯

(四二) 茶人六

(四三) 古田
十二下古田

茶湯は、徳川氏に至りても、益盛なり。其高尚の幽致ありて、進退應對等の禮を寓するを以て、上等社會の清玩と爲り、上等社會の交際には、之を以て必要とす。千利休の孫宗旦、此術に精しくして、之を中興せしが、其子に至り、分れて二流と爲り、第二子宗佐を千家の表流とし、第三子宗室を千家の裏流とせり。又織部流あり、古田織部正重勝を以て祖とす。石州流あり、片桐石見守貞昌を以て祖とす。遠州流あり、小堀遠江守政一を以て祖とす。其餘、流派頗る多けれども、皆利休に出てたる者なり。

煎茶
(四三) 小堀

元文、寛保の比に、賣茶翁高遊外と云ふ者あり。原と黃檗宗の僧なりしが、袈裟の功に憑りて、人の信施を受くるは、自善の

(四四) 煎茶
左、清風瑣言

(四五) 風俗文

插花
(四六) 徳川
寛二ノ、四五右

宗教總説

道にあらずとて、京都の東邊に居り、葛巾、野服し、花樹の下、黄葉の陰を擇び、自ら茗具を擔ひて、茶を賣る。其茶は、醗茶にして、其器は急燒、黄銅爐等を用ふ。蓋支那當時の法に依るなり。其極めて韻致あるを以て、文人墨客多く之と遊び、賣茶翁の名、一時に噪げり。是を煎茶家の祖とす。寛政の比、上田秋成あり、清風瑣言を著して、煎法、分量、湯候、辨水、運器、收貯等の事を詳にせり。是に於て煎茶漸く盛なり。而して醗茶の法は、歸化の僧隱元の傳ふる所なりと云ふ。

插花は、立花の外に、遠州流、石州流等の活花の諸流あり。遠州は、小堀遠江守に出で、石州は、片桐石見守に出づと云ふ。又宏道流あり、明の袁宏道の瓶史に本づきて立つる所なりと云ふ。

徳川家康は、素より佛教に歸し、其旗章にも、佛語を用ひ、首と

(四七) 神書三
 (四八) 右文故
 中 本朝高
 (四九) 木朝高
 (五〇) 御書家
 (五一) 野史二

して佛書を印刷する程の事にて、僧天海を信用し、機密の事に關らしめ、寺院の制を立て、大に僧徒の事に干涉して、常に之を維持せんことを力め、其徒の不律を責め、勸學を勧めたり。故に家光は、其法を恪守し、家康の猶子にして、後陽成天皇の皇子なる良純親王をも、娼家に遊蕩せる罪を責めて、之を流刑に處せり。是れ其甚しきに過ぎたりと雖も、僧徒の竦息せしこと知るべし。終に眞宗の僧の外には、刀を佩ぶる者なく、公然として、妻を蓄へ肉を啖ふ者なし。而して家康は舊に仍りて、耶蘇宗を禁じ、其教を奉ずる者を放流し、或は兩手の指を截りて、其額に烙し、或は其寺を燒滅して、之を懲らし、海内に令して、毎戸に佛龕を置き、所屬の寺院を定めしむ。亦耶蘇教を禁ずるの意に外ならず。寛永十二年に、家光重ねて耶蘇の禁を海内に頒布し、其宗に歸せざるの證として、起請文

(五八) 通航一
 (五九) 神書三
 (六〇) 野史書
 (六一) 野史書
 (六二) 五雜俎
 (六三) 關朝近

を作りて之を獻せしめ、是を宗旨證文と稱して、徳川氏一代之に遵へり。寛永十四年に、耶蘇の徒亂を作し、勢甚だ猖獗なりしかば、其滅亡に歸せし後は、申ねて其禁を嚴にし、重賞を懸けて、其徒を逮捕せり。是より徳川氏の末まで、其勝を市街村落に設けて、之を募り、一たび其宗に入りし者は、既に過を悔い、改宗すと雖も、五世の孫まで、戸籍上に於て、一般人民同等の權利を有すること能はず。是より後、雇人の證文にも、其宗旨を掲げしめ、又外國の商客にも、其奉ずる所の神佛の名を寫さしめ、耶蘇の像を踏ましめたり。且耶蘇の書を禁ずるのみならず、支那より新に舶來する書中に、其一二葉、僅に耶蘇宗の事に涉るあれば、即ち其件を破裂し、翻刻するにも、其兩三字、此宗教の事に係れば、之を塗抹するに至り、耶蘇の宗、殆ど其根を絶ちたり。是に於て海内の人、其信と不信とを問は

(六四) 丹波國
 (六五) 藤原朝
 (六六) 近世時
 (六七) 實業一
 (六八) 根本朝
 (六九) 觀近世
 (七〇) 觀近世

ず、佛教を以て宗旨とせざるはなくして、之に葬祭を託せり。是より先き、戦亂の世に在りては、寺院は、毎に焚毀に遇ひ、田産を掠奪せられ、僧は、多く其土に安ぜずして、四方に流寓せしに、此時は、田圃あり、檀越ありて、修學の暇ありと雖も、反て遊惰に流れ、破法流行の徒も無きにあらず。故に吉宗は、女犯の僧の律を設けて、元文四年には、住持を流刑とし、享保六年には、所化の僧を市に坐せしめて、衆に示す事とせり。是より後、此刑に罹る者も鮮からず。然れども、嚴に戒律を持せし人も、亦多くして、覺彦、慈雲の如きは、其最なり。又澤庵、白隱が、禪理に達く、鐵眼が、募縁に長じ、鳳潭が、別に華嚴宗を興し、靈空が、天台の宗義を中興し、石山が、曹洞寺院の師弟繼承の弊風を救ひ、有徳を選びて住持たらしめしが如き、亦一時の傑なり。故に天皇の歸依を蒙る者あり、將軍、大名の信向を得る者

(七〇) 近世時
 家者口録

(七一) 折衷集
 (七二) 實業一
 門跡傳

黃檗宗

も少からず、且諸大寺に學寮を置き、學業を奨励しければ、學者輩出して、著述する所頗る多く、其勢力を多數の人民中に維持したりと雖も、時に儒者の輩、盛に排佛の説を唱へ、國學者も、續々之を斥け、且儒者、書家多く出でしに由り、僧には、讀書習字を教ふることも自ら少くなりて、一般人民の信用も、従前の如くならず、唯僧の、高等の地位を占めたることは、尙往時の風を存せり。當時、皇子、皇女は、衰世の風を逐ひ、幼稚の時より、多く僧尼と爲りしが、徳川家宣の時に、新井白石の獻言に依り、之を止めしかど、猶親王家の子を以て天皇の養子とし、昇せて親王と爲して、寺院の住職たらしめ、攝家門跡ありて、攝家の子弟をして、之が主たらしめしも、亦其一端を見るべし。

宗旨の中にて、新に起りし者は、黃檗宗なり。黃檗は、禪宗中、臨

(七三) 本朝高
(七四) 釋氏書
(七五) 本朝高

(七六) 續日本
高附傳

曹洞宗
(七七) 續日本
高附傳

農學

濟の一派にして、支那より吾邦に入りしは、隱元を以て祖とす。隱元、承應三年を以て長崎に來り、始て此宗を傳へ、萬治二年に至り、徳川家綱、山城國宇治郡大和田の地に、萬福寺を創し、隱元をして此に居らしめ、後水尾上皇は、之に大光普照國師の號を賜へり。凡て此宗は、寺院の體、衣服の制、飲食の法、凡て支那明末の風を傳へ、誦經にも、當時の支那音を以てし、且即非、木庵の徒の如き、詩文書畫を善くする者相繼ぎて、支那より來り、此宗を弘めしかど、竟に盛なるに至らざるなり。又心越と云ふ僧あり、延寶五年に、支那より歸化して、曹洞宗を弘む。水戸の領主徳川光圀之を水戸に招致し、祇園寺を營構して、此に居らしむ。是を曹洞宗心越派の祖とす。農業の事を言へば、亂離の久しき、力を南畝に用ふることを得ざりしに、徳川幕府、太平の基を肇めしに至りては、大に耕

(七八) 農書全
(七九) 天道河
源、破邪集
(八〇) 農政全

(八一) 農園工
公報第十九號附

耘の暇を得たり、吾邦にては、昔より未だ農書あらざりしに、元祿の比、宮崎安貞、諸國を遊歴し、農耕の得失を驗し、又明の徐光啓の農政全書に參して、農業全書を著せり。光啓は、耶蘇教を支那に弘めんことを首唱せし人にて、其書には、多く伊太利人利瑪竇の説を用ひたり。是より後、薩摩の國主島津重豪が、曾占春等に命じて論述せしめたる成形圖説の如き者多く出で、此業の指南を爲せり。佐藤信淵は、八十二歳にして、嘉永三年に歿せし人なり。高祖父より五世、二百餘年の間、世々農學を修めしが、信淵に至り大成せりと云ふ。信淵、初め宇田川玄隨の門に入りて、蘭學を修め、天文、地理、曆算、測量等の説を講究せしが、中に就て最も意を注ぎたる者は、經濟にして、殊に力を用ひたるは、農學なり。少時より、諸國を跋涉し、物産を探索し、開墾の方を論じ、牧馬の法を講じ、頗る著述に

(八二) 備前三才

(八三) 備前三才

(八四) 備前平

工藝總説

富みて、農政本論、草木六部耕種法、田畯年中行事、種樹園法等の數部ありて、農學に功あること少からず。又農業の具に於ける、正徳より前に、既に稻扱の發明あり。是より以前は、麥、稻の穂を扱くに、二箇の小管に繩を貫きて、之を夾みしなり。故に寡婦之が爲に雇はれて、其利を得しが、稻扱の出づるに及び、俄に其業を失ひしかば、俗之を後家倒と云へり。又千斛漕の發明あり。是も此以前は、釣籠のみを用ひしなり。其餘、農業の盛なるに従ひ、其器械輕便に趨きし者多し。然れども徳川氏にては、農夫を遇すること甚だ薄く、天保十三年には、殊に農夫に令して、常に粗衣を着し、蓑を以て髪を束ねしめ、雨天には、傘を用ひずして、必ず蓑笠を用ひしめ、力を耕耘に専にせしめて、商估の業を兼ぬることを禁ぜり。

職工の業を言へば、徳川幕府の時は、江戸城を始として、諸藩

(八五) 大廣武

(八六) 佛家奇
上人、近世、一
考、左、一
上、七、三
才、七、三
一、上、七、三

金彫 (八八) 共創奇

にては、其領地に城を築きしのみならず、皆邸を江戸に設け、其多き者は、一藩にて七八邸あるに至りしかば、土木の事益盛にして、木匠、石工の業、皆大に進歩せり。且、其業の盛なるに従ひて、従前の一業を分ちて數業とし、欄間の如き者を彫るに、彫工あり、穴藏を作るに、穴藏工あり、障子の如き者を造るに、建具工あり、長持、箆筒の如き者を造るに、指物工あり。其餘、皆分業と爲りしが、寛永の比なる左甚五郎の如きは、殊に彫刻に名あり。而して鉋は、當時の發明にして、大に此業に功あり。

金彫には、享保の比、横谷宗珉あり。探幽、一蝶に託して、下繪を寫さしめ、繪風、鍍金と云ふ者を創意せり。其主とする所は、刀の小柄、目貫の類なり。蓋當時は、武士と稱する者、殊に上流に居り、恒に雙刀を佩び、之を以て服飾の第一等と爲したれば、

装刀の具は、皆精巧に至れり。故に金彫には、有名なる人殊に多し。

象眼

(八九) 裝飾器

象眼工、即ち金銀鑿嵌の業は、加賀國を以て最も盛なりとす。其工人は、始は伏見に居りしなり。伏見は、秀吉の城下にて、繁榮の地なれば、四方の名工多く集り居りしを、徳川幕府の起るに至り、俄に荒壞に就き、工人離散すべかりしを、加賀の國主前田氏之を召し、之に祿を與へしかば、工人皆其業を傳へたり。

陶工

(九〇) 朝鮮征伐記、美術新報第七號

陶工の業には、瀬戸焼、備前焼、有田焼、薩摩焼、九谷焼の數種ありて、各競ひて巧妙を致しければ、益、從前の比にあらず。有田焼は、又伊萬里焼と云ふ。歸化の朝鮮人李參平が、慶長比に始めて製する所にして、今の瀬戸焼は其法を學びしなりと云ふ。有田の赤埴と稱する者は、吳洲權兵衛が、支那來舶の工人に

(九二) 朝鮮征伐記、工藝史料

(九二) 美術新報第五號、同第六號

學ぶ所に本づき、更に發明する所ありて、五彩及金銀泥を施せる者なり。其事遠く正保の比にあり。薩摩燒は、朝鮮の役に、薩摩の國主島津義弘が、彼地の陶工十七人を携へて歸りしに起り、今に至るまで、子孫其業を傳へたり。九谷燒は、慶安年間、大聖寺の領主前田利治の、窯を其領地九谷村に開かしめしに起り、其子利明に及び、人を肥前國唐津に遣し、製陶の法を學ばしめ、又畫工久隅守景を金澤より招き、陶畫を寫さしめ、盛に九谷村にて製出せり。後世之を古九谷燒と稱す。文化年間、吉田屋八右衛門専ら支那交趾風の陶器を製出す。是を九谷の中興とす。其後、陶窯を山代村に移す。天保年間、宮本屋宇右衛門之が改良を圖りしに、此時、畫工飯田屋八郎右衛門、九谷固有の赤色に依り、更に一種の工夫を出だし、赤顏料に金彩を加へ、殊に方氏墨譜を得て、頓に畫風を變じ、更に古雅

(九三) 經濟同

織工

(九四) 世奉前
(九五) 和奉前
慶應日誌

(九六) 有德院
十四年
三年
四年
天保
弘化

鮮明なる陶畫を描出し、終に海外人をして、替美せしむるに至る。此餘、陶器には、名を四方に馳する者頗る多し。當時、諸藩にて、陶業の、財政上に利あるを以て、争ひて其業を勧めければ、終に此の如くの盛なるに至れるなり。
織工の業は、年を逐ひて漸く開けて、金襴、緞子、綸子、縞子、紗綾、縮緬、絹、紗、海氣、羽二重、龍紋の如き、或は支那の製に倣ふあり、或は我邦の改良に出づるありて、皆精緻ならざるはなし、而して天鷲絨は、蘭人の法を學ぶ者なり。又草綿の布も、徳川幕府の初は、大に貴くして、容易に着ることを得ざりしが、漸次に蕃殖して、一般に廣く之を用ふるに至る。蓋是より先きは、我邦の布は、楮、麻、葛、苧の外はなかりしなり。
徳川幕府は、政、節、儉を尙び、絹、帛器什の類も、精巧なる品を創製するを禁ぜし事もありしかど、世久しく昇平に屬し、人自

商業總説
(九七) 玉露書

(九八) 武江年表
三、本朝合考

(九九) 實業
二、一、本

ら奢靡に趨き、争ひて美麗の物を求めければ、百般の工術、皆大に進歩せり。其教授の法は、多くは十歳前後の時、其師の門に入り、衣食を其家に受けて、日に驅役せられ、稍長ずるに及び、業を執りて師を助け、十許年の後に、始て其家を成す事を得るなり。

商業は、徳川家康、海内の大政を握りてより、大坂、京都、伊勢、近江等の豪商に命じて、支店を江戸に開かしめてより、大に發達したり。然れども、其初は、近世の如く盛なる者にあらず。承應の比に至りても、江戸にて、金銀兌換の事は、駿河町、兩替町の外には、絶えて有ることなし。故に金銀貨を以て、錢に替へんとするときは、四方より皆此に來りしなり。其地には、南北四町の間は、錢賣と稱する者數百人、各三四貫文の錢を肩に懸けて、錢を賣れり。寛文の比にも、京橋の立賣と云ふ所は、商

幕府合考

(一〇〇) 永代

(一〇一) 耳袋

(一〇二) 武江年表

人、路上に立ちて貨物を賣りしに由り、江戸の極境より往きて、之を買ひしとぞ。江戸にて此の如くなれば、其他の商況は、推して知るべきなり。然るに現金掛直なし、安賣と云ふ標を掲ぐるあり、引札を配布するありて、商法大に巧になり、元祿年間、即ち徳川綱吉の時に至り、漸く盛にして、川村瑞軒、紀伊國屋文左衛門の如き、暴富の人を出だすに至る。寛政、文化の比、徳川家齊の時には、益、其盛なるを致し、世上大に奢侈に流れしかば、天保の末、徳川家慶は、令を發して、贅澤品を賣るを禁じ、縫金の小袖の表の價を定めて銀三百匁以下とし、染模様の小袖の表を百五十匁以下とし、櫛一枚を百匁以下とし、小兒の玩弄物を一匁以下とし、且諸品の物價をして低廉ならしめ、毎品に正價を録せしめ、符號を用ふることを禁じければ、大に商業の振はざるを致せり。是より前に、問屋と稱し、

(一〇三) 慶應平年
月天保十二年十月

(一〇四) 慶應平年

其株を限り、荷主より株の外の家に運送するを得ざらしめしを、悉皆之を廢し、平人をして、皆徑ちに之を買ふことを得しめたり。又荷主の物を貯へ留めて、善き價を待ち、及問屋の預め價を荷主に送り、物品を其處に留め置くことを禁じ、或は物品の中に於て、或る物に限り、價に高低を生ずるときは、之を町奉行に報じ、其指揮を受けしめたり。並に物價をして低廉ならしむるの意に外ならず。是に於て買下、賣の嫌疑を避けて、廣く物品を集めざるを以て、商業頗る活潑ならず。幕府は、竟に物價の高低を報ずることを廢し、嘉永四年に、問屋組合を再興し、獨り株を限り、利を網することを禁ぜり。此の如く徳川幕府の時は、商業上に數回の變更あり、時に盛衰ありて、其間には幕府及領主等より獻金を命ぜられ、或は棄捐と稱して負債の本利を除く等の事ありて、商人の困難を

致したれど、大體より之を通觀するときは、昇平の久しきを以て、年を逐ひて進歩せり。

後陽成天皇の慶長十一年に、幕府にては、慶長通寶錢を鑄て、永樂錢の通用を禁じ、元和年間には、元和通寶錢を治鑄し、明正天皇の寛永十三年には、寛永通寶錢を鑄て、賣買の便を與へたり。是より幕府にては、中世に至るまで、常に寛永錢を鑄しかば、寛永錢は、邊陲の地まで充溢するに止まらずして、琉球國にては、我寛永錢を用ひて通貨とするに至れり。又金銀俄に大に諸國より出てしかば、大判、小判、壹分判、丁銀、豆板銀の如き金銀貨も、慶長六年より始て、漸次に之を鼓鑄せしかば、此種の通貨も、亦偏く海内に流通して、商人の益を得ること少からず。然るに綱吉の時に至り、東山天皇の元祿八年、金銀貨を改鑄し、滑するに銅、錫を以てしたり。是れ國用の匱乏

通貨
(五) 泉貨第一

(六) 寛永錢譜

(七) 中山傳信錄、琉球國史略

(八) 夷羽水産軍記

(九) 金銀圖録

(一〇) 金銀圖録、野矢宗龍

(一一) 孝明神代卷、元祿九年四月九日

(一二) 寛永神代卷、治承四年

(一三) 明神代卷、元祿四年四月十四日

(一四) 泉貨第一

(一五) 孝明年次

を補はんが爲にして、以て物價の騰貴を致せり。今、慶長金貨と、元祿金貨とを比較するに、慶長の小判、一分判は、百兩の量目四百七十六匁にして、其百分中、金は八十四二九強、銀は十五七零強なりしに、元祿には、其量目は、慶長に同じくして、其百分中、金は五十七三六強、銀は四十二六三強なりき。孝明天皇の安政三年に、家定が、二分判を鑄るに至りては、益甚しくして、百兩の量目三百匁にして、其百分中、金は十九五五強、銀は八十零四四強なり。是に於て物價は、益貴くなりしかど、貨幣の益多きに由り、商業は、益振へり。又櫻町天皇の元文四年に、吉宗、鐵錢を鑄て、銅錢と並用せしめ、後櫻町天皇の明和五年に、家治、黃銅を以て、寛永の四文錢を鑄、仁孝天皇の天保六年、家齊、天保通寶の當百錢を鑄たりしが、如きは、其量目皆一文銅貨の比較に合せず。鐵錢は、固より論ずるに足らざれど

(二六) 寛永九年
二月 明治四年十月

も、天保錢、當四錢も、皆其當を得ざりしに因り、維新に至り、寛永一文銅錢を一釐とし、當四錢を二釐とし、天保錢を八釐としたり。當時の人は、同時に此種の錢を雜へ用ひて怪まず、商業に於て大なる障害ともならざりしは、外國人と常に交際せざるに由りしならん。

貿易
(二七) 日本古
群談 卷史、時局

後陽成天皇の慶長五年に、家康は和蘭、墨是哥、呂宋、英吉利、支那、安南等の人に貿易を聽し、かば、幕府の朱印を乞ふ者多く、且其到る處、港浦を擇ばず、貿易せしめしかば、常に鹿兒島、博多、五島、平戸、長崎の諸港に來り、我よりも商人常に安南等の國に赴きしが爲に、貿易の業大に盛なり。當時葡萄牙の日本に輸入せし貨物は、白絹、麝香、陶器等の類にして、日本より輸出せしは、金銀の二品なりき。其後寛永十一年に、耶穌教嚴禁の故を以て、都て内國人の外國に赴くを禁じ、寛永十五年

(二八) 十三朝

(二九) 日本古
群談 卷史、時局
元祿
長崎

には、島原の亂ありしに由り、支那の外、都て外國貿易を停め、獨り和蘭人の通商を許したり。是に於て貿易の業大に衰ふ。且從前外國人は、長崎の民家に寄宿したりしを、此時は、出島を築きて、蘭人をして此に居らしめ、支那人は、元祿元年に、十善寺と稱する地に一區を限りて居らしめたり。其常に吾邦人に看守せられし狀は、殆ど囚人に異なることなし。然れども其初は、自由に貿易して、我金銀を賣し還るも、其數を限らざりしに、家綱は、其彼に利にして我に害あるを察し、靈元天皇の寛文十一年に、初て江戸、京、大坂、堺、長崎の商人をして、投票して舶來物の價を定めしめ、長崎奉行にて、直に貿易して、後に、割増を以て、商人に賣り渡せり。是より後、私販を禁ずること頗る嚴にして、刑網に罹る者も少からず。貞享二年には、綱吉は、貿易に用ふる銅額を定め、東山天皇の元祿元年には、

(三二) 時局

(三三) 王代一
群談 卷史、時局
元祿
長崎

(二四) 外史志

清船の歳額を七十艘とし、十三年には、蘭船を五艘とせり。寛政二年に至り、清船を十艘、蘭船を一艘とし、蘭人に付する銅數を定めて、六十萬斤とす。其貿易の數を減ずること、此の如くなれば、一般の商業に大なる影響を及ぼさざりしに、嘉永六年、亞墨利加合衆國の船浦賀に來りて貿易を乞ひしに由り、終に露西亞、英吉利、佛蘭西、葡萄牙、孛漏生、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹等の諸國に通商貿易を聽し、以て清、朝鮮等の諸國に及び、且吾邦の商人に内外國に於て、自由に貿易することを聽しければ、商業是より大に盛なるに至れり。

(二五) 法令全

女子教育

女子の學は、字を寫し、歌を詠じ、裁縫し、織紵し、三線を彈じ、踊を習ひ、箏を弄し、香を聞き、茶を淪し、花を挿し、諸禮を學ぶ等の類なり。而して三線、踊の如きは、下等の人業に屬し、裁縫は極めて上等なる人は、多くは之を親らせず、機杼の事は都

結語

會の地には、多くは之を執らざるなり。彼漢籍を讀み、詩文を作るが如きは、極めて稀なる事にて、其父母たる者、多く之を戒めたり。謂ふ其心高擧して、夫を凌ぎ、人に驕りて、其身に利あらずと。

要するに、徳川幕府教育の景況は、僻境遐壤も、字を識らざる者少く、士人の門には、常に讀書の聲を聞きしは、蓋前人は夢中にも想ひ到らざりし者ならん。然れども學校の設も、多くは士分以上の爲にして、卒以下に及ぶこと少く、且盛に門地を貴び、其祿を世襲したれば、草莽の者は、容易に拔擢を蒙るを得ず。世祿の士も、亦容易に好地位に昇るを得ず。是れ平常の人に篤學の者少きのみならず、士人にも超群の人の多からざる所以ならん。況や女子の如きは、之を度外に置きて、齒數せざるに於てをや。而して殊に武を尙ひけれど、亦卓絶な

る人の殊に寡きは、目に干戈を見ざりしに由れるならん。然れども今日教育の隆盛を馴致せしは、抑も二百餘年泰平の餘勳と謂はざるを得ざるなり。

總論

第七篇 今上天皇慶應三年(紀元二千五百二

十七年)に起り明治三十五年(紀元二

千五百六十二年)に訖る

今上天皇慶應三年十月、征夷大將軍德川慶喜、政權を奉還す。是に於て頼朝以來久しく失ひたる大政、始て帝室に歸し、百廢皆興り、教育の事業、特に旺盛に趨けり。蓋我邦の學問は、古より數回の變遷ありと雖も、德川幕府までは、漢籍を以て主とし、且教育の方法に紀律なかりしを、是に至り、天地の公道に基き、智識を世界に求むるの聖旨に本づき、歐米の學術を輸入したりければ、學事の局面大に變じて、教育の方法頗る備れり。

王政維新の初は、四方騷擾して、干戈未だ戢らざりしかど、朝

廷にては、特に意を學事に用ひ、明治元年に、首として學習院を以て、大學寮代とし、長崎に在る舊幕府の學校を再興し、舊昌平校、醫學所、開成所を復し、内外の學者を徴して之が教授と爲し、特に令して詞章の末を襲はず、實用の學に基かしめ、其他兵學校、皇學校、漢學校を京都に設置する等の事ありて、教育上施設する所多し。此歲、江戸を以て東京と爲し、會津、庄内等の地皆平ぐ。

二年、府縣學校取調局を昌平校に置き、府縣に令して小學校を設けしめ、又昌平校を大學校と改稱し、別當、監、丞、主簿、及博士、助教、寮長、得業生の官を置きしが、尋て大學校を大學と改稱し、學事始て緒に就けり。然れども各藩異政の舊慣を承け、學校の規則も、畫一ならざるを以て、三年、大中小學規則を定めしが、終に實踐するに至らざりき。此年、又諸藩に命じ、十六

(一) 日本近世
教育概覽

歳以上二十歳以下の人材を選び、大學南校に入學し、洋學に従事せしむ、貢進生是なり。

四年、大學を廢して、文部省を建て、卿輔以下の官を置き、全國教育の事務を統轄せしむ。我邦専ら教育の爲に省を置くこと此に始まる。又博士、教授等の官ありて、専ら教授を掌れり。而して卿を勅任一等と爲し、大輔、大博士を勅任二等と爲せり。是れ則ち廢藩置縣の年なり。

五年、始て私塾を開く者をして官の許可を受けしむ。蓋教育の道は公私の別なきを以て、教師の履歴及塾則を検して、以て其弊を防ぐなり。幾もなく學制を頒布し、大中小學區を定め、中學區に學區取締數名を置き、町村の學事を擔任せしめ、大學區に督學局各一所を設け、學校を監督し、教則の得失、生徒の進否を検査せしめ、又地方廳に學務專任の吏員を置き

て、部内の學事を掌らしむ。是に於て全國の學規始て整頓せり。此學制を頒布するに方り、特に聖諭を以て其旨を示されたり。今其要を擧ぐれば、凡て日用常行言語書算より、士官、農、商、百工、技藝、法律、政治、天文、醫療等に至るまで、凡て人の營む所の事皆其學あらざるはなし。人能く其才の能くする所に應じ、勉勵して倦まず。然して後に初て生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は、身を立つるの財本とも云ふべき者にして、人たる者誰か學ばずして可ならんや。而るに從來學問を以て、士人以上の事とし、農工商及婦女子を擧げて、之を度外に置けり。又士人以上の、稀に學ぶ者あるも、或は詞章記誦の末に趨り、或は空理虛文の途に陥りて、身に行ひ事に施すこと能はざる者少からず。是れ文明の遍からずして、破産喪家の徒の、恒に多き所以なり。自今以後、一般の

人民をして、均しく學に就かしめ、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。且學費を以て、官に依頼するは、從來沿襲の弊にして、惑へるの甚しき者なれば、自今自ら奮ひて學問に従事すべしと、尋て學制に追加し、神官僧侶の學校規則、貸費生規則等の事を定め、其他補正する所少からず。而るに府縣の設立に係る公學は、仍ほ舊弊に因襲するを以て、悉く之を廢し、更に學制に遵據して設立せしめ、學校維持の本體を授業料とし、文部省直轄學校は、國庫より之を補助し、府縣所管の學校は、學區内の集金、寄附金、積金の利子を以て補助し、特に小學教育の普及を圖り、文部省の定額の内より補助金を出だして、府縣に委託せり。是より先き舊幕府の學校は、國庫より支辨し、諸藩の學校は、藩費を以て維持し、廢藩置縣の後にも、或は其跡を襲ふあり、或は之に由らざ

るありて、一定せざりしが、學費を以て、公共の負擔とするこ
と、是に於て定めり。此年、博士の官を廢し、大中小學の教官を
教授、助教と稱し、又徵兵令を發し、文部、工部、開拓、其他の公塾
に學びたる専門生徒等に常備兵免役の特典を授け、以て勤
學の便を與へたり。

六年、少督學以下文部大丞以下の官吏を派出して、學區を巡
視せしむ。是を學事巡視の始とす。尋て督學局一所を文部省
に置き、各大學區の學事を分擔せしめ、又大少監を廢し、督學
の下に視學を置きしが、七年に至り、各大學區監督の事務を
文部省督學の一局に合併せり。此年、外國人の、我學校に入る
を許す。

八年、督學をして學事を督察せしめ、視學をして學區内の學
事を視察せしめ、又地方廳中に學務課を置き、學事を擔任せ

しめしが、幾もなく府縣職制の發布ありて、改めて第五課と
稱せり。是より先き、文部省直轄學校の教員は、省の官吏と待
遇を均しくせしが、是年、從來の官等を廢し、別に教員の等次
を定め、東京開成學校、東京醫學校に教授を置き、其他の諸學
校に教諭を置き、師範學校に教諭、訓導を置けり。

十年、政府の改革ありて、督學局を廢しければ、是より後、學事
巡視の爲には、文部省より書記官等を遣す事と爲し、別に視
學の官を置かざること幾ど八年にして、其間、巡視すること
三十八回なり。此年、更に東京大學に教授、助教、并に員外教
授を置き、大學豫備門及其他の學校に訓導を置けり。

十一年、府縣會規則及地方稅規則の頒布ありて、府縣立の學
校經費は、地方稅を以て支辨し、區町村立の學校は、人民の協
議に任ずる事とす。尋て府縣官職制を發布し、府知事、縣令を

して、分課を定めしめたるに由り、府縣には、學務課又は教育課を置き、數年間之を繼續せり。

十二年、學制を廢して、教育令を頒布し、學區取締を廢し、學務委員を置き、小學區、小學教科、及學費は、大綱を示すに止りて、其施設の如きは、専ら町村に委任し、授業料を徵收すると徵收せざるとは、一に其便宜に任せたり。

十三年の末に、改正教育令の頒布ありて、小學區及小學教則は、地方官をして之を定めしめ、學務委員の薦舉を慎み、其他重要な事項は、府縣は、文部卿の認可を経しめ、町村は、府知事、縣令の認可を経しむる等の事ありて、府縣も、銳意に之を遵行したるを以て、全國の學事、蔚然として盛に興れり。蓋舊教育令は、學制の龐雜を芟り、過度の制を除くに急なるに由り、大に其法を寬にし、世人をして政府は、教育を以て、人民に任

憑したりと妄認せしむるに至れり。是れ此改正ある所以なり。

十八年、再び教育令の改正あり、尋て政府にて、土地に賦課する所の區町村費の制限を設け、地租七分の一を超過することを得ざらしめしを以て、府縣の中には、其教育費に、拾餘萬圓の減額を致せる者あるに至る。因て區町村の學務委員を廢し、町村戸長をして、其事務を管掌せしめ、又公立學校の内にて、師範學校の外は、授業料を徵收せしめ、半年學級を一年學級に改むる等の事あり、而して官立學校に於ても、授業料を増收せり。

此年の末、政府の組織を改むるに及び、文部省の長官を文部大臣とし、其下に次官、祕書官、并に學務、編輯、會計の各局長、及參事官、視學官あり、而して次官は、又總務局長を兼ねて、一省

の事務を監督す。文部省の職制は、立省以來、屢次變遷せしが、是に於て大に整ふ。乃ち全國を六地方部に分割し、每部に長を置き、専ら視學に従事せしめ、尋て之を五地方部に改めたり。是より各部に専任の視學官あり、各擔任の地方を巡視し、其施設の得失を督察すること、概ね虚月なく、又文部大臣、次官及各局長等の臨時に視察することあるを以て、視學の事、一層周到なるに至れり。地方に於ては、管下の學事を監督するは、從來其便宜に任するを以て、其制一ならず、或は學務課に監督掛を置くあり、或は郡區吏監督の規則を設くるあり。而して卒業試験、定期試験の際には、學務課員、若くは郡區吏等の臨監するを以て、一般の定例とす。夫れ監督して策勵するは、學事の要件なれど、亦褒賞して之を鼓舞せざるべからず。故に文部省は、明治十五年に褒賞課を置き、教育に關する

職員にして、特に勤勞ある者、及公私立學校生徒にして、特に善良なる者に賞與品を與へ、公私立學校等の、殊に公益ある者に獎勵品を與へて、學業を勸めしが、一旦其課を廢して後、も、文部省は、賞勵の事に怠らずして、屢次之を行へり。地方に於ては、原來地方廳より、其職員の、功勞ある者に、物を以て賞與するあり、金を以て慰勞するあり、生徒の品行、學業、若くは卒業試験の優等なる者に、賞品、賞狀、賞牌等を與ふるあり、定期試験の優等なる者に、郡區長若くは戶長より賞品を與ふるあり。皆學業を獎勵するにあらざるはなし。

十九年、帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令、諸學校通則の頒布ありて、學政の面目大に改れり。従前の教育令は、専ら小學校に係れる事項を主として、其餘は、概ね間はざりしが、此令の出づるに至りて、凡て學校の事に於ける、整備せざ

(二) 教育法規
月文部省訓令一五

(三) 教育法規
文部省訓令一五
月文部省訓令一五

(五) 教育法規
月文部省訓令一五

(六) 教育法規
月文部省訓令一五

るはなし。尋て文部省は、新令に伴ひたる諸條規を逐次に發し、諸學校生徒の氣質養成に關しては、大に兵式の養成法を採_三用せんことを獎勵せり。
二十二年、徵兵令第十一條に依り、中學校と同等以上と認むべき學校の資格を示し、公私立學校にして、其資格を具備するものは、地方長官をして具申せしむ。是より前學校の教員并に生徒は、嚴に政治上の言論を禁ぜられしが、近年、政論益盛にして、殊に憲法の發布ありしより、或は學術演說の際、自ら現時の政務に論及するものあるの虞あるを以て、此年十月、文部省は申ねて、大學教員學生生徒に訓令せり。
二十三年十月三十日、教育に關する勅語を下し、國民道德の標準を定む。是より先き、維新以來、舊來の美風全く壞れて、道德の標準定らず、國民嚮ふ所に迷ふ。聖上には、深く宸慮を軫

(七) 日本教育
史資料

(八) 法令全集
三月各條三十二年
三月各條三十二年
三月各條三十二年

教育法規
三十二年六月省令
三十二年六月省令
三十二年六月省令

ましめ給ひ、遂に此勅あり。此年、文部省、日本教育史資料九册即ち六千四百二十六頁、附圖十七枚を印行す。是より先き、文部省は、全國の教育史資料を編成せんとし、舊藩主及各地方廳に依頼して資料を蒐集せしが、是に至りて、前後凡そ八年にして成る。

二十七八年戰役の後に至りては、世界に於ける本邦の地位頓に進み、萬般の事業擴張すると共に、教育の進運亦觀るべきものなきにあらず。而して三十二年に至り、清國の償金一千萬圓を割きて、教育基金を設定したるは、特に注目すべき事と爲す。此年六月、文部省は、公私立學校の認定に關する規則を定む。此規則は、徵兵令第十三條に依りて、在學生徒滿二十八歳まで、徵集猶豫を得ると、文官任用令第三條第三項に依りて、卒業生の、文官に任用せらるゝを得るとの二様の特

(九) 教育法
明治三十四年七月
シテ大ニモ
シテ大ニモ

(一〇) 法令
明治三十五年七月
文部省令五號

典を受くる所の公私立學校の設備に關する規則にして、教育上頗る重要な法令たり。而して三十四年十二月の現在に於て、徵兵令第十三條に依り、中學校の學科程度と同等以上と認定せられたる公私立學校の數は、元函館商業學校を始め、百七十二校にして、文官任用令第三條第三項に依りて、中學校の學科程度と同等以上と認定せられたる學校の數は、學習院中等學科及元尋常中學校を始め、百二十四校あり。是より前、學校に於て、教員、生徒の間に、紛議を生ずる事なきにあらざりしかど、未だ甚しきに至らざりしが、近年各地中學の増設に伴ひ、種々の悪弊其間に行はれ、教員互に相排陥し、往々生徒を使喚して、他に反抗せしむる等の事あるを以て、三十五年に至り、文部省は、特に訓令を發して、切に之を訓戒せり。

文部省經費
(一) 日本近
世教育經費

(二) 文部省
廿五年六年七年
八年報

學校
(一) 文部省
年報并ニ官報

小學校
(一) 日本近
世教育經費

文部省の經費は、皆教育の用に供する所なり。明治六七十年の實際は、年額百三十拾餘萬圓に上りしが、其後屢増減を経て、十八九年の際には稍減じて百餘萬圓に過ぎず。然るに二十七八年戰役後漸く増加して、近年に至りては、經常費四百萬圓を過ぎ、臨時費亦百萬圓を超過するに至れり。學校は、蒙を啓き才を育する所にして、方今廣く海内に普及し、遐陬僻壤も、其設あらざるはなし。今其種類を擧ぐれば、小學校、中學校、高等學校、大學、師範學校、專門學校、各種學校あり、又幼稚園、盲啞學校の類あり。此他宮内以下、各省等所轄の學校ありて、教育の事たる、殆ど備はらざる所なき者の如し。小學校は、明治二年に、府縣に令して之を設けしめ、又東京府に令して、其教授方法を設けしめしは、既に其端緒を啓く者にして、實際其設置に着手せしは、京都府を以て始とす。然れ

ども僅に舊幕府の時の寺子屋の面目を改めたるに過ぎざりしに、四年に、東京府下の六小學校を以て文部省の直轄とし、其教科規則を定むるに至りて、組織稍備はり、五年に、學制を頒布し、學區の制を立て、小學の教科を布き、委托金の法を定むるに及びて、各地方官は、漸次に教育の事業に着手し、私塾、寺子屋の内に就て、其組織の整はざる者を廢し、公立學校を設立せり。今學制に就て、小學の制を按ずるに、小學區は、大約人口六百を以て一區とし、每區に小學校一所を置き、六歳以上の男女をして就學せしむ。而して小學校には、尋常小學、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學の數種ありて、幼稚小學は、六歳以下の者に小學に入るべき端緒を教へ、小學私塾は、小學教科の免狀を有する者、其私宅に居りて教へ、貧人小學は、有志者の寄附金等より成りて、貧民の兒童を

教へ、村落小學は、僻地の農民等の爲に、教則を省略して教へ、女兒小學は、尋常小學教科の外に、手藝を教ふる者なり。而して尋常小學は、分ちて上下二等とし、下等は六歳に始まりて九歳に訖り、上等は十歳に始まりて十三歳に訖り、上下通じて在學八年とし、每級の習業を六箇月とす。其下等小學の教科を、綴字、習字、單語讀方、洋法算術、修身口授、單語誦誦、會話讀法、單語書取、讀本讀方、會話誦誦、地理讀方、養生口授、會話書取、讀本輪講、文法、地理學輪講、究理學輪講、書牘、各科温習とし、上等小學の教科を、讀本輪講、文法、地理學輪講、究理學輪講、書牘、細字習字、書牘作文、史學輪講、細字速寫、罫畫、幾何、博物、化學、生理とし、此順序を踏まざる者を、皆變則とす。而して幼稚小學、貧民學校は、當時之を設立するに至らざりき。又小學校を設立し、及保護する費用は、必ず小學區内に於て之を負擔し、且

生徒をして、授業料を納めしむるは、學制の定むる所なれども、當時、事草創に係り、學校建築費、書籍器械費、教員給料等の許多の費用を要するに由り、政府は、明治六年より、毎年國庫金三拾萬圓を府縣に托し、學區の費用を補ひしが、明治八年には、増して七拾萬圓に至れり。之を行ふこと八年六箇月にして、明治十四年に至り、其事竟に廢せらる。其間に配付する所を計ふれば、四百萬五千五百餘圓なり。明治六年の末に至りては、學區を分つこと四萬二千四百五十一にして、學校を起すこと、公立七千九百九十五所、私立四千五百六十三所に至り、明治七年には、學區三千六百六十四を増し、學校は、公立九千七百一を増し、私立二千二百四十二を減じ、始て普通教育の基礎を立てたり。然れども、人口六百を一學區とするの制は、區域狹小にして、不便なるを以て、漸次に之を合併せり。

十二年、教育令の發布あるや、即ち小學區の制を廢し、毎町村或は數町村聯合して、公立小學校を設置せしめ、學科を改正せり。而して學期は、向に八年に定むる所に依り、滿六年より滿十四年に至るの八箇年としたれど、土地の便宜に由りては、減じて四箇年に至ることを得しめ、學齡兒童は、少くとも十六箇月は、普通教育を受くべき者とし、又學校設置の資力なき地方の爲には、巡回教授の法を設くることを聽し、小學校の費用は、町村より之を支辨せしめ、文部省之を補助せり。十三年、改正教育令の出づるや、首として學區の制を復し、就學の督責を嚴にし、小學校の學期を改む。其區域は、府知事、縣令の指示に従ひて之を定め、學期は、三箇年以上、八箇年以下にして、授業日數を毎年三十二週以上とし、更に學齡兒童の就學の最低度を減じ、小學校三箇年の間は、已むを得ざる事

故ある者の外は、必ず毎年十六週以上就學せしめ、以て一般兒童をして就學し易からしめたり。尋て文部省は、此令に依り、小學校教則綱領を頒布し、小學科を分ちて、初等、中等、高等の三等とし、初等科、中等科の學期を各三年とし、高等科を二年とせり。改正令に於ては、教員の資格を正し、師範學校の卒業證書を有せずして、教員たらんと欲する者、及巡回授業法を行はんと欲する町村、并に家庭教育を施さんと欲する者の爲に、各其手續を定め、小學教員を改良せんが爲に、府縣をして小學督業を置き、教員講習所を設くるの計畫を爲さしめ、以て學政の振起を圖れり。

十八年教育令の改正あり。翌十九年小學校令の頒布あり。此小學校令及文部省令に據れば、小學校を分ちて、高等、尋常の二等とし、其設置區域及位置は、府知事、縣令の定むる所に依

らしめ、年齢六年より十四年に至る八箇年を學齡とし、學齡兒童をして尋常小學科を卒業せしむるを以て、父母後見人の負擔とし、其授業料を學校の經費に充てしめたり。其學科程度は、尋常小學校の學科を、修身、讀書、作文、習字、算術、體操とし、高等小學校の學科を、修身、讀書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、體操とし、尋常、高等の修業年限は、並に四箇年としたり。高等尋常の外に、簡易科あり、尋常小學に代用する所にして、其經費は、區町村費を以て支辨し、教員の俸給は、地方税を以て補助することを得るなり。其修業年限は、三箇年以下にして、學科を讀書、作文、習字、算術とし、授業時間は毎日二時以上、三時以下とす。又私立學校にて、小學校と均しき普通教育を施さんとする者は、豫め府知事、縣令の認可を經しめたり。是に於て小學校の事大に備はる。然れども教員に其人

を得ざれば、實施に害あるを以て、文部省は、之が爲に免許規則を定めたり。而して同時に尋常師範學校、尋常中學校、及高等女學校の教員免許規則を定めしも、皆其選を重ずる故なり。

二十三年、更に小學校令を公布し、又地方學事通則を制定して、學事の進歩をして、地方の事情に適應せしめ、以て新令の精神を貫徹せんことを期せり。新令に於ては、特に體育に重きを置き、德育、智育之に次ぐものとし、其修業年限は、尋常小學校は三箇年乃至四箇年、高等小學校は二箇年乃至四箇年の範圍内に於て、土地の情況により、適宜之を定むるの制にして、學科は以前と異なることなし。而して專修科、補習科、徒弟學校、及實業補習學校を置くことを得るの制と爲せり。其後新令施行に關する諸規則を發布し、二十四年に、小學校教

十一月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年

十一月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年

十一月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年

十一月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年

十一月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年
十月二十三年

則大綱を發して、小學校令に依る所の教則を説明せり。是より先き、二十三年十月、教育に關する勅語を賜へりしとき、文部大臣、其原本を全國公私學校に頒布し、併せて訓示する所ありしが、此に至り、文部大臣は更に普通教育施設に關する意見を表示し、小學校に於ては、徳性を涵養し、人道を實踐せしむるを以て第一の目的とし、特に尊王愛國の志氣を發揚し、兒童をして、實業を勵み、素行を修め、忠良の民たらんことを期すべきことを以てし、併せて小學校の修身は、教育に關する勅語の旨趣を奉體し、本邦固有の道を基礎として、萬國普通の事理を酌量し、社會全般の徳義に背くことなきを期すべしと云へり。

小學校令の施行に際し、政府は又市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法を制定し、二十四年には、小學校令の定む

十一月令十九

(二二) 教育法
法令十九年三月
法律第十四號
十月三日
三十三號
三十三號
三十三號
三十三號
八月令三十四
八月令三十四
八月令三十四
八月令三十四
文部省
三十七年
三十七年
三十七年
三十七年
三十七年

幼稚園

る所に依り、小學校教員檢定等に關する規則を定め、以て教員の待遇資格を定め、其選を重んずるの意を明にし、其後更に市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法等を定め、益、教員優遇の實を擧げ、普通教育の完備を圖れり。三十三年、政府は、又小學校令の改正を行ひて、多少の改良を施せり。而して是より先き、二十七八年戦役の後、國民大に教育の必要を感じ、就學兒童の比例頓に加はり、二十八年には學齡兒童百人中、就學の比例は六十一餘なりしが、二十九年には六十四餘となり、三十一年には六十九餘となり、三十二年には七十二餘に達し、三十三年度の調査に據れば、全國小學校總數は、二萬六千八百五十六校、教員の數は、九萬二千八百九十九人にして、生徒は四百十八萬三千餘人あり。

幼稚園は、明治九年、文部省に於て、東京女子師範學校の附屬

(二四) 日本近
世教育概覽

として、其校内に開設せり。其編制の大體は、獨逸人布列別氏の法に準じ、學齡未滿の幼兒をして、知覺を開發し、徳性を涵養し、身體を發育し、交際に熟し、善良の習慣を得しむるを以て主旨とせり。十一年に至り、保姆練習科を設け、保育上緊要なる科目を講習せしめしが、十三年に之を廢し、幼兒保育法を女子師範學科中の一科とし、女子師範生徒をして卒業前一年間、保育法を修め、兼ねて本園に就て實地保育に従事せしむ。十七年に規則を改正し、本園を以て女子師範生徒をして、幼稚園の保育法を實地に練習せしめ、且彝倫道德を本とし、幼稚を保育し、幼稚園の模範を示す所とし、入園を許す幼兒の年齢は、男女を論ぜず、大約三年以上、六年以下とし、保育料金五拾錢を納めしめしが、後に改めて壹圓とせり。十八年、東京女子師範學校を東京師範學校に合併するに及び、亦其

所屬と爲り、規模益々整ふ。其保育課程は、會集、修身の話、庶物の話、木の積立て、板排べ、箸排べ、蠟排べ、豆細工、珠繫ぎ、紙織り、紙摺み、紙刺し、縫取り、紙剪り、畫き方、數へ方、讀み方、書き方、唱歌、遊嬉にして、年齢に由て六組に分てり。

初め東京女子師範學校に幼稚園を設くるや、各地方に於ても、其設置を企つる者あり。明治十二年には、公立に大坂府の模範幼稚園、及鹿兒島縣の女子師範學校附屬なる幼稚園ありて、設立する者漸次に多きを加へしが、民間に於ては、兒女をして、早く就學せしめんと欲し、其身心の發育に害あるを顧みず、學齡未滿の者を小學校に入れて、學齡兒童と同一の教育を受けしむる者少からず。文部省は其弊を矯めんが爲に、十七年に至り、學齡未滿の幼兒は、總て幼稚園の方法に據りて、保育すべき事を訓令せり。十八年の調査に依れば、當時

既に全國幼稚園の數三十箇ありて、此外に小學校に於て、幼稚園の法に倣ひ、簡易なる保育を爲さしむる者往々これありき。

（二五）
規程抄二十四年
十一月令十八

（二六）
規程抄三十三年
八月令十四

二十四年に至り、政府は幼稚園保母に關する規則を定め、保母は必ず小學校教員の資格ある者に限るとして、大に幼兒教育の重きを示せり。又三十三年改正小學校令施行規則には、幼稚園に關する教育法に就きて、細密なる規定ありて、幼兒の年齢は、滿三歳以上、小學校入學までのものを保育して、主に心身の發達と、善良の習慣とを養成して、家庭教育を補ふを目的とせしむ。

中學校は、明治五年、學制を以て、始て規程を定め、小學を経たる生徒に、普通の學科を教ふる所とし、一中學區に、一校を設くべき制を立てたり。其教科は、上下の二等に分ち、下等中學

中學校
（二七）
規程抄三十四年
八月令十四

科は、國語學、算術、習字、地學、史學、外國語學、究理學、圖畫、古言學、幾何學、代數學、記簿法、博物學、化學、修身學、生理學、國體學、政學、大意、國勢學、大意、奏樂とし、上等中學科は、國語學、習字、外國語學、究理學、算術、古言學、幾何學、代數學、記簿法、化學、修身學、測量學、經濟學、重學、大意、動物學、植物學、地質學、礦山學、生理學、大意、星學、大意とし、修業年限を中等中學を十四歳より十六歳までの三箇年とし、上等中學を十七歳より十九歳までの三箇年とす。而して工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校等を皆中學の種類としたり。又大學以外にして、外國人を教師とせる學校は、皆中學と稱し、其餘舊來の教科に依りて、程度、小學より高き者、及學業の順序を踐まずして、外國語を教へ、又は醫術を教ふる者は、概して變則中學と稱せり。然れども當時は其教規に協へる學校極めて少くして、多くは漢

學、數學、英語等を教ふる變則中學の種類なりき。而して地方には中學校を設立すること漸く多くして、明治十二年の比には、中學校と稱する者、七百八十四校あり。但し其修業年限、及學科は、概ね一定せずして、漢學のみを修めたる生徒も多かりき。因て教育令の頒布ありて、中學校の要旨を定め、高等の普通學科を授くる所としたりしが、其後教育令の改正を経て、十四年に至り、文部省は、中學校教則大綱を達して、其學科、程度等を定め、中學校を以て中人以上の業務に就き、又は高等の學校に入らんが爲に、必須の學科を授くる所とし、初等中學科を卒業したる生徒は、高等中學科を修むることを得るのみならず、普通文科、普通理科、其他師範學科、又は諸專門の學科を修むることを得しめ、高等中學科を卒業したる者は、大學科、高等專門學科を修むることを得しむ。而して大

學科を修めんと欲する者をして、必須の外國語學を修めしめしを以て、十六年に東京大學豫備門に英語專修科を設け、中學卒業生をして大學に進入するの便を得しめたり。十七年、文部省は、中學校通則を設け、忠孝彝倫の道を以て、教養の本とし、教員免許規程を定めて、中學師範學科又は大學の卒業證書を有せる者の外は、品行學力等を檢定して後に、文部省より免許狀を授與する事と爲せり。爾來中學校は、益、整頓に趨きしが、殊に整備せる者を、官立大坂中學校とす。其餘府縣立に屬し、地方税を以て維持する者七十六箇あり、又町村立に屬し、町村費又は寄附金等を以て維持する者五十四箇あり。此餘尙二箇の私立あり。是等の學校生徒の總數は、一萬五千百人に達せり。而るに當時大學に於て、外國語に依り教授する豫備門を置きたるを以て、或は半途にして中學校を

中學校令 明治十九年四月
 高等學校令 明治十九年四月
 中學校令 明治十九年四月
 高等學校令 明治十九年四月
 中學校令 明治十九年四月
 高等學校令 明治十九年四月
 中學校令 明治十九年四月
 高等學校令 明治十九年四月

退きて此に入り、或は専ら外國語、漢學、數學のみを修めて此に入る者多くして、中學校の上級生徒は、爲に甚だ寥々たり。東京大學豫備門は、明治十年、東京英語學校を改稱し、東京大學に隸屬し、諸専門科に入るべき生徒に豫備科を教授せんが爲に設くる所にして、課程を卒へたる者は、各自の選擇に任せ、法、理、文の一學部に入るを得るなり。十五年、大學醫學部の豫科を廢するを以て、其生徒を此に編入し、十八年、東京大學の管理を解きて特立し、十九年、中學校令の頒布あるや、此豫備門を以て第一高等中學校に充てたり。

中學校令及十九年の文部省令に據るに、中學校は實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らんと欲する者の爲に、須要なる教育を施す所にして、是を高等、尋常の二等に分つ。高等中學校は、文部大臣の管理に屬し、北海道、沖繩縣を除くの

外、全國を五區に分ち、每區に一箇所を設け、又高等中學校の外に、法科、醫科、工科、文科、理科、農業、商業等の分科を設くることを得しめ、經費は、國庫より支辨し、又は國庫と該學校設置區域内に在る府縣の地方税とに由り支辨するなり。尋常中學校は、各府縣に於て、便宜に之を設くる事を得しむれども、地方税の支辨又は補助を要する者は、各府縣に各一所とす。尋常中學校の學科を、倫理、國語、漢文、第一外國語、第二外國語、農業、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、唱歌、及體操とす。而して第一外國語は、通常英語にして、第二外國語は、通常獨語、若くは佛語なり。其修業年限は、五箇年にして、等級を五級に分ち、其第五級に入るべき者は、品行端正、身體健康、年齡滿十二年以上にして、其課程を修むべき學力を有する者とす。此年、地方にて尋常中學校を設くること三十九府縣にして

四十四校なり。又高等中學校の學科を、國語、漢文、第一外國語、第二外國語、羅句語、地理、歴史、數學、動物、植物、地質、礦物、物理、化學、天文、理財學、哲學、圖畫、力學、測量、及體操とし、外國語の第一第二の別は、尋常中學校の學科に同じ。又其修業年限を二箇年とし、等級を二級に分ち、其第一年級に入るべき者は、滿十七年以上にして、尋常中學校卒業以上の學力を有する者とす。又尋常中學校第三年級以上の學科、及其程度に據りて、豫科を置くことを得しむ。二十年、各高等中學校に醫學部を置き、其學科を、英語、動物學、植物學、物理學、化學、解剖學、組織學、生理學、藥物學、病理學、外科、病理學、內科學、外科學、眼科學、產科、及婦人科學、裁判醫學、衛生學、及體操とし、其修業年限を四箇年とし、十七歳以上にして、尋常中學校を卒業したる者等を選びて、入學を許す。要するに中學校令の出でしより、高等中學

(二八) 教育法
規程抄
二十二年七月
二十二年七月

(二九) 教育法
規程抄
二十七年六月
二十七年六月

校は、直に大學に入るべき階梯と爲れり。
(三〇) 二十四年、中學校令に本づき、尋常中學校設備規則を發布して、校地は學校の規模に適應して、道德上并に衛生上に害なき所たるべく、校舎は、通常教室、物理、化學、博物、圖畫の特別教室、圖書室、器械室、藥品室、標本室、講堂、職員室、生徒控室、體操場、其他所要の諸室等を造らしめ、寄宿舎を設くる場合には、自修室、寢室を區別し、舎監室、食堂、浴室、盥嗽場等を備へしめ、校舎は、教授上、管理上、衛生上に適合すべきものたることを規定せり。

(三一) 二十七年、高等學校令を發布して、従前の高等中學校を改めて高等學校とし、専門學科を教授する所と爲し、且帝國大學に入學する者の爲め、豫科を設くることを得しむ。是より高等學校は、獨立の専門學校と爲り、全く中學校令の範圍を脱

(三〇) 教育法
規程抄
二十七年九月
二十七年九月

(三一) 教育法
規程抄
二十七年三月
二十七年三月
(三二) 教育法
規程抄
二十六年七月
二十六年七月
(三三) 教育法
規程抄
二十七年六月
二十七年六月

(三四) 教育法
規程抄
二十二年八月
二十二年八月

す、此年、尋常中學校入學規程を發布し、尋常中學校第一年級に入學するを得る者は、高等小學校第二年の課程を奉へたる者、若くは之と均しき學力を有する者にして、其卒業生は、私立の外は、當然判任文官たる資格を得、且陸軍一年志願兵たることを得る者と爲す。又尋常中學校に於ては、實業に就かんと欲する者に必要なる教育を施す爲に、尋常中學校實科規程を發布し、第四年級以上に於て、本科の外、分ちて實科を設くることを得、其科目は、倫理、國語及漢文、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、實業要項、體操とし、又隨意科として、簿記、習字、圖畫測量、外國語の一科若くは數科を加ふることを得しめ、之を實科中學校と云ふ。

(三五) 三十二年、中學校令の改正あり、尋常中學校を改めて中學校と爲し、男子に須要なる高等普通教育を爲すを以て目的と

(三五) 法令全
省令三十四年三月
法規類抄三教育
年二月文部省調
令三三號
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇

し、各府縣各一箇以上を設立するものと爲し、尋て三十四年
中學校令施行規則を定め、三十五年、文部省は、更に中學校教
授要目を編纂して之を示し、以て其教授法に資す。中學校は、
二十七八年戰役後、各府縣競ひて之を設立し、三十三年度の
統計に據れば、公私立學校、本校百九十三、分校二十四、教員三
千餘人、生徒七萬七千九百餘人あり。又高等學校は、二十七年
高等學校令公布の當時は、第一乃至第五并に山口高等學校
の六校なりしが、其後岡山に第六高等學校を増設し、又鹿兒
島造士館を第七高等學校とし、三十四年には、第一高等學校
醫學部を千葉醫學專門學校とし、第二高等學校醫學部を仙
臺醫學專門學校とし、第三高等學校醫學部を岡山醫學專門
學校とし、第四高等學校醫學部を金澤醫學專門學校とし、第
五高等學校醫學部を長崎醫學專門學校と稱して、各醫學部

(三七) 文部省
職員録甲部并二
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇
三〇〇〇

(三九) 文部省
三十八年報

大學校
東京帝國大學
東京開成學校
東京醫學專門學校
東京女子大學

を獨立せしめたり。三十三年度に於ける高等學校の概況は、
教員三百四十五人、生徒五千六百八十四人なり。
大學は、東京、京都兩所に在り。其東京に在るを東京帝國大學
と云ふ。東京帝國大學は、明治十年四月、東京開成學校及東京
醫學部を合併して、東京大學と名づけしに起る。
東京開成學校は、原と舊幕府の開成所なり。明治元年、朝廷に
て之を再興し、二年、大學に隸して、大學南校と改稱し、四年、文
部省の所轄と爲り、單に南校と稱せり。五年、學制を布き、學區
を定むるに及び、本校を以て第一大學區第一番中學と改め、
六年、又開成學校と改稱し、校舍を錦町に新築して之に移り、
終に東京大學の一部と爲れり。
東京醫學部は、舊幕府の醫學所なりしが、明治元年に至り、朝
廷之を再興し、大病院に屬せり。大病院は、横濱の軍陣病院を

下谷舊藤堂邸に移したる者なり。二年、醫學所、大病院を合併して、醫學校兼病院と稱し、幾ならずして、大學東校と改稱し、三年に單に東校と云ひ、五年に至り、第一大學區醫學校と改稱し、七年、又東京醫學校と改稱し、長崎醫學校を以て之に合併す。長崎醫學校は、原と幕府の精得館なり。九年、本校は、本郷元富士町に移りしが、翌年に至りて、東京大學の一部と爲れり。

東京大學は、斯の如くにして成れり。乃ち東京開成學校の法學科生を法學部に編入し、工學、化學、物理學科生を理學部に編入し、東京醫學校の醫學生、及製藥學生を醫學部に編入し、更に學科課程を選定して、法、理、文三學部の諸學科の課程を各四年とし、醫學部を醫學科、製藥學科の二科とし、醫學本科の課程を五年とし、製藥學本科を三年とし、豫科を五年とす。

此年、化學卒業の人始て三人あり。十一年、法、理、文の三學部の正科の外に、各選科生を置き、生徒の望に由り、一二の學科、及課目を専修することを得しむ。後に又學士研究科を置き、學士をして既に卒業せし學科に就て、更に研究を加ふることを得しむ。十二年、學位を定め、法學士、理學士、醫學士、文學士、及製藥士と爲し、學力優等にして卒業證書を得たる者に與ふ。十五年、古典講習科を置き、文學部に屬し、本邦歴代の事實及制度、言語等を考究せしむ。十六年、古典講習科を分ちて國書課、漢書課とし、漢書課は、支那の古典を専修せしむ。又法學部中更に簡易の教則に依り、別課法學科を置く。此年得業士の學位を置きて、其修むる所の學課を卒業する者に授け、學士の稱は、更に高等の試問を経て、及第する者に授くる事とす。十八年、別課法學科、古典講習科等の各生徒を新に募ること

を止め、法、文二學部を、本郷元富士町に移し、東京法學校を法學部に合併せり。

東京法學校は、明治五年、司法省に置きし所の明法案に基因し、其後數度の變更を経て、明治十七年に、文部省に屬し、始て東京法學校と稱せしなり。

十九年に至り、新に帝國大學を置けり、其事業は概ね東京大學及工部大學校より繼續し來る者なり。

工部大學校は、明治四年、工部省に工學寮を置きしに起れり。五年、其工學校を大小二學に分ち、私費生徒を教養せしが、六年、土木、機械、造家、電信、化學、冶金、鑛山の七專門科を設け、始て官費生徒を募り、八年、又工部美術學校を設け、本校に隸し、畫學、彫刻の二科を教授し、十年、工學寮を廢し、工學校を改稱して、工部大學校とし、之を工作局に屬す。十五年、造船科を増置

(四一) 教育法
月勅令三號

(四二) 教育法
規程抄三十九年三月
六月文部大臣訓令
(四三) 勅令三
號帝國大學令

し、美術學校を廢し、十八年、工部省の廢せらるゝに當り、本校を以て文部省の所轄とす。

帝國大學令は、十九年の公布にして、之に據れば、帝國大學は、國家の須要に應ずる學術、技藝を教授し、及其蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院及分科大學を以て之を構成す。分科大學は、法科、醫科、工科、文科、理科、農科の六大學にして、其學術、技藝の理論及應用を教授せんが爲に設け、大學院は、分科大學卒業生等が、更に其所修の蘊奥を攻究せんが爲に設くる所なり。而して各分科大學入學者の資格は、高等學校の卒業證書を有する者、若くは大學豫科學力檢定試験を経たる者に限り、と爲す。又分科大學の學科を卒業したる者には、卒業證書を與へ、大學院に入りて及第したる者には、學位を與ふるなり。

(四四) 東京
農林學校
十五年五月二十六日

農科大學は二十三年六月勅令を以て設置する所にして、農學科、林學科、獸醫學科を置き、是れ即ち東京農林學校を進めて、分科大學と爲し、ものなり。東京農林學校は、農商務省の所轄にして、十九年七月勅令により、駒場農學校、及東京山林學校を廢して、更に設置せしものなり。駒場農學校は、明治七年、内務省勸業寮に於て、農事修學場を設けて、農學生を養成せしに起源し、十年十月、駒場野に移して、農學校と改稱せるものにて、東京山林學校は、十年に、内務省地理局に於て、樹木試験場を西ヶ原に設け、樹木に關する實驗を爲し、に起り、十四年、農商務省山林局の所轄に歸し、十五年十一月、東京山林學校と改稱し、十九年四月、駒場農學校と共に農商務省の直轄と爲し、ものなり。目下農科大學の附屬に農業教員養成所あり。

(四五) 三十五
年農林
甲種

(四六) 三十三
年農林
甲種
(四七) 三十二
年農林
甲種
(四八) 三十一
年農林
甲種
(四九) 三十
年農林
甲種
(五〇) 二十九
年農林
甲種
(五一) 二十八
年農林
甲種
(五二) 二十七
年農林
甲種
(五三) 二十六
年農林
甲種
(五四) 二十五
年農林
甲種
(五五) 二十四
年農林
甲種
(五六) 二十三
年農林
甲種
(五七) 二十二
年農林
甲種
(五八) 二十一
年農林
甲種
(五九) 二十
年農林
甲種
(六〇) 十九
年農林
甲種
(六一) 十八
年農林
甲種
(六二) 十七
年農林
甲種
(六三) 十六
年農林
甲種
(六四) 十五
年農林
甲種
(六五) 十四
年農林
甲種
(六六) 十三
年農林
甲種
(六七) 十二
年農林
甲種
(六八) 十一
年農林
甲種
(六九) 十
年農林
甲種
(七〇) 九
年農林
甲種
(七一) 八
年農林
甲種
(七二) 七
年農林
甲種
(七三) 六
年農林
甲種
(七四) 五
年農林
甲種
(七五) 四
年農林
甲種
(七六) 三
年農林
甲種
(七七) 二
年農林
甲種
(七八) 一
年農林
甲種

三十年六月、帝國大學を、東京帝國大學と改稱し、同月始て京都帝國大學を開き、其分科を法科大學、醫科大學、文科大學、理工科大學とし、理工科、法科、醫科等漸次に開設せり。分科大學の修業年限は、多少の變更ありて、現今東京帝國大學に在りては、醫科は、醫學四年、藥學三年、法科の各學科は期限を定めず、別に試験規程を定めて、毎年一回の通常試験を爲し、第四回の試験を経たる者に、更に卒業試験を施行するものとし、其他は凡て各三年とし、大學院學生の攻究期限は五箇年とす。而して京都帝國大學に在りては、理工科は在學最短三箇年、最長六箇年、法科、醫科は最短四箇年、最長八箇年とし、大學院は最短在院期間を一箇年とす。又各分科中の細科目も、逐年多少の變更あり、殊に東京京都は自ら多少の差異ありと雖も、試に東京帝國大學に就きて、

(四九) 京都府
二十七年
十八年報、二

其概況を云はゞ、法科は、法律學、政治學の二科に分れ、醫科は醫學、藥學の二科に分れ、而して別に國家醫學講習科を附設し、工科大学は、土木工學、機械工學、造船學、造兵學、電氣工學、建築學、應用化學、火藥學、採礦及冶金學の九科に分れ、文科大学は、哲學、國文學、漢學、國史、史學、言語學、英文學、獨逸文學、佛蘭西文學の九科に分れ、理科大学は、數學、星學、理論物理學、實驗物理學、化學、動物學、植物學、地質學の八科に分れ、農科大学は、農學、農藝化學、林學、獸醫學の四科に分れ、別に實業者を養成する爲に、農學、林學、獸醫學の實科を置き、而して醫科、文科、理科大学に、研究科を置き、又各分科に選科を置き、以て分科大学課目中、一課目若くは數課目を専修せんとする者の便に供す。又各分科共用の圖書館ありて、三十三年度の調査に據れば、和漢洋書合せて二十八萬八千七百三十五冊を蔵す。此他

(五〇) 東京帝
十一年
十五年
十五年
三十三
十六

理科大学には、附屬東京天文臺を置き、天象觀測及編曆の事業を司り、且大学院學生及理科大学學生の實地授業の用に供し、又地震學實驗所、臨海實驗所、植物園あり。農科大学には、附屬演習林、試驗農場、家畜病院、林產物試驗所、蹄鐵實驗室、養蠶室あり。又醫科大学には、醫院を附屬せしめ、學術實驗及臨床講義の用に供し、文科大学には、史料編纂係あり。史料編纂係は、明治二十一年、内閣修史局を廢せられ、其着手の修史事業を、大學に屬せらるゝに及び、編年史編纂係を設置したるに起因す。其後屢沿革あり、二十八年四月、現今の名稱に改め、三十三年三月まで、五箇年を以て成功の期と定め、編纂に従事せしが、其稿略成るを以て、同年四月より、十五箇年間を期し、更に修訂を加へ、其卷帙の成るに従ひ、漸次に大日本史料及大日本古文書の名を以て出版する事とし、既に各若干冊

を印行せり。採集の古文書十餘萬通、古記録二萬數千冊を藏す。

東京帝國大學の概況は、三十五年九月の調査に據れば、名譽教授、教授、助教授、講師、嘱託外國教師、合計約三百人、大學院學生五百餘人、分科大學生三千餘人、生徒四百餘人、學士及卒業生の數四千九百餘人あり、而して學生、生徒には、若干の外國人あり、又、京都帝國大學の概況は、三十五年度に於て、教授、助教授、講師の數一百餘人、大學院并に分科大學學生、生徒合はせて六百四十餘人なり、

師範學校は、明治五年に舊昌平校に開きしを以て始とす。當時師範學科を修めたる米人一人を聘して教師と爲し、生徒を上等生、下等生の二等に分ち、教師と生徒との間に、通辯官一人を置き、教師は上等生を以て、假に小學生と做し、外國の

(五一) 東京帝國大學
一覽從三十五年五月二十六

師範學校
(五二) 日本近世教育概論

小學科を教へて、其方法を悟得せしめ、上等生は、其方法を寫して我國小學の授業法と爲し、亦下等生を小學生徒と做して、之を授けしめたり。此時、師範生徒の日課は、只小學授業法の一科にして、之を本科と稱し、其他算術、物理、體操等の科あれども、其大意に過ぎずして、之を餘科と稱せり。六年、始て師範學科を選定し、初等、上等の二級に分ち、修業年限を通じて二年とす。然れども、其學科は、尙餘科にして、本科の餘暇ある者にあらずれば、之を課せざりしなり。尋て大坂、宮城にも官立師範學校を設け、其卒業生の中二三名を三官立師範學校の本科教員と爲し、其餘を樞要の府縣に派出して、教員養成の事に着手せしむ。爾後數年の間、官立師範學校の卒業生は、皆教員養成の事に眼勉して、小學校に従事する者に至りては、幾ど希なり。七年、愛知、廣島、長崎、新潟に官立師範學校を設

け、又官立女子師範學校を東京に設く。是に於て官立師範學校は、合はせて八箇所ありて、共に其規模を地方に示せり。東京師範學校は、此歳又其教科を改め、餘科に代ふるに豫科即ち小學教員たるべき者の、必ず修むべき學科を以てし、本科と並び立つの制を設け、教則の體裁稍、整ふ。八年、東京師範學校に中學師範學科を設け、以て中學校の教員を養成せり。九年、東京女子師範學校に自費通學の別科を置きて、本科に入るの豫備としたり。此學校は、當初修業年限を五箇年として、學科を設けしが、入學合格の者少きを以て此舉あり。十年、東京女子師範學校の修業年限を三箇年半に短縮し、書取、手藝、作文、教育論、養生書等を除きて、文學、裁縫、生理等を加へ、其後、幼兒保育科を加へたり。

十年、十一年の間に於て、文部省は、小學教員の養成を地方廳

に委任する目的を以て、愛知等の官立師範學校六所を廢し、唯東京師範學校、及東京女子師範學校の二校を存し、府縣師範學校に補助金を交付し、以て其整備を圖れり。初め府縣に於ては、學制頒布の際、小學校教員養成の急務なるを知り、特に講習所等を設けて、授業の方法を講習する者ありしが、各官立師範學校の生徒漸次に卒業するを以て、競ひて師範學校を設立せり。八年に至りては、師範學校終に各府縣に遍くして、教員養成の事業、稍、其緒に就けり。然れども目下の急に應ずるを以て主とするが故に、其施設の方法未だ完からず、單に師範學校の學期を短縮する者あり、師範學校内に別に速成科を設くる者あり。師範學校の外に、傳習所を設け、師範學校教員を派出して之を授けしむるあり。其學期の如きは短きは僅に若干週間にして、長きも多くは六箇月に過ぎず。

其一二年なる者に至りては、極めて少かりしが、漸次に之を延べて、此比に至りては、修業年限を二箇年半、或は三箇年と爲す者あるに至る。

十二年、東京師範學校にては、教科を改め、豫科、高等豫科、本科の三科とし、豫科より直に本科に入る者を、小學校教員とし、豫科、高等豫科を経て、本科に入る者を、中學校教員とす。其科目は大別すれば、格物學、史學、哲學、數學、文學、藝術にして、専ら力を心理學、教育學、學校管理法等に注げり。此に至り師範學校の規模大に備る。是より先き文部省は、師範學科取調の爲め、從來教育に經驗ある者を選びて、米國に差遣し、該國師範學校に入りて、其課程を實踐し、其管理の方法を研究し、併せて其教育法をも調査せしめたりしが、當時恰も歸朝して、本校の學則、規則の改正に與り、大に從來の教育上の面目を一

新するに至りたる者なり。

十三年、教育令の改正に至り、師範學校は、凡て小學教員を養成する所と爲り、十四年に、文部省は、師範學校教則大綱を府縣に頒布し、師範學科を初等、中等、高等の三科に分ち、初等科を一箇年とし、中等科を二箇年半とし、高等科を四箇年とし、學科は、初等科を修身、讀書、習字、算術、地理、物理、教育學、學校管理、法、實地授業、及唱歌、體操とし、中等科は、之に歴史、圖畫、生理、博物、化學、幾何、簿記を加へ、高等科は、之に代數、經濟、本邦法令、心理を加へ、殊に女子の爲には、本邦法令、經濟等を除き、裁縫、家事經濟等を加ふる者とす。生徒は、品行端正、體質強健、年齢十七年以上にして、小學中等科卒業以上の學力ある者を探り、其卒業の者は、高等科は、小學高等科以下の教員たるを得しめ、中等科は、小學中等、初等の二科の教員たるを得しめ、初

等科は、小學初等科の教員たるを得しめ、其卒業證書の有効年限を七年とす。

十六年、文部省は、府縣選舉師範生徒募集規則を定め、府縣に於て小學校、中學校の良教員を得んとする者は、其府縣内に居住して適應の學力ある者を選び、之に公費を給して、東京師範學校及東京女子師範學校に入學せしめ、又府縣立師範學校通則を頒布し、府縣立師範學校は、忠孝彝倫の道を本として、管内の小學教員を養成する所とし、其入學生徒の率を立て、約そ管内學齡人員千五百人中に一人以上を取ることと定め、學校長、教諭、助教諭、訓導及書記の職員を置きたり。此年、東京師範學校は、小學師範學科教則を編制し、單に高等科を教授し、又初等中學師範學科教則を編制して、従前の高等豫科に換ふ。東京女子師範學校にても、教則を編制し、單に

高等科を教授す。而して教則大綱に照すに、加除する所ありて、裁縫、禮節、家政を加へ、唱歌の外に彈琴を課し、實地授業に於て、特に幼稚園保育を練習せしむ。

十八年、文部省は、東京女子師範學校を東京師範學校に合併し、且府縣に令して皆之に倣はしむ。而して其教科は、舊に依りて之を區別せり。

十九年、師範學校令の公布あり、師範學校を分ちて、高等、尋常の二等とし、高等師範學校は、尋常師範學校長及教員を養成する所とし、文部大臣の管理に屬して、東京に一校を置き、尋常師範學校は、公立小學校長及教員を養成する所とし、府縣に各一校を置く。生徒の學資は、皆學校より支給し、順良、信愛、威重の三氣質を以て、教員たる者の、必ず備ふべき者とし、教授の際、殊に此に注目して生徒を養成せしむ。文部省は、此令

に依り尋常師範學校の學科程度等の法を定む其學科は倫理、教育、國語、漢文、英語、數學、簿記、地理、歴史、博物、物理、化學、農業、手工、家事、習字、圖畫、音樂、體操とし其内農業、手工及兵式體操は男生徒に課し家事は女生徒に課し修業年限は並に四箇年とし生徒は高等小學校卒業以上の學力を有し年齢十七年以上二十年以下にして其府縣下在籍の者とす而して高等師範學校は東京師範學校を以て之に充てたり其男子の師範學科は理化學科、博物學科及文學科の三科に分ち理化學科は教育學、倫理學、英語、數學、物理學、化學、手工、圖畫及音樂體操とし博物學科は教育學、倫理學、英語、有機化學、礦物學、地質學、植物學、動物學、生理學、農業、圖畫及音樂體操とし文學科は教育學、倫理學、國語、漢文、英語、地理、歴史、理財學、哲學及音樂體操とし修業年限を各三箇年とす其女子師範學科は倫理、

教育、國語、漢文、英語、數學、簿記、地理、歴史、博物、物理、化學、家事、習字、圖畫、音樂及體操とし修業年限を四箇年とす又附屬體操傳習所を廢して更に體操專修科を置き普通體操及兵式體操を練習せしめて師範學校體操の教員となるべき者を養成す而して高等師範學校の男生徒は尋常師範學校を卒業したる者を取り女生徒は尋常師範學校の二箇年の課程を卒へたる者等を取る。

二十二年に至り女子部の學科及其程度を定め二十五年七月に至りて十九年并に二十二年定むる所の男子部女子部の學科及其程度に改正を加ふる所ありて修業年限の如きも男子は四箇年女子は三箇年とし土地の情況によりて師範學校に簡易科、豫備科、小學校教員講習科、幼稚園、保姆講習科を置く事を得しむ三十年更に師範教育令を發し師範學

(五三) 教育法
規程抄二十五年
七月省令八號

(五四) 教育法
規程抄三十年十

六月勅令三百四十

(五五) 文部省
二十八年報

校の經費は、府縣稅又は地方稅の負擔とし、生徒の學資は、文部大臣の定むる所に依り、設備に關する規則、生徒の募集、及卒業生の服務に關する規則、學科及其程度、并に教科書は、文部大臣之を定むるものとし、其他、豫備科、小學校教員講習科、及幼稚園保姆講習科を置くことを得しめたり。三十三年度の概況は、學校の數五十二、教員九百五十八人、生徒、本科、簡易科、豫備科、男女生合一萬二千六十二人、講習科生徒三千五百七十七人なり。

(五六) 教育法
六月勅令三百四十
六年

(五七) 教育法
規程抄二十七年

高等師範學校は、師範教育令の定むる所は、男子部、女子部各一を東京に置き、文部大臣の管理に屬して、男子部は、師範學校、中學校、及高等女學校の教員たるべきもの、女子部は、師範學校、女子部、及高等女學校教員たるべきものを養成する所とす。高等師範學校の規程は、男子部は二十七年に、女子部は

四月勅令十一號
(五八) 教育法
規程抄三十三年
五月勅令三十一號
(五九) 教育法
規程抄三十三年
十一月勅令一號
(六〇) 教育法
規程抄三十三年

三十年に定められたれども、共に各數回の改正ありて、現時の規程は、男子部は、學科を、豫科、本科、研究科とし、豫科の科目を、倫理、國語、漢文、英語、論理學、數學、音樂、體操とし、又本科を四學部に分ちて、第一部を、倫理、教育學、心理學、國語、漢文、英語、獨語(又は佛語)、歴史、哲學、言語學、生物學、生理學、體操とし、別に法制、經濟、音樂の一、又は二を隨意科として加ふるを得とし、第二部を、倫理、教育學、心理學、哲學、地理、歴史、法制、經濟、英語、生物學、體操とし、別に、國語、漢文、獨語、音樂の一、又は二以上を加ふるを得とし、第三部を、倫理、教育學、心理學、數學、物理學、化學、哲學、英語、圖畫、手工、體操とし、獨語、生物學、音樂の一、又は二以上を加ふるを得とし、第四部を、倫理、教育學、心理學、植物學、動物學、生理學、礦物學、地學、農學、哲學、英語、圖畫、體操とし、別に、化學、獨語、音樂の一、又は二以上を加ふるを得とし、研究科は、倫理、

(六〇) 教育法
三月二十九年十
月省令三十四號
及教育法令三十四
二年二月省令六十
號

(六一) 官報三
十五年五月文部
省告示八十七號
(六二) 教育法
三月二十九年十
月省令三十四號
五月十八號省告示
五十八號

教育學、教育制度、行政法、社會學、哲學、美學、實驗心理學、學校衛生、專科教育、兒童研究、教育演習とし、五科目以上を選修せしめて、論文を出さしむ。而して修業年限は、豫科一年、本科三年、研究科一年とす。又女子部は、學科を、文科、理科、技藝科とし、文科は、倫理、教育學、國語、漢文、外國語、歴史、地理、家事、體操とし、習字、圖畫、音樂等を隨意科とし、理科は、倫理、教育學、國語、外國語、地學、數學、物理、化學、博物、家事、圖畫、體操とし、習字、音樂を隨意科とし、技藝科は、倫理、教育學、國語、外國語、家事、習字、圖畫、體操とし、音樂を隨意科とし、修業年限を四箇年とす。
(六三) 三十五年に至り、教育益普及して、中等教育教員の需用多きを加ふるを以て、又、廣島に高等師範學校を置く。又、同年三月には、臨時教員養成所五箇を、東京帝國大學内、第一、第二、第三高等學校内、及東京外國語學校内に置く。

專門學校
(六三) 日本近
世教育概論并二
文部省三十八年
三月三十一日
月令六十一號

(六四) 文部省
三十八年報

外國語學校
(六五) 日本近

專門學校は維新の後、歐米の學術を專攻する者漸く多くして、其種類益廣かりしが、明治五年、學制の頒布に至り、總て歐米人を雇ひて教師とする高尚なる學校を汎稱して專門學校とせり。三十六年三月、專門學校令の公布ありて、專門學校とは高等の學術技藝を教授する所とし、中學校卒業若くは修學四年以上の高等女學校の卒業生を入學せしめ、其修業を三箇年以上と爲し、官立諸學校中、千葉、仙臺、岡山、金澤、長崎の醫學專門學校、東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校を專門學校とせり。
(六六) 三十四年の統計に據るに、專門學校の數は、官立三、公立四、私立四十一にして、其官立は東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校なり。
(六七) 外國語學校は、學制の定むる所に依れば、其學科を上下の二

普通教育概覽

等とし、其修業年限を四箇年とし、學科を綴字、習字、讀方、暗誦、算術、體操、會話、書取、文法、作文、地理、歴史、善論、及畫學とし、其生徒は、小學校卒業の學力を有し、年齢十四歳以上の者を取ることにす。而して明治六年、文部省は、始て東京に東京外國語學校を置き、其科目は、概ね學制の定むる所に依れり。

東京外國語學校は、明治二年に、開成學校中に英佛二語學科を置きしに淵源し、六年に、外務省に設くる所の獨露漢語學所を文部省に併管せしに成れる者にして、七年、其英語を分離し、更に東京英語學校を設けたり。是より先き、愛知、廣島、新潟、宮城に官立外國語學校を設立し、大坂の開明學校、長崎の廣運學校を、外國語學校と改稱せしが、是に至りて皆英語學校と改稱す。十年、愛知、廣島、長崎、新潟、宮城の各英語學校を廢し、東京英語學校を豫備門と改稱し、東京大學に屬せしめ、十

(六六) 文部省
二十五年報

(六七) 教育法
三十二年四月
令百十六號

美術學校
(六八) 日本近
世教育概覽

二年、大坂英語學校を大坂専門學校と爲し、に因り、外國語學校は、東京外國語學校の一枝と爲りしが、十八年に、東京商業學校と本校とを合はせて、東京商業學校を置くに至りて、外國語學科の専門學校の資格なる者は殆ど絶えたり。

既にして二十七八年、戦役の後、國民の氣象大に外に伸びんとするを以て、外國語學習の必要起り、其氣運は、遂に三十年を以て、外國語學校の設立を見るに至れり。同校は、初め高等商業學校の附屬として起りしが、三十二年に獨立せしめて、東京外國語學校と稱し、現時、英、佛、獨、露、西、伊、清、韓の八國語を教授す。

美術學校は、明治九年、工部省に工部美術學校を起し、工學校の附屬とし、畫學、彫刻の二學科を置き、伊國人をして生徒に教授せしめしが、十五年に至りて之を廢せり。而して二十年に、

(六九) 文部省
二五七七八年

(七〇) 職員録
三十五年 甲種一

音樂學校
(七一) 日本近

文部省は、更に東京美術學校を設立す。是より先き、明治十七年に、文部省は、圖畫取調委員を設け、十八年、又圖畫取調掛を置き、専ら邦畫の教授用に充つべき臨本を取調べしめ、十九年、美術取調委員を歐米に派遣したり。是に至り、圖畫取調掛の組織を改めて、東京美術學校と爲せり。爾來數回の改良を経て、今日に至り、繪畫、圖按、建築當分之美術、工藝の五科を置き、其修業年限を四年とし、別に一箇年間豫備の課程を履修せしむ。又各科卒業生の爲に、學期三箇年以内の研究科を置き、又中學校及高等女學校、實業學校圖畫教員にして、尙其技術の補習を望むもの、爲に、一年乃至二年の圖畫講習科を置き、又各科に選科を置く。此外、京都には市立美術工藝學校あり。

東京音樂學校は、初め音樂取調掛と稱し、明治十二年、文部省

世教育研究

(七二) 法令全
二六六年六月
勅令六十六號
勅令三十二號
勅令百二十六號
文部省
二七八年
東京音樂學校
併東京省

に設立する所なり。十三年、音樂教師を米國より聘して、教授の任に當らしめ、又音律上の理論を研究し、以て旋律の法を考定し、又樂譜、樂曲、及歌詞の如き古調の存すべき者は之を存し、新に作るべき者は之を作り、中正典雅の音樂を選定せんことを期せり。十六年、始て規則を制定し、學科を修身、唱歌、洋琴、風琴、箏、胡弓、専門樂器、和聲樂、音樂論、音樂史、及音樂教授法の十一科と爲せり。是より後、各府縣の學校に於て、音樂唱歌の傳習を望む者多きを以て、益、傳習生を招募せり。其間音樂取調掛は、或は改稱し、或は復稱せしが、二十年に、始て特立して東京音樂學校と爲せり。二十六年に至り、本校を高等師範學校の附屬とす。既にして、三十二年、復獨立して東京音樂學校と稱す。而して其後多少の變更を経て、今日に至る。學校の目的は、音樂教員及音樂師を養成するにありて、學科を大

醫學校
(七五) 日本
教育勅令

別して、豫科、本科、研究科、師範科、及選科とし、更に本科を分ちて、聲樂部、器樂部、樂歌部とし、師範科を甲乙二種に分ち、甲種は中等教育の教員を養成し、乙種は初等教育の教員を養成する所とし、修業年限は、豫科一年、本科三年、研究科二年、甲種師範科三年、乙種師範科一年とし、選科には一定の年限なし、醫學校は、明治維新の際に至りても、一二の官立を除く外は、殆ど學校の組織を爲せる者なく、學制頒布の時、醫學校の教科を制定せしも、實際之を履修する者少し、十二年、文部省は大坂専門學校に理科、醫科を置きて、其科目を定めしが、十五年に至り、醫學校通則を定めたり、是れ此際地方の醫學校頗る發達せるを以てなり、其通則の要を掲ぐれば、學校を甲乙の二種に分ち、甲種醫學校は、尋常の醫學科を教授し、以て醫師の具成を圖る者にして、其學科は、物理學、化學、動物學、植物

藥學校

(七六) 教育法
月勅令四十八號

學、解剖學、組織學、生理學、病理學、藥物學、內科、外科、眼科、產科、內科臨床講義、外科臨床講義、衛生學、裁判醫學とし、修業年限を四箇年以上とす、乙種醫學校は、簡易の醫學科を教授して、以て醫師の速成を圖るが爲にし、若くは甲種を設置すること能はざる時に、設置するものなり、其學科は、物理學、化學、解剖學、生理學、藥物學、內科、外科、眼科、產科、內科臨床講義、外科臨床講義とし、其修業年限を三箇年とす、而して醫學校は、總て臨床實驗に供すべき病院の準備あるを要し、甲種學校の卒業生徒は、試験を須ひずして、醫術を開業するを得るなり、然るに二十年に至り、政府は、翌二十一年度以降、地方税を以て府縣立醫學校の費用を支辨することを禁ぜしかば、各府縣の醫學校若干を除くの外は、大抵、皆廢止に歸せり、醫學校は、明治六年、東京醫學校に製藥學科の教場を設けた

(七七) 日本
藥學教育
停止ノ事
ニ關スル
勅令
四十八號
十一年

るを以て嚆矢とす。十五年、文部省は、藥學校通則を定め、藥學校を分ちて、甲乙の二種とす。甲種藥學校は、尋常の藥學科を教授して、藥劑師の具成を圖る者にして、其學科は、少くとも物理學、化學、動物學、植物學、金石學、藥用植物學、分析化學、藥品學、製藥學、毒物學、藥物試驗法、調劑學とし、此他英佛獨語中の一を加へ、其修業年限は、三箇年以上とす。乙種學校は、簡易の藥學科を教授し、以て藥劑師の速成を圖る者にして、其學科程度は、甲種に比すれば、甚だ低し、而して藥學校は、二十一年度に醫學校の廢止せらる、府縣は、皆之に伴ひて廢止せり。實業教育は、政府夙に之を振興するに意あり、其實科中學校を設けし事は、前既に云へるが如し、而して二十三年の改正小學校令には、徒弟學校及實業補習學校を小學校の種類と看做し、尋常小學校に、農業、商業、手工を置き、高等小學校に、農

實業教育
(七八) 教育法
十月勅令
二百三十一號
小學校令
五號

(七九) 教育法
六月法律
二十七號
十一月

(八〇) 教育法
規程抄

(八一) 教育法
二月勅令
三十三號
十二年
三月勅令
三十三號
十二年
四月勅令
三十三號
十二年
五月勅令
三十三號
十二年
六月勅令
三十三號
十二年
七月勅令
三十三號
十二年
八月勅令
三十三號
十二年
九月勅令
三十三號
十二年
十月勅令
三十三號
十二年
十一月勅令
三十三號
十二年
十二月勅令
三十三號
十二年

科、商科、工科を置くを得しめ、二十七年には、實業教育費國庫補助法の制定ありて、公立の工業、農業、商業、商船學校、徒弟學校、及實業補習學校にして、文部大臣より、教育上に効益ありと認められしものには、國庫より補助金を與ふべしと爲し、其規定に依りて補助せらる、學校甚多く、三十四年末には、全國各府縣に、工業學校三十八、農學校六十五、水產學校三、商業學校三十四、商船學校五、實業補習學校五十九あり、而して三十二年には、實業學校令の發布ありて、實業學校は、農工商業に従事する者に、須要なる教育を施す所とし、其種類は、工業學校、農業學校、及實業補習學校とし、蠶業學校、山林學校、獸醫學校、及水產學校は、農業學校の内と爲し、而して又其設置廢止等に關する方法を定め、又同年、實業學校教員養成規程を定め、三十五年には、更に之を改正す。三十六年三月、實業

農學校
（八三）
農林部
農林省
農林部
農林省
農林部
農林省
農林部
農林省
農林部
農林省

學校令中、改正する所ありて、實業學校中、高等の教育を爲すものを實業専門學校とし、札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、東京高等工業學校、大坂高等工業學校、京都高等工藝學校は之を實業専門學校と稱せしむ。現今實業學校の數は、官公私立を合はせて大凡三百ありと云ふ。今左に實業學校中の著名なるもの若干を擧ぐ。農學校は、學制に於て、其教科を規定し、明治八年以後、各地方に於て漸次之を設立する者あり。十六年、文部省は、農學校通則を定め、其學校を第一、第二の二種に分つ。第一種は、躬ら農業を執るべき者を養成するを主とし、實業を授け、第二種は、農業を處理すべき者を養成するを主とし、學理と實業とを併せ授く。其學科は、修身、代數、幾何、圖畫、物理學、化學、動物學、植物學、地質學、農用化學、農用工學、耕種、養畜、農業經濟、農業簿記、

農事法規とし、土地の情況に由ては、園藝、森林、開墾、獸醫、昆蟲學等の科目を置くことを得しむ。十八年の末の調査に依れば、地方農學校の第二種の資格を具ふる者、公立九校ありて、其生徒總數三百三十八人、歳費金額貳萬八千七百三拾八圓餘なり。然るに文部省は、農學校通則を以て實際に適切ならざとして之を廢せり。而して二十七年に至り、政府は又簡易農學校規程を定め、三十二年に至り、政府は之を改めて更に農業學校規程を定め、通常、農業學校は、甲乙二種とし、甲種は修業年限を三箇年とす、但し一箇年以内延長するを得とし、乙種は三年以内とし、土地の情況に由ては、更に甲種以上の農業學校を設立することを得しめ、水産學校、蠶業學校、山林學校、獸醫學校に就きての規定をも併せ示せり。尋て水産學校は、三十四年十二月、其規程を定められ、農業教育の制度漸

(八四) 職員
三十五年 甲種
井三日本近世
教育史、札幌農
學校一覽、札幌農

(八五) 文部省
三十八年 文部省
三十二年十一月
二、教育法、井
三、教育法、井
二、教育法、井
三、教育法、井

く備はるに近し。
札幌農學校は、北海道札幌に在り、明治五年開拓使の創立せ
る所にして、初は東京芝増上寺中に在り、八年札幌に移して
札幌學校と稱す。九年に至りて、規模を擴張し、今の名に改め、
學年を四年として、卒業生を農學士と稱す。十五年、農商務省
に屬し、十九年北海道廳に屬し、後文部省に屬す。二十年又工
學科を置き、二十二年、廳令六十五號を以て、卒業生は、農學士
工學士と稱するを得しむ。三十三年度の概況は、其組織は、本
科、豫修科、農藝科、土木工學科、森林科より成りて、本科は四年
の修學とし、農理、農藝、拓殖に關する高等教育を授け、豫修科
は二年の修業とし、本科の學科を修むるに必要なる普通學
科を授け、農藝科は農事に關する中等教育、土木工學科は土
木工學に關する中等教育、森林科は林業に關する中等教育

(八六) 教育法
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印
三十五年 加印

を授け、修業年限を各三箇年とし、其他實地に農事を修學す
る者の爲に現業生を置く。
札幌農學校の他、文部省の直轄にて、盛岡高等農林學校あり。
商業學校は、學制に於て、商業繁盛の地に設けしむる事とし、
其教科を定めしが、明治八年より以降、東京府其餘二三の地
方に於て、僅に之を設置する者あり。十七年、文部省は、商業學
校通則を定め、其學校を二種に分ち、第一種は、躬ら商業を營
むべき者を養成するを主とし、第二種は、商業を處理すべき
者を養成するを主として、其學科は和漢文、習字、算術、代數、簿
記、商業書信、商業地理、圖畫、商品、商業經濟、商業史、商事法規、商
業實習、英語とし、土地の情況に由ては、銀行、爲替、運輸、保險、海
上法、契約法、關稅、統計、物理、化學、博物、幾何、機械、工藝誌等の科
目を置くことを得しめ、又佛、獨、支、那、朝鮮等の語學科を置く

(八八) 教育法
第三十二條
二月十九日

ことを得しむ。三十二年文部省は、同年發布の勅令二十九號
實業學校令の主旨に本づきて、更に商業學校規程を定め、十
七年の通則を廢止したり、而して商業學校は、甲乙二種とし、
甲は學年を三箇年とし、乙は三箇年以内とす。

(八九) 日本
世教育法

東京商業學校は、十八年に設置する所にして、東京外國語學
校、及同校附屬なる高等商業學校、并に東京商業學校を合併
したる者なり。此合併せられたる東京商業學校は、明治八年、
森有禮が東京府下に於て私設せし商法講習所に淵源した
る者にて、農商務省の直轄たりし時、始て東京商業學校と稱
せしなり。農商務省は、此學校の爲に、東京府下の紳商にして、
識望ある者を選び、商議委員としたりしが、三校合併の後も、
文部卿より舊に仍りて委員たらしむ。十九年、商工徒弟講習
科及銀行專修科を置き、此學校の附屬とし、尋て本校の教規

(九〇) 高等
商業學校一覽第三
十五號
十三年三月

(九一) 主計學
校停止ノ件ハ法

を定めしが、二十年三月、更に之を改正し、教科を豫科、本科に
分ち、豫科は修業を一箇年とし、専ら本科に入るべき必須の
學科を教へ、本科は修業を四箇年とし、商業専門の學科を授
くる事とす。又商工徒弟講習所別科の學科目に修正を加へ、
銀行專修科を主計專修科と改稱して、専ら官廳及銀行會社
等の會計事務に關する必須の學術、智識、及實務を教授す。而
して此歲十月、本校の名を高等商業學校と改む。

二十二年三月、本校及附屬科の規則を改正し、本科の修業年
限を三年とし、附屬主計專修科を主計學校と改稱す。十月、附
屬商工徒弟講習所別科を分離して、本校補充科と爲す。二十
三年一月、附屬商工徒弟講習所を、職工徒弟講習所とし、本校
より分離して、東京職工學校に移す。二十四年、規則を改正し
て、豫科二年、本科三年とす。二十六年六月、本校附屬主計學校